

令和4年2月24日開会

令和4年3月17日閉会

令和4年西予市議会 第1回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

2月24日（木曜日）

令和4年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|-------------------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 2月24日 | 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和4年 2月24日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 散 会 | 令和4年 2月24日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 2時45分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|---|---|----------|--|-------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(6番 中村一雅、7番 河野清一) | | | | |
| 2 | 会期の決定
(2月24日～3月17日 22日間) | | | | |
| 3 | 議案第 2号 C A T V整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について | | | | |
| 4 | 議案第 1 4号 令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号) | | | | |
| 5 | 議案第 1 5号 令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | | | | |
| | 議案第 1 6号 令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | 8 | 議案第 3号 | 特別会計予算 | |
| | 議案第 1 7号 令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号) | | 議案第 4号 | 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 | |
| | 議案第 1 8号 令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) | | | 令和4年度西予市水道事業会計予算 | |
| | 議案第 1 9号 令和3年度西予市水道事業会計補正予算(第1号) | | | 令和4年度西予市簡易水道事業会計予算 | |
| | 議案第 2 0号 令和3年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号) | | | 令和4年度西予市公共下水道事業会計予算 | |
| | 議案第 2 1号 令和3年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号) | | | 令和4年度西予市病院事業会計予算 | |
| | 議案第 2 2号 令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第3号) | | | 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 | |
| | 議案第 2 3号 令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) | | 8 | 議案第 3号 | 財産の無償譲渡について |
| 6 | 議案第 5 4号 野村中学校外壁改修工事請負契約について | | 議案第 4号 | 西予市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部
を改正する条例制定について | |
| 7 | 議案第 2 4号 令和4年度西予市一般会計
予算 | | | 西予市職員の育児休業等に関
する条例の一部を改正する
条例制定について | |
| | 議案第 2 5号 令和4年度西予市育英会奨
学資金貸付特別会計予算 | | 議案第 5号 | 西予市社会体育施設条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | |
| | 議案第 2 6号 令和4年度西予市国民健康
保険特別会計予算 | | 議案第 6号 | 西予市あけはまオートキャン
プ場条例の一部を改正す
る条例制定について | |
| | 議案第 2 7号 令和4年度西予市後期高齢
者医療特別会計予算 | | 議案第 7号 | 西予市単独市営住宅条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | |
| | 議案第 2 8号 令和4年度西予市介護保険 | | 議案第 8号 | 西予市病院事業の設置等
に関する条例の一部を改正
する条例制定について | |
| | | | 議案第 9号 | 西予市消防団員の報酬及び
費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例制定に
ついて | |
| | | | 議案第 1 0号 | 市道路線の廃止について | |
| | | | 議案第 1 1号 | 市道路線の認定について | |
| | | | 議案第 1 2号 | 西予市営土地改良事業の施
行について | |
| | | | 議案第 1 3号 | 西予市部設置条例の一部を
改正する条例制定について | |
| | | | 議案第 5 5号 | 西予市農業委員会委員の任 | |
| | | 9 | 議案第 3 5号 | | |

	命について		について
議案第 36 号	西予市農業委員会委員の任命について	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 37 号	西予市農業委員会委員の任命について	諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 38 号	西予市農業委員会委員の任命について	諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 39 号	西予市農業委員会委員の任命について	諮問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 40 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 41 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 42 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 43 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 44 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 45 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 46 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 47 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 48 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 49 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 50 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 51 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 52 号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 53 号	西予市農業委員会委員の任命について		
10 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について		
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について		
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について		
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦		

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名				
2	会期の決定				
3	議案第 2 号	CATV整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について	議案第 3 0 号	令和 4 年度西予市水道事業会計予算	排水事業特別会計予算
4	議案第 1 4 号	令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 1 1 号)	議案第 3 1 号	令和 4 年度西予市簡易水道事業会計予算	
5	議案第 1 5 号	令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)	議案第 3 2 号	令和 4 年度西予市公共下水道事業会計予算	
	議案第 1 6 号	令和 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	議案第 3 3 号	令和 4 年度西予市病院事業会計予算	
	議案第 1 7 号	令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)	議案第 3 4 号	令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	
	議案第 1 8 号	令和 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)	8 議案第 3 号	財産の無償譲渡について	
	議案第 1 9 号	令和 3 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)	議案第 4 号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 2 0 号	令和 3 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)	議案第 5 号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 2 1 号	令和 3 年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)	議案第 6 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 2 2 号	令和 3 年度西予市病院事業会計補正予算(第 3 号)	議案第 7 号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 2 3 号	令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)	議案第 8 号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第 5 4 号	野村中学校外壁改修工事請負契約について	議案第 9 号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第 2 4 号	令和 4 年度西予市一般会計予算	議案第 1 0 号	西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 2 5 号	令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	議案第 1 1 号	市道路線の廃止について	
	議案第 2 6 号	令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計予算	議案第 1 2 号	市道路線の認定について	
	議案第 2 7 号	令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	議案第 1 3 号	西予市営土地改良事業の施行について	
	議案第 2 8 号	令和 4 年度西予市介護保険特別会計予算	議案第 5 5 号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 2 9 号	令和 4 年度西予市農業集落	9 議案第 3 5 号	西予市農業委員会委員の任命について	
			議案第 3 6 号	西予市農業委員会委員の任	

	命について		について
議案第 37号	西予市農業委員会委員の任命について	諮問第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 38号	西予市農業委員会委員の任命について	諮問第 7号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 39号	西予市農業委員会委員の任命について	諮問第 8号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 40号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 41号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 42号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 43号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 44号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 45号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 46号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 47号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 48号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 49号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 50号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 51号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 52号	西予市農業委員会委員の任命について		
議案第 53号	西予市農業委員会委員の任命について		
10	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦	

開会 午前10時00分

○佐藤議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより令和4年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和4年第1回西予市議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ここ数日は寒さが厳しく感じておりますが、今年の冬は比較的穏やかであったと思います。少しづつ春の気配も感じられるようになっており、春の訪れが待ち遠しい季節となりました。

北京冬季オリンピックが20日に17日間の日程を終え閉幕いたしました。世界中から91の国・地域の選手約3,000人が参加し、連日すばらしい演技や活躍に目を奪われ、日本も過去最多のメダル18個を獲得し、応援に熱が入ったところであります。

今回の北京オリンピックでは、開会式及び閉会式の日本選手団の旗手を愛媛県在住の郷里里砂選手が務められており、その姿に同じ県民として誇らしく感じました。各選手全てが、長年にわたり厳しいトレーニングを続けてきた成果を、オリンピックという特別な舞台で発揮しようと全力で競技に臨む姿に大きな感動と勇気を与えていただきました。

コロナ禍ということではいつもとは異なる雰囲気もありましたが、冬のスポーツの魅力をもっと味わうことができました。

選手の皆さんはもとより、選手を支えた家族、スタッフの方々に敬意を表するとともに、今後のさらなる活躍を期待いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症オミクロン株による感染第6波につきましては、全国各所で驚異的なスピードで感染が拡大しました。

愛媛県下におきましても、年明けから急激に感染者数が増加し、一時は1日の感染者数が300人を超える日も発生しました。西予市内におきま

しても連日のように感染者が確認されております。

全体的には、ようやくピークは越えたと見られますが、依然として高い水準で感染者の確認が続いており、今後も、うがい、手洗い、換気の徹底や不織布マスクの着用、密を避けるなど、最大限の警戒と感染予防対策を行っていく必要があります。

一人ひとりが気をつけながら、感染回避行動をとっていただきますようお願いいたします。

そうした中、新型コロナワクチンの3回目の追加接種が進んでおります。

当市におきましては、2月中に65歳以上の高齢者の方で希望される方への接種は完了したいと考えております。2月22日現在で8,089名の方の接種が完了しており、今後も順次、対象年齢階層を広げる予定であります。

市民の皆様におかれましては、接種券が届きましたら、できるだけ速やかに追加接種の手続きをとられるようお願いいたします。

また、その際には、1回目、2回目と異なるワクチン接種をする交互接種についても御検討いただきますよう重ねてお願いいたします。

去る1月28日に日本ジオパーク委員会から、四国西予ジオパークの二度目の再認定をいただきました。

再認定に向けて御尽力いただきました関係各位、また、地域の皆様に対して心から厚く感謝申し上げます。

今回の再認定の審査に当たっては、平成30年7月豪雨災害を機に取り組んできた防災教育プログラムの展開、ジオパーク推進協議会の4つの部会における住民が主体となった活動、さらに、市役所内部の人的連携体制についても評価をいただきました。

また、4月オープンに向けて準備を進めております四国西予ジオミュージアムにつきましても、観光客目線に立った四国西予ジオパークに関する情報発信力の強化や地域経済活動の活性化への期待を含め、評価をいただいたところであります。

新型コロナによる影響がどの程度長引くのか現時点では全く不透明ではありますが、アフターコロナを見据えたジオツーリズムの情報発信拠点として、また、関連する産業分野の振興につながる拠点施設として、産・学・官及び地域の皆様と連携

し、ジオミュージアムを有効に活用してまいりたいと考えております。

今後とも、さらにレベルアップする四国西予ジオパークの活動につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本定例会でございますが、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、市政にとりまして新年度予算を御審議いただく非常に重要な議会であります。

令和4年度の市政に対する私の所信の一端を申し上げますとともに、変更契約2件、財産譲渡1件、条例改正8件、令和3年度補正予算10件、令和4年度当初予算11件、農業委員会委員の任命及び人権擁護委員候補者の推薦など、合計62件に上る多くの案件を上程し、御審議をお願い申し上げるものでございます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定、御同意賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○佐藤議長

次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に6番中村一雅君、7番河野清一君の両名を指名いたします。

(日程2)

○佐藤議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月17日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、

本日から3月17日までの22日間と決定いたしました。

(日程3)

○佐藤議長

次に、日程第3、議案第2号「CATV整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

議案第2号「CATV整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、野村サブセンターの放送・通信機器を整備・更新するため、令和3年第4回定例会において議決いただき、請負金額1億7451万5000円で三徳電機株式会社と契約を締結し、令和4年6月30日の完成に向け工事を進めているところでございます。

このたび、工事の進捗におきまして、機器の選定、工事箇所の機器設置、撤去箇所の確認及び補修作業など詳細について精査したところ、追加の機器及び工事が必要となったことから、工事請負費275万9000円を増額し、請負金額を1億7727万4000円とする工事変更請負仮契約を去る令和4年2月9日に三徳電機株式会社代表取締役木下裕介氏と締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第2号については総務常任委員会へ付託いたします。

(日程4)

○佐藤議長

次に、日程第4、議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第11号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、国の補正予算に対応した事業のほか、事業完了見込み等による事業費及び財源の調整、感染拡大を受けて、事業中止・延期となった事業の減額を行うものであります。

まず、国の補正予算では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業として、クラスター協議会への補助金を計上し、また、学校保健特別対策事業として、小・中学校における感染症対策に要する経費を計上しております。

事業費の調整といたしまして、増額となる主なものは、マイナンバーカードの普及促進事業、障害者総合支援給付事業などであります。

一方、事業費が減額となる主な事業は、CATV整備事業、ジオパーク拠点施設整備事業、防災行政無線デジタル整備事業であります。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ1億2294万5000円を減額して、歳入歳出予算の総額を338億7464万5000円と定めるものであります。

また、継続費では、野村支所庁舎建設事業のほか5件の変更と、債務負担行為では、四国西予ジオミュージアム落成式及び広告業務委託の追加、地方債では限度額の変更を行うものであります。

以上、概要を説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、まず歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の28ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、地域づくり活動センター推進事業であります。大野ヶ原地域づくり活動センター整備にかかる設計委託料97万9000円を新規に計上するほか、コロナ禍により事業中止のため不要となる旅費102万6000円を減額するものであります。センターは、大野ヶ原集会所横に整備予定であり、積雪による工事期間を考慮し、先行して設計委託料を計上し、整備費は令和4年度予算に計上するものであります。

43ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項4目畜産業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業であります。国の補正予算の施策に即応して、南予地域養鶏クラスター協議会が事業実施主体で行います施設整備に要する経費に対しての補助金4億6630万4000円を計上するものであります。財源として県補助金を充てています。

46ページをお開き願います。

3項水産業費、2目水産業振興費、漁協関係各種補助金事業であります。真珠養殖業者の経営継続を支援するため、真珠養殖経営緊急対策事業補助金550万円を計上するほか、漁業新規就業者等支援事業補助金を実績見込みにより96万円減額するものであります。

54ページをお開き願います。

10款教育費、1項8目教育振興事業費、新型コロナウイルス感染症対策事業（教育総務費）1633万9000円であります。国の補正予算の施策に即応して、児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に継続するため、学びの保障と学校の感染症対策に要する経費を計上するものであります。財源として国庫補助金を充てています。

64ページをお開き願います。

13款諸支出金、2項1目基金費、減債基金事業4億5831万4000円あります。国の補正予算において、令和3年度に限りまして、臨時財政対策債償還基金費が創設され、普通交付税が再算定

されたこと及び市債の償還に必要な財源を確保するために積立てを行うものであります。公共施設整備基金事業 1 億 5000 万円ではありますが、現在策定中であり公共施設個別施設計画に基づいて行います施設の長寿命化及び地域づくり活動センター移行に伴う施設の整備等に必要な財源を確保するために積立てを行うものであります。

次に、主な歳入につきまして御説明を申し上げます。

予算書は前に戻っていただきまして、12 ページをお開き願います。

10 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 3 億 5293 万 2000 円ではありますが、国の補正予算において国税収入が増額されたことにより、普通交付税の再算定が行われ、当初算定額との差額を増額するものであります。

17 ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項基金繰入金ではありますが、財政調整基金繰入金 2 億 6157 万 2000 円の減額のほか、14 の基金において事業費の実績見込み等により、基金繰入金を総額 4 億 2299 万 1000 円減額するものであります。

このほか歳入におきましては、歳出における各事業の実績見込み等により、特定財源としての国・県支出金や地方債等の調整を行うものであります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業につきましては、実績見込み等により、今回財源の調整を行っております。

次に、予算書は前に戻っていただきまして、7 ページをお開き願います。

継続費の補正といたしましては、野村支所庁舎建設事業のほか、5 件の事業において入札結果並びに事業費の確定により総額と年割額を変更するものでございます。

8 ページをお開き願います。

債務負担行為の補正といたしましては、四国西予ジオミュージアムの落成式及び広告業務委託として 123 万 1000 円の限度額を設定するものであります。

9 ページをお開き願います。

地方債の補正といたしましては、事業費の実績見込み等により 2 億 5430 万円を減額して、総額で地方債の限度額を 42 億 179 万円とするもので

あります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 14 号については関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程 5）

○佐藤議長

次に、日程第 5、議案第 15 号「令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」から議案第 23 号「令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」までの 9 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 15 号「令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算から御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和 3 年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額が確定したこと等により、一般会計繰入金を減額するとともに、財政調整基金積立金事業を増額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 648 万 1000 円を増額し、事業勘定歳入歳出予算の総額を 50 億 7337 万 1000 円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、各診療所における診療収入の実績見込みによるもののほか、年度末精算による不用額の調整等を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ 670 万円を減額し、診療施設勘定歳入歳出予算の総額を 1 億 4423 万 3000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 16 号「令和 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による負担金の減額並びに実績見込みに伴う保険料の増額と年度末精算に当たり不用額を減額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ 1034 万 2000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 6 億 9307 万 4000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 17 号「令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、介護給付費国庫負担金等について交付予定額を調整することに伴い、介護給付費準備基金繰入金を増額するほか、実績見込みに伴う介護サービス給付費等の減額を行うものでございます。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ 4608 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 62 億 9661 万 6000 円と定めるものでございます。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 18 号「令和 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額の減額及び財源の調整等が主なものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ 1860 万円減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 3622 万 7000 円と定めるものであります。

あわせまして、永長、神野久、田之筋、中川、

石城、多田及び明間浄化センター中継ポンプ施設維持管理業務における令和 4 年度の債務負担行為を設定するものであります。引き続き、令和 4 年 4 月 1 日から業務を実施する必要があることから、今年度内に該当業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第 2 表のとおり債務負担行為を設定するものであります。なお、本事業に関しましては、2 年間の長期継続契約を予定しております。

続きまして、議案第 19 号「令和 3 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正と収益的収入の減額及び事業費用を増額するほか、資本的収支を減額するものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を 3126 万 3000 円減額し、総額を 7 億 1478 万 5000 円とし、収益的支出を 990 万 4000 円増額し、総額を 7 億 3288 万 2000 円といたしております。

第 4 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入のうち負担金を 27 万 8000 円増額し、企業債を 2000 万円、補助金を 4817 万 8000 円それぞれ減額して、総額を 5202 万 2000 円とし、資本的支出につきましては、建設改良費 8981 万 6000 円を減額し、総額を 2 億 8379 万 1000 円といたしております。

第 5 条の企業債の補正につきましては、当年度の事業に対し、企業債の借入れを行わないこととしたため廃止するものであります。

そのほか、第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第 7 条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

続きまして、議案第 20 号「令和 3 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正と収益的収支及び資本的収支を減額するものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を 84 万円減額し、総額を 1 億 3229 万 6000 円とし、収益的支出を 351 万円減額して、総額を 1 億 4917 万 8000 円といたしており

ます。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入のうち補助金を20万円減額し、総額を913万3000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費200万円を減額し、総額を1564万4000円といたしております。

そのほか、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第6条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

続きまして、議案第21号「令和3年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに基づく業務量の補正と不用額等の調整が主なものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、営業収入を539万2000円増額し、営業外収益を438万3000円減額し、総額を4億9782万6000円といたしております。支出につきましては、営業費用を1135万円減額して、総額を4億7048万円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、補助金を1569万7000円減額し、分担金及び負担金を470万円増額して、資本的収入の総額を3億7692万8000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費1569万7000円を減額して、総額を4億435万7000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、債務負担行為の設定、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び他会計からの補助金についても補正を行っております。

以上4議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

〔山岡医療介護部長登壇〕

○山岡医療介護部長

議案第22号「令和3年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助金の補正及び令和3年度の決算見込みに基づく業務量の補正と、それに伴う医業収支等の調整を行うものでございます。

第2条の業務の予定量では、入院及び外来の年間患者数の変更及び、主な建設改良事業の減額を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、診療報酬等の実績見込みにより、収入におきまして、医業収益を1億3770万7000円減額し、医業外収益では5453万6000円、特別利益では979万円それぞれ増額とし、総額を41億7128万7000円といたしております。

支出につきましては、給与費及び減価償却費などの調整により、医業費用を1億6636万円減額し、医業外費用では7万円、特別損失では194万円それぞれ増額とし、総額を44億5198万1000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、奨学資金の貸付及び医療機器の購入実績によりまして、資本的収入額を1590万円減額して、総額を3億6116万1000円とし、資本的支出額では1160万円減額し、総額を5億825万8000円といたしております。

第5条では、医療機器購入に伴う企業債の限度額を改めてございます。

そのほか、第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を表のとおり改め、第7条では、一般会計から受ける補助金の額を表のとおり改めてございます。

続きまして、議案第23号「令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによる業務の予定量と収益的収入及び支出を補正するものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、施設事業収益を54万2000円増額し、収入の総額を5億7522万6000円とし、施設事業費用を220万9000円減額し、支出の総額を6億1726万4000円とするものであります。

また、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費の実績見込みにより64万2000円減額し、4億4070万8000円とするものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。
なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第17号まで、議案第22号及び議案第23号の5件は厚生常任委員会へ、議案第18号から議案第21号までの4件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程6)

○佐藤議長

次に、日程第6、議案第54号「野村中学校外壁改修工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

議案第54号「野村中学校外壁改修工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

野村中学校では、校舎の老朽化が顕著となり、外壁に損傷が確認されたため、外壁の劣化調査を実施したところ、管理棟、普通教室棟、特別教室棟、渡り廊下棟のいずれにも広範囲に劣化が進んでいることが判明しました。安全安心な学校生活を保障する観点から早急な改修が必要であるため、校舎外壁の全面改修及び雨水の浸透を防止するための屋上の一部防水・塗装改修を行うものでございます。

本工事につきましては、去る2月22日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、株式会社だいわ、代表取締役和氣恵次氏と工事請負金額1億5785万円で、2月22日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第54号については総務常任委員会へ付託いたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時48分)

○佐藤議長

再開いたします。(再開 午前11時00分)

(日程7)

○佐藤議長

次に、日程第7、議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」から議案第34号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」についての説明に当たり、令和4年度における市政運営の所信並びに一般会計予算の概要を申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が昨年度に引き続き変異を繰り返しながら猛威を振るい、県内においても、8月以降の感染拡大を受けて、まん延防止等重点措置が適用される事態となりました。

こうした中、本市では、国、県と連携して速やかに市民の皆様への支援を講じるために数次の補正予算を編成して、感染拡大の防止、感染拡大によって低迷した市内経済を活性化させる取組を進めてまいりました。

本年に入ってからオミクロン株の感染者が増加し、終息の兆しが見えない状況が続いておりますことを踏まえまして、令和4年度当初予算において、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた支援策を講じることとしております。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興及び防災・減災対策に向けて各種事業を推進してまい

りました。最近も日向灘を震源とする地震が発生し、本市でも最大震度4を観測いたしました。今後発生が予測される南海トラフ巨大地震に備え、市民の皆様と財産を守る対策及び事前復興計画の策定に取り組んでまいります。

地域づくり活動センター設置に向けて、市内27地区で市政懇談会を開催し、推進計画案の説明を行い、様々な御意見をいただく中で、新たな諸課題も見えてまいりました。それらの諸課題を解決していくためには、市民の皆様と共に歩み、市民の皆様と寄り添う行政でなければなりません。

令和5年4月、公民館は地域づくり活動センターへ移行する予定です。令和4年度はスタート前の最終年度であり、1年の準備期間となります。全職員が一丸となって取り組んでまいります。

それでは、2期目の折り返しを迎える令和4年度において、公約であります「暮らして安心が体感できるまちづくり」を基本理念に、夢と希望を与える6つの変革(挑戦)の具体的な取組について述べさせていただきます。

まず、1つ目、豪雨からの復旧・復興、「人の命をまもる」せいよ強靱化への取り組み・・・防災、減災について申し上げます。

南海トラフ地震が発生した際への対応につきましては、昨年度から、南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針に基づき、西予市事前復興計画の策定に取り組んでいます。この計画の全体像は、事前復興プロセス編、ビジョン編、まちづくり計画の3つの編で構成し、災害発生後の対応や復興計画の基礎とするものであります。今年度においても、復興に関する知識・ノウハウの蓄積、人材育成を目的とした職員研修・庁内検討会議の実施、防災教育、三瓶地区での地域ワークショップを行い、令和5年2月に策定する予定であります。

肱川の河川改修事業に伴う石久保橋架替事業、市道改良事業、都市構造再編集集中支援事業の施行については、河川管理者である県と道路管理者・公園管理者である市が協定を締結し、令和6年度までの施行期間で事業を推進してまいります。

肱川流域治水対策の推進につきましては、水田が保有している貯水機能を利用し、大雨時の雨水を一時的に貯留することで、河川水位の急上昇による下流域の浸水被害リスクを低減させる効果が見込まれています。田んぼダムを令和4年度から宇

和町内の2つの地区において、治水効果及び水田管理者への負担等について事前に検証すべく、実証試験を行います。本市は一級河川の上流域にあり、また、県下でも有数の水田地帯であるなど条件を満たしていることから、積極的に田んぼダムに取り組むことは、市内はもとより、下流域にある大洲市に対しても、豪雨における浸水被害の軽減に寄与するものと考えております。

野村地区の復興まちづくりにつきましては、のむら復興まちづくりデザインワークショップや地域の各種団体からの提案や御意見をいただきながら進めてまいります。

新しい野村支所庁舎が8月末に完成し、10月24日から開庁の予定です。新しい庁舎は、西予警察署野村交番、東宇和農業協同組合野村支店、愛媛信用金庫野村支店が配置される複合施設となっており、安心・安全で多機能な住民サービスの提供に努めてまいります。

災害の記録と記憶の伝承につきましては、乙亥会館災害伝承展示室を拠点に、語り部による案内と講話をセットとした学習、また、愛媛大学等と連携して利用者の学習ニーズに合わせた防災学習を行います。

次に、2つ目、仕事づくり・・・稼ぐ力増強、地産品を生かした産業振興について申し上げます。

農業の振興につきましては、明浜の柑橘農業の活性化対策として、柑橘加工施設の新築工事、搾汁・加工機械設備の導入に取り組みます。施設本体は令和4年度末の完成予定で、令和5年11月からの運用開始を目指しています。また、柑橘農業を将来につないでいくため、明浜地区柑橘農業活性化計画に基づき、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間で、新規就農者の確保、受入れ体制の整備等に取り組みます。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税を活用した次世代森林整備対策事業として、森林整備と路網整備に対する支援を行います。また、次世代森林産業体制整備事業として、林業の担い手の育成、労働力の確保及び労働安全衛生の充実に対する支援に引き続き取り組めます。

水産業の振興につきましては、魚類養殖業者及び真珠養殖業者の事業継続支援のため、養殖共済掛金の助成割合を引上げて支援いたします。また、明浜町宮野浦地区において、水産物の生産性

及び漁業就業環境の向上を図るため、南防波堤の延伸工事に取り組みます。

ふるさと納税を活用した地場製品の育成につきましては、令和4年度のふるさと納税による寄附金額の目標を3億8000万円としております。業務については、返礼品の配送管理、ポータルサイトの管理等を含めた多くの業務を西予市観光物産協会に委託することとしております。また、返礼品を西予ブランド、ジオの恵みとして打ち出すにあたり、業務の効率化を図り、かつ効果的に推進していくため、業務を経済振興課に移管することといたします。

産業の創出と地域活性化につきましては、エネルギー資源の活用について調査・研究を行い、バイオマスエネルギーの活用及びエネルギーの地産地消等、環境に考慮した施設の建設及び先進技術を用いた産業活性化、新規産業創出等、本市のエネルギー構造の高度化を目的とする西予市地域エネルギービジョンの策定に取り組みます。

次に、3つ目、人づくり・西予市に誇りと住みたい人を育むについて申し上げます。

野村地域における少子化の進行や野村幼稚園の老朽化、保護者の就労等による保育ニーズの変化等を踏まえ、野村保育所と野村幼稚園を統合いたしました幼保連携型認定こども園の開園に向けて取り組みます。令和4年度は、保護者、地域の皆様への説明会をはじめ、開園に向けた推進体制の充実と職員の研修、認定こども園の保育計画等の作成に取り組むとともに、開園後の安定的な勤務体制の確保のため、保育教諭免許の取得や幼稚園教諭免許更新の支援に取り組みます。

保育所民営化の支援につきましては、社会福祉法人三瓶福祉会が、三瓶ひまわり保育園の将来にわたる安心・安全に配慮した保育環境のさらなる向上のために行います園舎本体の外壁塗装や園舎周辺の外構工事による防犯対策強化等の施設整備に対して支援を行います。

環境の保全・創造の推進につきましては、令和4年度に本市の省エネ目標を定める西予市地球温暖化対策実行計画を改訂いたします。また、環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化を防止し、環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅への家庭用燃料電池・家庭用リチウムイオン蓄電池の設備設置に対して支援を始めます。

高校魅力化事業につきましては、市内高校の魅力化・特色化に取り組んでおりますが、令和4年度は宇和高校にも公営塾を設置する予定です。また、高校生と市議会との意見交換会で出された料理コンテスト企画のアイデアを高校生の皆さんと一緒に具体化したいと考えております。

県教育委員会が現在策定中の県立学校振興計画が令和4年度中に策定されます。その動向を見極めつつ、西予市内県立高等学校魅力化推進協議会からも御意見をいただきながら市としての必要な対応を検討してまいります。

学校施設の整備につきましては、学校教育のデジタル化の推進として、ICT支援員を2名配置し、教職員のICT活用をサポートすることにより、ICTを活用した授業等をスムーズに行う体制を整えるとともに、ドリルソフトを継続して導入し、児童生徒の学力向上を図ります。また、施設環境の整備として、災害時において地域の避難所となります校舎・体育館のスロープ等による段差の解消等バリアフリー化、防災機能の強化に取り組みます。

スポーツの振興につきましては、全日本実業団相撲選手権大会、愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会が本市において計画されており、これらの大会を通じてスポーツ振興を図ります。

社会体育施設の整備につきましては、野村町溪筋地区の体育館建設において、避難所としての機能強化を図るため冷暖房機を整備します。

次に、4つ目、まちづくり・地域の宝を生かし人を呼び込むについて申し上げます。

四国西予ジオミュージアムが4月23日に開館いたします。ミュージアムの目的は、西予市全域に広がるジオパークの魅力を広く発信し、地域交流の形成を図り、来訪者の市内回遊を通じた観光振興に寄与することにあります。開館とあわせて、ジオサイトの保全・保護と観光・ジオツーリズムによる地域活性化や産業形成に向けて一体的に取り組む体制を構築するため、令和4年度からジオパーク推進室を産業部経済振興課に移管することといたしました。

地域づくり活動センターへの移行の推進につきましては、現在推進計画案に対してのパブリックコメントを実施しております。提出していただいた御意見・情報を考慮いたしまして、推進計画を

策定し、広報せいよ5月号にて公表の予定であります。施設整備では、土居、大野ヶ原地域づくり活動センターの整備、二木生地域づくり活動センターの設計、下泊地域づくり活動センターの整備を行うほか、公民館から地域づくり活動センター移行に伴う施設の改修・整備を行います。また、地域から要望のありました地域任用職員の先行雇用では、11名分の地域任用職員を雇用する経費をせいよ地域づくり交付金を増額して対応いたします。

移住・定住・安住への取組の推進につきましては、県並びに本市を含む南予の市町が参画した南予子育て移住促進協議会が設置されます。南予への子育て世代や出身者等の移住促進に効果的な事業を展開し、南予移住へのイメージアップと本市への移住者誘致の拡大を図ってまいります。

公共交通網の再編成と利便性の向上につきましては、「安心して暮らしていける持続可能な交通システムの構築」を基本理念として、自家用車が使えない市民の方にとって利用しやすく、また、公共交通に対する財政の効率化に配慮した交通体系を確立することを目的としました西予市地域公共交通計画を改訂し、令和4年度から、市民の皆様、交通事業者の皆様、行政が役割分担を行い、事業の推進に取り組んでまいります。

卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の推進につきましては、現在整備中であります立体駐車場、宇和文化会館前駐車場の整備工事が5月末には完成予定であり、11月末にはJR卯之町駅舎の新築整備が完了予定であります。平成29年10月から民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、新たなまちづくり拠点整備として位置づけ、特定事業契約として事業を開始しました卯之町駅周辺施設整備事業は完成の予定であります。

情報インフラの整備につきましては、令和4年度はCATV野村サブセンター施設の整備工事に引き続き取り組むほか、城川サブセンター施設の整備に令和5年までの2年間の計画で取り組み、三瓶サブセンター施設の整備の設計に取り組めます。

次に、5つ目、生活あんしんのまち・医療、福祉について申し上げます。

地域医療体制の確保につきましては、医師、看

護師等の医療従事者の不足のため、令和4年4月を目標としていました市内二次救急体制の集約については延期することといたしましたが、早期の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

集約できるまでの間、当面は従来の二次救急体制の維持に努めますが、整形外科医の不足により、特に野村病院が当番日の外科系の救急患者につきましては、両市立病院で対応できない場合は、市外近郊の二次救急医療機関への搬送となりますので、市民の皆様には大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

三瓶地区の常備消防体制につきましては、全市民の生命財産に対する市の責任を明確にし、一層の安心安全を図るため、市消防本部に一元化することとして、市議会や三瓶地区の皆様にご説明をしております。

令和4年度におきましては、関係市町等との具体的な実務協議を推進させまして、令和7年4月には消防本部署の新庁舎供用開始にあわせて新体制がスタートできるよう本格的に進めてまいります。

防災拠点となる消防本部の庁舎建て替えにつきましては、令和4年度は移転整備地の造成工事、新庁舎の設計に取り組み、供用開始は令和7年4月の予定であります。また、野村支署庁舎につきましては、令和4年度は新庁舎建築工事、現庁舎の解体工事に取り組み、供用開始は令和5年4月の予定であります。

水道事業の経営健全化につきましては、将来にわたり持続可能な事業運営を行うため、50年先の将来を見据え、目指すべき将来像とその実現に向けた今後10年間の施策の基本的方向性をまとめるため、水道事業の最上位計画である西予市水道事業基本計画を策定いたします。

また、市の水道施設は老朽化が進行しており、安全安心な水を安定的に供給するために、施設の更新が必要になっております。さらに、今後発生が予測される南海トラフ地震などに備えるために、耐震化事業にも取り組まなければなりません。これを計画的に実施するには、財源の確保が必要であり、そのために平成26年に改定されて以来見直しが行われていない水道料金の改定について検討を始めます。

最後に、6つ目、市役所改革・西予市の更な

る発展のためにについて申し上げます。

令和5年4月から支所は2課体制に移行します。本庁と支所との業務分担の整理を行い、職員配置の検討、支所の宿直・日直業務の在り方について検討を進めていきます。また、定員管理計画に基づき正規職員の削減を進めていく中で、本庁においても現状の組織体制を維持していくことが困難と考えておりますので、部・課・係などの統合を含めた組織再編に取り組むとともに、再任用職員や会計年度任用職員の任用など人員調整を行いながら、行政サービスの提供に努めてまいります。

I C T活用による市民サービスの向上につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として取り組んでまいりました新しい生活様式に対応した行政サービスの構築と本庁舎のオフィス改革が令和3年度末にほぼ完了の予定であります。令和4年5月から本庁舎に総合受付係を設置して、総合窓口と個別窓口で対応をする業務を振り分けることにより、行政事務処理の効率化や迅速化が図られ、待ち時間も短縮できるなど、職員数が減っても市民サービスの維持向上、提供を行える体制の構築を図ります。

行政のD Xの推進につきましては、市民の生活の質の向上のために導入している既存システムの導入効果や情報システムの最適化のほか、業務改革を行うために必要なツールの検討等について、行政D Xアドバイザーから助言をいただくこととしております。

産業分野につきましては、後継者不足、地域ブランド力、デジタルデバインド等、現在抱えている課題に対して具体的な目標設定と行程表を作成し、産業のD Xを加速させることとしております。

広報・P R分野につきましては、市内外に対して発信すべき情報の集約方法や効果的な情報発信するための各種ツールの使い方等について、広報・P Rアドバイザーからアドバイスをいただくこととしております。

公共施設の管理につきましては、公共施設を市民文化系施設、社会教育系施設等、施設の設置目的別に分類を行い、施設ごとに使用を継続する施設、譲渡、貸付け、または処分を図る施設、廃止・除却をする施設と方向性を示した公共施設個別施設計画の素案を令和4年3月までに策定し、令和4年度から市民の皆様との意見交換会を行い

まして、令和5年3月末には計画を完成し公表を行う予定であります。

以上が6つの変革についての今年度の取組であります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、感染防止対策として、公民館、小中学校等の公共施設のトイレの洋式化、洗面所の自動水洗化、空調の整備等を行います。事業者の支援として、お中元・お歳暮フェアへの補助、感染症対策備品等購入への補助、市内観光地を巡り市内飲食店を利用する観光バス、タクシー事業者への補助、アフターコロナを見据えた観光振興事業、大学生等への経済的な負担軽減として生活応援給付事業に取り組みます。

所信に引き続き、令和4年度一般会計当初予算について概説申し上げます。

令和4年度の予算編成の基本方針は、復興まちづくり計画に基づく豪雨災害からの復旧・復興事業を最優先事項として、中長期的な財政状況を踏まえた上で、第2次西予市総合計画に基づく事業の重点化を図り、新型コロナウイルス感染症への対策を国・県と歩調を合わせて実施いたします。

一方、市税、地方交付税等の一般財源が大きく伸びない中、財源不足を市債の発行や財政調整基金の取崩しで補うこととなり、基金の取崩しに頼った財政運営では、基金は数年のうちに枯渇してまいります。

したがいまして、歳入に見合った予算規模の実現に取り組むこととし、事務事業の廃止、縮小等の思い切った見直しを行い、さらなる行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営を目指します。

以上の基本方針に合わせまして、これまでの事業への取組や成果等を踏まえながら、事業の優先度、重要性、計画性等を検証し、最少の経費で最大の効果を上げられるようコロナ禍での事業実施の必要性、他の事業への代替可能性、職員体制等多面的な視点から抜本的な見直しを行い、限りある財源を重点的に配分して編成をいたしました。

この結果、令和4年度一般会計当初予算の総額は317億6000万円となり、前年度比4%、12億2100万円の増額となりました。

どうか議員の皆様、市民の皆様におかれましては、市政運営に対する格別の御理解と御協力、御支援賜りますようお願い申し上げます。新年度

に臨む私の所信とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、新規事業及び主要事業を中心に、まず歳出から補足説明を申し上げます。

55 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費、市有財産維持管理事業 1 億 1879 万 3000 円のうち、平成 30 年 7 月豪雨災害で被災した野村体育館ほか 4 つの公共施設の解体工事費のほか、野村高齢者工芸館の倉庫への用途変更に要する経費等として 1 億 388 万 4000 円を計上するものであります。

75 ページをお開き願います。

8 項 1 目地域振興費、地域づくり活動センター推進事業 2502 万 3000 円ですが、大野ヶ原地域づくり活動センター整備費のほか、センター化に向けた地域課題に取り組むための人材育成に要する経費を計上するものであります。高校魅力化事業 2442 万 9000 円ですが、宇和高校での公営塾の開設、高校魅力化推進協議会運営に要する経費のほか、高校生との意見交換会において要望のありました市の魅力を再発見できるイベント企画として、市内特産品を利用した市内高校の料理コンテスト事業への支援金を計上するものであります。土居地区地域づくり活動センター整備事業 5 億 9108 万 5000 円、二木生地区地域づくり活動センター整備事業 623 万 3000 円ですが、地域づくり活動センター推進計画（案）に基づいてセンターの整備を行うもので、土居地区は旧土居保育所、旧土居小学校プール跡地に令和 4 年度末までに整備を行い、令和 5 年 4 月からセンターでの運営を開始し、二木生地区は旧二木生保育園をセンターとして活用するための設計委託業務を計上し、令和 5 年度に改築工事を行いまして、令和 6 年 4 月からの運営開始を予定しております。

86 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費、養護老人ホーム三楽園建設事業 4799 万 3000 円ですが、社会福祉法人西予総合福祉会が養護老人ホームを旧二木生小学校跡地へ移転改築するために行いま

す小学校の解体設計、新しい養護老人ホームの実施設等に要する経費を計上するものであります。令和 5 年度に解体工事、令和 6 年度に建築工事を行いまして、令和 7 年 4 月からの運営開始の予定です。財源として過疎対策事業債を充てています。94 ページをお開き願います。

2 項 1 目児童福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業（児童福祉費）2136 万 7000 円ですが、国の補正予算に対応して保育所及び放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業所において、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を計上するものであります。財源として、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金等を充てています。

108 ページをお開き願います。

4 目環境衛生費、環境保全推進事業 592 万 6000 円ですが、温室効果ガスの削減目標や排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出削減を目的といたしました西予市地球温暖化対策実行計画の改訂に要する経費のほか、地球温暖化の防止と環境に優しいまちづくりを推進し、家庭における省エネを促進するための家庭用燃料電池等の設置に対しての支援金を新規に計上するものであります。

123 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、農業後継者育成事業 6514 万 1000 円ですが、明浜柑橘農業の支援として新規就農者の確保と育成を図るため、農業体験や就農研修への支援に要する経費として 573 万円を新規に計上するほか、農業設備投資事業補助金等を計上するものであります。明浜柑橘加工施設整備事業 8 億 2255 万 8000 円ですが、柑橘加工施設の本体工事、搾汁・加工機械設備の導入に要する経費を計上するものであります。財源として、農山漁村振興交付金と過疎対策事業債を充てています。現在のふるさと創生館については、令和 4 年度に解体設計に着手をして、令和 5 年度に解体の予定です。

134 ページをお開き願います。

2 項 2 目林業振興費、森林経営管理制度事業 5162 万円ですが、次世代森林整備対策事業として、適正な森林管理、森林資源の回復等の維持管理、また、災害を未然に防止するための森

林整備と路網整備に対しての支援金 2450 万円を新規に計上するほか、次世代森林産業体制整備事業補助金等を計上するものであります。

139 ページをお開き願います。

3 項 4 目漁港建設費、漁村再生交付金事業 4500 万円ではありますが、明浜町宮野浦地区の港内において、背後地の防護効果と水産物の生産性及び漁業就業環境を向上するため、南防波堤を 50 メートル延伸する工事の調査、測量設計委託費を計上するものであります。財源として、農山漁村地域整備交付金と過疎対策事業債を充てています。

141 ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 2 目商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業 7818 万 2000 円ではありますが、事業継続に必要な感染対策を目的とした店舗環境の改善及び衛生用品等の購入に対しての支援、バス・タクシー事業者への支援として、市内観光資源の活用と市外からの誘客を図るため、市内の飲食店と観光地を 2 カ所以上企画に組み込んだ旅行経費に対しての支援、アフターコロナを見据えた旅行需要への対応とふるさと納税の PR も兼ねた、タレントを登用した電子媒体・紙媒体・動画の 3 つの媒体の制作を行う観光振興事業のほか、市内事業者への支援経費を計上するものであります。

146 ページをお開き願います。

6 目産業創出事業費、産業創出庶務事業 2107 万 2000 円ではありますが、再生可能エネルギー等を活用したまちづくりの将来像を示す西予市地域エネルギービジョンの策定に要する経費 1942 万 6000 円のほか、庶務経費を計上するものであります。このビジョンは、西予市環境基本計画の下位計画に位置づけられ、策定後においては、公共施設等における再生可能エネルギーの導入とカーボンニュートラル実現に向けた施策に取り組んでいく予定であります。財源として、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費国庫補助金を充てています。

147 ページをお開き願います。

8 目ジオパーク推進事業費、四国西予ジオミュージアム管理運営事業 1032 万 4000 円ではありますが、落成式経費のほか、光熱水費等の維持管理経費を計上するものであります。ジオミュージアム

では、ジオミュージアムの企画運営、企画展示、広報活動のほか、地元事業者による物産品販売イベント等の調整業務を行う予定です。

155 ページをお開き願います。

8 款土木費、2 項 5 目橋梁新設改良費、橋梁新設・撤去事業 3531 万円ではありますが、一級河川肱川河川改修事業に伴う石久保橋架替事業において、県との協定に基づき、県営受託事業負担金等を計上するものであります。財源として、社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債を充てています。

158 ページをお開き願います。

5 項 5 目都市再生整備計画事業費、野村地区都市再生整備計画事業 1 億 2765 万円ではありますが、交流広場の整備、市道山王線、市道徳城線改良に要する経費等を計上するものであります。財源として、都市構造再編集集中支援事業費国庫補助金と過疎対策事業債を充てています。

160 ページをお開き願います。

6 項 1 目住宅管理費、空家対策計画策定管理事業 922 万 9000 円ではありますが、平成 29 年に策定した西予市空家等対策計画が第 1 期、5 年経過するため、第 2 期計画策定経費として、現地の実態調査、愛媛大学と連携した所有者アンケート調査分析等に要する経費を計上するものであります。令和 5 年 3 月末までに策定の予定です。財源として、空き家対策総合支援事業費国庫補助金を充てています。小規模住宅地区等改良事業 3 億 4206 万 9000 円ではありますが、児童遊園と防災公園の整備、三島公園管理棟の設計委託、市道阿下釜川線ほか 1 路線の道路改良工事に要する経費を計上するものであります。財源として、社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債等を充てています。

166 ページをお開き願います。

9 款 1 項 3 目消防施設費、常備消防施設整備事業 5063 万 1000 円ではありますが、高規格救急自動車の更新、明浜町高山地区でのヘリポート新設に要する経費、消防団装備整備事業 3380 万 2000 円ではありますが、普通積載車 1 台、軽積載車 5 台の更新に要する経費、消防団施設整備事業 4368 万 3000 円ではありますが、耐震性貯水槽 2 基、消防詰所 1 箇所への更新に要する経費を計上するものであります。消防本部署庁舎建設事業 1 億 2637 万

円ではありますが、移転整備地の造成工事、新庁舎の基本設計に要する経費、野村支署庁舎建設事業 5 億 8464 万 4000 円ではありますが、新庁舎の建築工事、現庁舎の解体工事に要する経費を計上するものであります。

167 ページをお開き願います。

危機管理業務事業 1468 万 6000 円ではありますが、災害後のまちの姿と災害に備えた必要な取組を事前に整理、検討した事前復興計画の策定に要する経費のほか、防災研修委託費を計上するものであります。

173 ページをお開き願います。

10 款教育費、1 項 6 目諸費、大学生等生活応援事業 4800 万円ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大により日常生活への影響を受けた大学生等に対し、経済的な負担軽減と修学継続を支援するため、生活応援給付金を計上するものであります。

174 ページをお開き願います。

8 目教育振興事業費、新型コロナウイルス感染症対策事業（教育総務費）1307 万 8000 円ではありますが、小学校では、多田小学校のほか 4 つの小学校のトイレの洋式化、中学校では、城川中学校のトイレ洋式化、明浜中学校ほか 2 つの中学校での教室の空調整備に要する経費を計上するものであります。

179 ページをお開き願います。

2 項 3 目学校建設費、小学校施設整備事業 4588 万 2000 円ではありますが、宇和町小学校トイレ洋式化のほか、文部科学省からの学校施設のバリアフリー化の令和 7 年度末までの整備目標の通知を受けまして、令和 4 年度は中川、皆田小学校の改修工事設計委託費を計上するものであります。財源として、学校施設環境改善交付金、過疎対策事業債を充てています。

202 ページをお開き願います。

7 項 1 目保健体育総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業（保健体育費）728 万円ではありますが、災害発生時には、地域の避難所としての役割も果たします社会体育施設等の洗面所の自動水洗化、男子小便器の自動水洗化に要する経費を計上するものであります。

204 ページをお開き願います。

2 目体育施設費、溪筋地区体育館建設事業 2 億

8531 万 8000 円ではありますが、体育館の新築工事、旧溪筋小学校プールの解体工事費を計上するものであります。なお、避難所としての機能強化を図るため、冷暖房設備を設置いたします。

次に、歳入ではありますが、予算書は前に戻っていただきまして、17 ページをお開き願います。

10 款地方交付税、普通交付税 114 億円ではありますが、市債の元利償還金の増加による算定経費の増、臨時財政対策債の減額等を見込みまして、対前年度 5 億 9400 万円の増額といたしております。特別交付税 12 億 3500 万円ではありますが、不採算地区病院への繰出金、地域おこし協力隊員設置経費の増額を見込みまして、対前年度 3500 万円の増額といたしております。

23 ページをお開き願います。27 ページにかけてとなります。

14 款国庫支出金ではありますが、国庫補助金では、明浜柑橘加工施設整備事業での農山漁村振興交付金、三瓶地区雨水公共下水道事業での社会資本整備総合交付金等の増によりまして、国庫支出金全体では、対前年度 4 億 6283 万 5000 円の増額といたしております。

35 ページをお開き願います。37 ページにかけてとなります。

18 款繰入金、2 項基金繰入金ではありますが、財政調整基金は、対前年度 4 億 2975 万 6000 円の減額とし、その他の目的基金は基金設置条例に基づいた事業の財源として繰入れを行い、基金繰入金総額で 20 億 8478 万 4000 円とし、対前年度 4 億 3474 万円の減額といたしております。

44 ページをお開き願います。46 ページにかけてとなります。

21 款市債ではありますが、まず、総務債では、ジオパーク拠点施設整備事業の終了等によりまして、対前年度 3 億 1140 万円の減額となり、農林水産業債では、明浜柑橘加工施設整備事業費の増等によりまして、対前年度 4 億 2910 万円の増額となり、消防債では、野村支署庁舎建設事業費の増等によりまして、対前年度 4 億 8330 万円の増額となり、教育債では、溪筋地区体育館建設事業費の増等によりまして、対前年度 4 億 9620 万円の増額となり、市債全体では、対前年度 4 億 6760 万円の増額といたしております。

続きまして、予算書は前に戻っていただいて、

9 ページをお開き願います。

継続費であります。CATV整備事業では、城川サブセンター整備工事及び監理委託として、総額 1 億 9140 万円、消防本部署庁舎建設事業では、造成工事として総額 1 億 8000 万円を、設計委託として総額 5809 万 6000 円を、野村支署庁舎建設事業では、解体工事として総額 2700 万円を、宇和文化会館管理運営事業では、舞台機構設備取替工事として総額 1 億 2770 万円を、それぞれ令和 4 年度と令和 5 年度の 2 カ年の年割額を設定して事業を実施するものであります。

10 ページをお開き願います。

地方債であります。先ほど歳入の市債の項目で御説明申し上げましたとおり、地方債の限度額を 47 億 6030 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 57 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 00 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

議案第 25 号「令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。

それでは、予算書 1 ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 1659 万 2000 円としております。

予算書 3 ページをお開きください。

歳出では、奨学資金貸付金 36 名分及び運営費にかかる経費 1444 万 3000 円、予備費 214 万 9000 円を計上いたしました。

予算書 2 ページに戻ります。

歳入では、償還金 1009 万 1000 円、寄附金 1 万円、前年度繰越金 649 万 1000 円を計上し運営するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう

お願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 26 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定予算と診療施設勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算から御説明申し上げます。

令和 4 年度の予算編成に当たりましては、被保険者が安心して医療サービスを受取り、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を維持するため、医療費の動向、制度改正の対応等、国が示す留意事項に基づき編成いたしました。

それでは、特別会計予算書 14 ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費 1 億 1229 万 8000 円、保険給付費 36 億 8875 万円、国民健康保険事業納付金 11 億 5310 万円、保健事業費 4319 万円を計上いたしました。

続いて、予算書 13 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 7 億 5116 万 9000 円、県支出金 37 億 7833 万円、繰入金 4 億 7373 万 6000 円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ 50 億 887 万 4000 円といたしました。

次に、診療施設勘定予算について御説明申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少や市民の基幹病院志向への高まり等から、国民健康保険直営診療所の診療件数、診療収入等が年々減少しており、診療施設勘定におきましても一般会計からの繰入金により収支均衡を図る厳しい予算構造となっております。引き続き、地域住民から安心・信頼される医療の提供に取り組むとともに、経営改善、適切な経費節減にも努める所存であります。

それでは、予算書 18 ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費 9215 万 5000 円、医業費 4614 万 2000 円を計上いたしました。

続いて、予算書 17 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、診療収入 7253 万 6000 円、繰入金 7564 万円を計上いたしました。

以上によりまして、診療施設勘定予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 5173 万 8000 円といたしました。

続きまして、議案第 27 号「令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、医療の高度化等に伴い、医療費が増加傾向にある中、同制度の持続可能性を高めるため、保険料軽減特例が見直されております。

愛媛県後期高齢者医療広域連合におきましては、令和 4 年度及び令和 5 年度の保険料改定にあたり、愛媛県が設置する財政安定化基金を活用して保険料の上昇を抑制しておりますが、今後においても被保険者の負担を軽減するため、後発医薬品の利用促進や医療費適正化を進めるとともに、経費の節減に努める必要があるため、本市におきましても、広報紙への掲載等で健診受診啓発や医療制度の周知を行っているところでございます。

それでは、予算書 67 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 6057 万 6000 円と定めるものであります。

予算書 69 ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、総務費 2683 万 5000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 7 億 1460 万 5000 円、保健事業費 1791 万 6000 円を計上いたしました。

予算書の 68 ページに戻っていただき、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料 4 億 7003 万 8000 円、繰入金 2 億 7273 万 9000 円、諸収入 1774 万 8000 円を計上いたしました。

続きまして、議案第 28 号「令和 4 年度西予市介護保険特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

当市の介護保険を取り巻く環境としまして、65 歳以上の高齢者人口は減少傾向となっている一方、総人口の減少から高齢化率は増加しており、今後もこうした傾向が続くと推計しています。

こうした状況の中、第 8 期高齢者福祉・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で

自立した日常生活を営むことができるよう、多職種の連携により様々な生活支援サービスや保険給付等の事業を展開しております。

それでは、予算書 87 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 63 億 3983 万 1000 円と定めるものでございます。

予算書 90 ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、人件費と介護認定等にかかる経費として、総務費 1 億 399 万 9000 円を計上し、介護給付、予防給付、その他各サービスにかかる経費として、保険給付費 59 億 6256 万円を計上いたしました。また、本市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療・介護連携、認知症施策、そして、介護予防や生活支援の体制整備などを積極的に推進するため、地域支援事業費 2 億 6721 万 1000 円を計上いたしました。

予算書の 88 ページに戻っていただき、歳入予算の主なものとしましては、65 歳以上の方に納付していただく介護保険料が 10 億 100 万 6000 円、介護給付分、地域支援事業費分それぞれの負担割合により算定される国庫支出金 17 億 3432 万円、県支出金 9 億 2207 万円、支払基金交付金 16 億 5442 万 8000 円、繰入金のうち、一般会計繰入金 9 億 9258 万 2000 円、また、介護給付費準備基金繰入金 3323 万 2000 円、諸収入として、介護給付費返納金等収入 216 万 8000 円を計上しております。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 29 号「令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和 4 年度における主な事業としまして、宇和町及び野村町で稼働しております 10 処理場の維持管理業務、公債費の元利償還のほか、企業会計移行に伴う企業会計システム改修業務等を予定しております。

それでは、予算書 127 ページをお開きください。
本予算は、歳入歳出総額を 3 億 1524 万 2000 円と定めるものであります。

129 ページをお開きください。

歳出では、施設管理費といたしまして、10 処理場の維持管理費用にかかる委託料及びこれらに関連する事務費、人件費等にかかる経費に加え、企業会計移行に伴う公営企業会計システム改修にかかる業務委託料など 1 億 6353 万 1000 円を計上しております。また、10 処理場の施設整備に対する公債費といたしまして、元利償還金 1 億 5171 万 1000 円を計上しております。

予算書 128 ページにお戻りください。

歳入につきましては、施設使用料 9965 万 2000 円、加入負担金 100 万円、一般会計繰入金 2 億 1068 万円、繰越金 51 万円、補償金 20 万円、市債 320 万円を計上いたしております。

また、第 2 表において、地方債の限度額、起債方法、利率及び償還方法を定めております。

続きまして、議案第 30 号「令和 4 年度西予市水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明いたします。

給水戸数 1 万 5260 戸、年間総給水量 463 万 5500 立方メートル、一日平均給水量 1 万 2700 立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業といたしましては、宇和給水区域における下川災害復旧事業 4304 万 4000 円、明浜給水区域における水道施設監視システム整備事業 4569 万 2000 円、野村給水区域における河成飲料水供給施設整備事業 4800 万円、三瓶給水区域における津布理浄水場整備事業 2 億 8460 万 5000 円をそれぞれ予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明をいたします。

収入では、水道事業収益の総額を 7 億 959 万 8000 円と定め、営業活動に基づく給水収益の 6 億 2920 万円を含む営業収益として 6 億 3738 万 3000 円、営業外収益として 7217 万 5000 円、特別利益として 4 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、水道事業費用の総

額を 7 億 5117 万 1000 円と定め、営業活動にかかる営業費用として 7 億 1717 万 9000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 3314 万 4000 円、特別損失として 84 万 8000 円を計上しております。

次に、2 ページ、第 4 条資本的収入及び支出について御説明をいたします。

収入では、総額を 3 億 2826 万 2000 円と定め、内訳は、工事に対する負担金 2160 万円、企業債 1 億 8040 万円、企業債元金償還金及び建設改良費に対する補助金 7583 万 8000 円、出資金 5042 万 4000 円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を 7 億 3204 万 7000 円と定め、内訳は、建設改良費 6 億 2371 万 6000 円、企業債償還金 1 億 833 万 1000 円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4 億 378 万 5000 円を補填する財源につきましては、第 4 条括弧書きのとおりでございます。

次に、第 5 条の企業債では、上水道施設整備事業を目的といたしまして 1 億 8040 万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 2 億円と定め、第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費 1 億 490 万 6000 円を定めるものであります。

また、第 9 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 4131 万 9000 円を定め、第 10 条では、たな卸資産の購入限度額を 1560 万円と定めるものであります。

続きまして、議案第 31 号「令和 4 年度西予市簡易水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書 43 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明をいたします。

給水戸数 2,308 戸、年間総給水量 54 万 7500 立方メートル、一日平均給水量 1,500 立方メートルを予定しております。主な建設改良事業としましては、野村地区における舟原取水口舗装事業 311 万 3000 円、宇和・野村地区における給配水

管布設替事業 330 万円を予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、簡易水道事業収益の総額を 1 億 3825 万 9000 円と定め、営業活動に基づく給水収益の 5731 万 2000 円を含む営業収益として 5889 万 5000 円、営業外収益として 7933 万 4000 円、特別利益として 3 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、簡易水道事業費用の総額を 1 億 5306 万 3000 円と定め、営業活動にかかる営業費用として 1 億 4898 万 6000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 404 万 7000 円、特別損失として 3 万円を計上しております。

次に、44 ページ、第 4 条資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を 922 万 7000 円と定め、内訳は、補助金 922 万 7000 円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を 2064 万 4000 円と定め、内訳は、建設改良費 641 万 3000 円、企業債償還金 1423 万 1000 円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1141 万 7000 円を補填する財源につきましては、第 4 条括弧書きのとおりでございます。

次に、第 5 条では、一時借入金の限度額を 5000 万円と定め、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 2519 万 4000 円を定めるものであります。

また、第 8 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 4687 万 5000 円を定め、第 9 条では、たな卸資産の購入限度額を 200 万円と定めるものであります。

続きまして、議案第 32 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、企業会計予算書 81 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明いたします。

接続人口 6,079 人、年間有収水量 82 万 873 立方メートル、一日平均有収水量 2,249 立方メート

ルを予定しております。主な建設改良事業としましては、宇和处理区における管渠整備工事 1 億 8153 万 5000 円を予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、下水道事業収益の総額を 4 億 5707 万 1000 円と定め、営業活動に基づく下水道使用料 1 億 1179 万 7000 円を含む営業収益として 1 億 1182 万 9000 円、営業外収益として 3 億 4522 万 2000 円、特別利益として 2 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、下水道事業費用の総額を 4 億 9622 万 4000 円と定め、営業活動にかかる営業費用として 4 億 5571 万 4000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 4049 万円、特別損失として 2 万円を計上しております。

次に、82 ページ、第 4 条資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を 3 億 1635 万 2000 円と定め、内訳は、企業債 7950 万円、出資金 1 億 2715 万 3000 円、補助金 9501 万 9000 円、受益者負担金 1468 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を 4 億 589 万 3000 円と定め、内訳は、建設改良費 2 億 514 万 7000 円、企業債償還金 2 億 74 万 6000 円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8954 万 1000 円を補填する財源につきましては、第 4 条括弧書きのとおりでございます。

次に、第 5 条の企業債では、公共下水道の整備を目的といたしまして 7950 万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 2 億円と定め、第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 3841 万 8000 円を定めるものであります。

また、第 9 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 3838 万 6000 円を定めるものであります。

以上 4 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

〔山岡医療介護部長登壇〕

○山岡医療介護部長

議案第 33 号「令和 4 年度西予市病院事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書 119 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明いたします。

病床数は両病院合計で 214 床でございます。年間患者数は、入院 5 万 3290 人、外来 8 万 8695 人、一日平均患者数は、入院 146 人、外来 365 人を見込んでおります。また、主な建設改良事業として、施設整備事業費 2876 万 9000 円、医療器械備品購入費 1 億 4204 万 2000 円を計上いたしております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、病院事業収益の総額を 40 億 2092 万 3000 円と定め、医業収益 30 億 8627 万 7000 円、医業外収益 8 億 8729 万 6000 円、特別利益 4735 万円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を 46 億 4245 万 5000 円と定め、医業費用 44 億 4026 万 8000 円、医業外費用 1 億 9967 万 7000 円、特別損失 251 万円を計上いたしております。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を 4 億 6697 万 8000 円と定め、出資金 520 万円、負担金及び交付金 3 億 1977 万 8000 円、企業債 1 億 4200 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を 6 億 8548 万 9000 円と定め、建設改良費 1 億 7081 万 1000 円、企業債償還金 5 億 1047 万 8000 円、奨学資金にかかる投資 420 万円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 2 億 1851 万 1000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

第 5 条の企業債では、病院施設整備及び医療器械の購入を目的といたしまして 1 億 4200 万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 2 億

5000 万円と定め、第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 27 億 1268 万 1000 円及び交際費 280 万円を定めております。

第 9 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 1 億 5427 万 1000 円を定めております。

また、第 10 条では、たな卸資産の購入限度額を 7 億円と定めております。

続きまして、議案第 34 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

野村介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、高齢者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか、必要な医療等を提供することにより、日常生活の自立と在宅復帰を支援し、地域に親しまれ信頼される施設を目指して、引き続きサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書 201 ページをお開き願います。

第 2 条の業務の予定量といたしまして、入所定員を 100 人、1 日当たりの通所定員を 35 人とし、年間療養者数は 4 万 625 人を見込んでおります。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、施設事業収益の総額を 6 億 368 万 6000 円と定め、施設運営事業収益として 5 億 2683 万 2000 円、施設運営事業外収益として 4859 万 9000 円を計上しております。

これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を 6 億 4025 万 2000 円と定め、施設運営事業費用 6 億 3294 万 8000 円、施設運営事業外費用 730 万 4000 円を計上しております。

続いて、次のページをお開き願います。

第 4 条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を 7731 万 5000 円、資本的支出を 8063 万 6000 円計上しております。

次に、第 5 条では、一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 4 億 6656 万 5000 円及び交際費 7 万円を定めております。

第8条では、他会計からの補助金として、児童手当補助等、合計1億454万1000円を定め、第9条では、たな卸資産購入限度額を2000万円と定めるものでございます。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○佐藤議長

次に、日程第8、議案第3号「財産の無償譲渡について」から議案第13号「西予市営土地改良事業の施行について」まで及び議案第55号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」の12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第3号「財産の無償譲渡について」提案理由の御説明を申し上げます。

社会福祉法人西予総合福祉会が運営する養護老人ホーム三楽園につきましては、施設の老朽化に伴い移転改築が検討されていましたが、二及区及び三瓶地区行政連絡協議会からの要望を受け、令和2年1月に移転先を旧二本生小学校跡地とするよう決定いたしております。

当該跡地におきましては、旧校舎及び附属建物が現存し、三楽園の移転改築に伴い解体の必要があるため、その対応について検討を重ねてきたところでございます。

検討の結果、旧校舎等の解体と改築にかかる財源の確保及び一体的な施工並びに工期の調整を円滑に行えることから、当該建物を西予総合福祉会に譲渡することが合理的と判断し、令和4年2月22日付で同法人と建物譲与仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるとでございます。

なお、本件につきましては、2月7日開催の西予市有財産処理審議会におきまして御審議をいただき、承認をいただいております。

続きまして、議案第4号「西予市一般職の任期

付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、令和4年度から、防災及び災害対応などに関する専門的な知識経験を持ち、国が認める地域防災マネージャーの資格を有する一般任期付職員を採用し、今後の防災・減災対策のさらなる推進、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

今回の改正は、この専門的な知識経験等を有する任期付職員の採用にあたり、経験年数及び業務内容に応じた給与水準が適当との判断から、一般職と同等の給与とするため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第5号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、会計年度任用職員が育児休業を取得する際の要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止し、取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、当該職員に対する育児休業の取得意向の確認や育児休業に関する相談体制の整備など、任命権者が講じなければならない措置を新たに追加するものであります。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

議案第6号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市三瓶二及地区グラウンドを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

三瓶二及地区グラウンドにつきましては、これ

まで住民の福祉の増進、スポーツ活動の活性化に活用されてまいりましたが、近年、地域住民の減少、高齢化等により、その利用状況は低い傾向となっております。

このたび、養護老人ホーム三楽園が旧二木生小学校跡地へ移転されることに伴い、当該グラウンドにおいては、令和4年度から工事車両や資材置場としての利用が見込まれるため、利用実態や地域の実情を踏まえ、令和4年3月末日をもって社会体育施設としての当該グラウンド施設を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

〔酒井産業部長登壇〕

○酒井産業部長

議案第7号「西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

あけはまオートキャンプ場、明浜観光交流拠点施設及び明浜ふるさと創生館は、明浜町の有する海エリアの資源を活用し、あけはまシーサイドサンパークとして、地域の活性化に取り組んでいるところでございます。

本市では、平成2年度に整備した明浜ふるさと創生館の老朽化に伴い、農山漁村振興交付金事業を活用し、令和4年度から新たに明浜柑橘加工施設を整備することとしております。

今回の改正は、本計画に基づき、現在のあけはまオートキャンプ場の多目的グラウンドを明浜柑橘加工施設の建設地として整備するため、当該グラウンドを廃止するよう、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第8号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を

申し上げます。

本市では、西予市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅等の建て替え、用途廃止及び維持管理等を行っております。建物の老朽化によって入居が困難な住宅については、新たな入居募集を停止し、政策的に空き家措置を講じているところでございますが、その政策空き家となっております明浜町高山地区の西予市単独市営住宅高山久保田住宅について、建物の老朽化が激しく、早期の対応が必要となっていることから、同住宅を廃止し、建物の解体を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

〔山岡医療介護部長登壇〕

○山岡医療介護部長

議案第9号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、西予市立病院の設置に関する診療科目や病床の種類、病床数など基本的事項を規定しております。

病院事業経営においては、人口減少に伴う患者数の減少への対応、医師や看護師など医療従事者の確保の困難さ、加えて、市の財政支出の健全化などにより、両市立病院で機能分担を行いながら、適正な病院規模で効率的な病院経営を行うことが求められているところでございます。

現在、西予市民病院においては、一般病床102床、療養病床50床、感染病床2床の合計154床が設置され運営しているところですが、手術症例数の増加、また今後の救急業務の集約化を見込み、全体病床数に変更はございませんが、一般病床を102床から109床へ増床し、療養病床を50床から43床に減少するものでございます。

一方、野村病院では、一般病床88床を2つの病棟で運営しておりますが、患者数の減少や医療スタッフ不足、特に看護師の人数確保が困難な状況であり、2病棟の運用を維持していくことが困難なことから、病棟再編により88床を60床1病棟化するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

〔酒井消防本部消防長登壇〕

○酒井消防本部消防長

議案第 10 号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、消防団員数を確保することを目的として、国により策定された非常勤消防団員の報酬等の基準に準じ、消防団員の処遇改善を図るものでございます。

近年の消防団活動は、災害が多発化・激甚化するとともに、多様化し幅広い活躍が必要とされ、団員一人ひとりの負担が増加しております。このため、消防団員の年額報酬を増額し、出勤に応じた出勤報酬を支給することにより、消防団員の士気高揚を図るとともに、団員数の確保、地域の消防力の強化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 11 号「市道路線の廃止について」、議案第 12 号「市道路線の認定について」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

野村町の市道カジャ線は、国道 441 号を起点とし、市道石久保線を結ぶ路線であります。肱川河川改修に伴う河川管理道路の計画にあわせ、現道を廃止し、通行の安全を確保できるよう市道の路線計画を変更して再認定するものであります。

次に、野村町の災害公営住宅太田団地に係る市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。

当路線は、令和 2 年 2 月に完成した太田団地の都市計画法による開発道路として整備された路線であります。市道伊勢井谷フキノトシ線と大田支線を結び、地域の生活に密着した生活道路として

必要な路線であることから、太田中線、太田上線及び太田下線の 3 路線を市道認定するものであります。

次に、野村町の消防署西側に整備された住宅団地に係る市道路線の認定について御説明申し上げます。

当路線は、令和 3 年 2 月に完成した住宅団地の都市計画法による開発道路として整備された路線であります。国道 441 号と市道岡法正線及び市道岡線を結び、地域の生活に密着した生活道路として必要な路線であることから、中央線、岡中央線及び中央支線の 3 路線を市道認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止及び認定につきましては、さきの 2 月 7 日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

〔酒井産業部長登壇〕

○酒井産業部長

議案第 13 号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、野村町太田地区におきまして、令和 4 年度の 1 箇年計画で県単独土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第 5 条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるものであります。

当地区では、農業水路等長寿命化・防災減災事業にて、地区上部に位置する大田池の廃止に伴う排水路整備と農地中間管理機構関連農地整備事業にて、ほ場整備を実施する計画がございます。

本事業につきましては、さきに説明した両事業区域内の排水を河川へ安全に流すため、区域外に流末水路を新たに整備するもので、このことにより、大雨時の被害の未然防止と農地保全を図るものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 55 号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市の組織機構につきましては、体制の課題や問題点を洗い出し、行政効率の向上を図るため、適宜見直しを行っているところでございますが、令和 4 年度の組織改編におきまして、政策企画部まちづくり推進課内に設置をいたしておりますジオパーク推進室を産業部経済振興課へ配置換えすることといたしております。ジオパークに関する事務を政策企画部から産業部に所管替えることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

市内に脈々とつながるジオサイトの保全・保護をさらに推進するとともに、この 4 月に開館いたしますジオミュージアムへの県内外からの観覧者の増加や再認定を受けての機運の醸成を、今後は、ジオを冠とした観光、宿泊、食事等々、経済や物産との連携を図ることで、ジオパークをより身近に実感できる地域活性化のコンテンツとしての価値を高めていく方針でございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 2 時 02 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午後 2 時 15 分）

（日程 9）

○佐藤議長

次に、日程第 9、議案第 35 号「西予市農業委員会委員の任命について」から議案第 53 号「西予市農業委員会委員の任命について」までの 19 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 35 号から第 53 号までの「西予市農業委

員会委員の任命について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

現在の農業委員 19 名の方が、令和 4 年 4 月 24 日をもって任期満了となります。

農業委員の選出につきましては、平成 28 年 4 月に施行された農業委員会等に関する法律の一部改正により、公選制から議会の同意を要件とする市長の選任制となっております。今回の任命に際し、11 月中旬から募集を行いました。

慎重に検討してまいりました結果、明浜地区から中村吉年氏、土居賢一氏、宇和地区から宇都宮文隆氏、片岡政志氏、三好國則氏、酒井馨一氏、高岡常夫氏、上甲憲章氏、野村地区から井関吉博氏、三瀬昇氏、五藤忍氏、大久保卓氏、三好三智男氏、武田孝司氏、城川地区から岡本荒侍氏、泉原猛男氏、志波豊氏、三瓶地区から菊池茂守氏、二宮清治氏を任命したいと存じます。

以上 19 名の方々は、それぞれ農業に係る豊かな経験から、地域農業の実情全般に通じておられ、人格、識見も高く、農業委員として適任者であると考えられますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき議会の同意を求めるものであります。

各候補の経歴等は人事案件に係る者の略歴の資料を参照ください。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 19 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 35 号から議案第 53 号までの 19 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、議案第 35 号から議案第 53 号までの 19 件は委員会付託を省略することに決定

いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決を行います。

まず、議案第 35 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 35 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 35 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 36 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 36 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 37 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 37 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 37 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 38 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 38 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 38 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 39 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 39 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 40 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 40 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 40 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 41 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 41 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 41 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 42 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 42 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 42 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 43 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 43 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 43 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 44 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 44 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 44 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 45 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 45 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 45 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 46 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 46 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 46 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 47 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 47 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 47 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 48 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 48 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 48 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 49 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 49 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 49 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 50 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 50 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 50 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 51 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 51 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 52 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 52 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 52 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 53 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 53 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 53 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程 10)

○佐藤議長

次に、日程第 10、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から諮問第 8 号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの 8 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

諮問第 1 号から第 8 号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち 8 名の方が令和 4 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。

その後任につきまして検討いたしました結果、野村町の松本恭典氏、城川町の三瀧俊二氏の 2 名を再任として引き続き推薦することとし、明浜町の横山三恵子氏、宇和町の山川妃鶴氏、新田孝之氏、野村町の上甲和也氏、三瓶町の山下栄子氏、井上又文氏の 6 名を新任として推薦したいと存じ

ます。

野村町の松本氏は、令和元年 7 月から人権擁護委員として御活躍いただいております。野村公民館長としても地域に貢献され、地域住民の信頼も厚いものがあります。城川町の三瀧氏は、令和元年 7 月から人権擁護委員として御活躍いただいております。教員として長年にわたり広く地域に貢献され、地域住民の信頼も厚いものがあります。明浜町の横山氏は、東宇和農業協同組合を経て、西予市会計年度任用職員として高山公民館に勤務され、地域の実情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。宇和町の山川氏は、教員として長年にわたり子どもたちの教育に尽力されるとともに、広く地域に貢献され、地域住民の信頼も厚いものがあります。宇和町の新田氏は、長年にわたり P T A 活動や愛護班活動に尽力され、市 P T A 会長を歴任されるなど、青少年健全育成に貢献され、地域住民の信頼も厚いものがあります。野村町の上甲氏は、長年にわたり学校現場において教育の充実に尽力されるとともに、湊筋公民館長としても地域に貢献され、地域住民の信頼も厚いものがあります。三瓶町の山下氏は、旧三瓶町役場及び西予市役所に長年にわたり司書として勤務され、広く地域に貢献され、地域住民の信頼も厚いものがあります。三瓶町の井上氏は、旧三瓶町役場及び西予市役所に長年にわたり勤務され、地域の事情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。

以上、推薦にかかわります 8 名の方は、それぞれ人格識見が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づき議会の御意見を聞くものであります。

各候補者の経歴等は、人事案件に係る者の略歴の資料を参照ください。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 8 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第8号までの8件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、諮問第1号から諮問第8号までの8件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより諮問ごとに採決を行います。

まず、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第8号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

各委員会は、委員会付託された議案について十分に審査を行い、3月3日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月3日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時45分

第 2 日

3月3日（木曜日）

令和4年第1回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 3月 3日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 3月 3日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和4年 3月 3日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 0時06分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産業部長兼 | | | |
| 生活福祉部産業処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

- 1 議案第 2 号 C A T V整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について
 - 議案第 1 4 号 令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 1 1 号)
 - 議案第 1 5 号 令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
 - 議案第 1 6 号 令和 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 1 7 号 令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
 - 議案第 1 8 号 令和 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 1 9 号 令和 3 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 2 0 号 令和 3 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 2 1 号 令和 3 年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 2 2 号 令和 3 年度西予市病院事業会計補正予算(第 3 号)
 - 議案第 2 3 号 令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 5 4 号 野村中学校外壁改修工事請負契約について
- 2 一般質問
- 追加 決議案第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 2 号 C A T V整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について
 - 議案第 1 4 号 令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 1 1 号)
 - 議案第 1 5 号 令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
 - 議案第 1 6 号 令和 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 1 7 号 令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
 - 議案第 1 8 号 令和 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 1 9 号 令和 3 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 2 0 号 令和 3 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 2 1 号 令和 3 年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 2 2 号 令和 3 年度西予市病院事業会計補正予算(第 3 号)
 - 議案第 2 3 号 令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 5 4 号 野村中学校外壁改修工事請負契約について
- 2 一般質問
- 追加 決議案第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について

開会 午前9時00分

○佐藤議長

おはようございます。

本日は、このように傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、議案第2号「CATV整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について」、議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)」から議案第23号「令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」まで及び議案第54号「野村中学校外壁改修工事請負契約について」の12件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長源正樹君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

〔源総務常任委員会委員長登壇〕

○源総務常任委員会委員長

総務常任委員会委員長報告を行います。

去る2月24日の本会議において付託されました議案3件について、25日に委員会を開催し審査を行いました。

結果はお手元に配信のとおり、全て原案のとおり可決決定いたしました。

これより審査経過について抜粋して報告します。

議案第2号「CATV整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について」では、今回、施工業者による現地調査を踏まえ本市と関連業者等々協議を重ねたところ、障害発生時においてすぐに調達が難しい主要機器の予備品を追加するとともに、機器同士を接続するコード類の延長及び新たな空調機器の設置と既存の無停電電源装置の撤去に伴う追加工事が必要と判断し、令和4年2月9日に275万9000円を増額し1億7727万4000円の変更請負仮契約を締結したとの説明が

ありました。

議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)」について、事業実績の精査や入札減、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業が休止になったことによる減額補正が多く見受けられました。

総務課所管分、野村支所庁舎建設事業、減額補正155万8000円に対して、事業進捗状況について関連質疑があり、現在の工事進捗率については約30%となっており、令和4年10月24日を開庁式としている。令和5年度の支所2課体制で室内が設計されているため、新しい庁舎に全ての課は入れないので、新庁舎開庁後の令和5年3月までは産業建設課を旧庁舎に置き、新庁舎と併設して業務をしていくとの答弁でありました。

危機管理課所管分、防災行政無線デジタル整備事業、減額補正2062万6000円について、平成25年度の野村地区の整備から開始し、このたび全ての工事を完了することができた。当該事業の工事費及び備品購入費の総額については、当初見込み34億5324万7000円のところ、最終額は26億3605万1000円となったとの説明がありました。

大きな減額となった要因について質疑があり、入札減と整備途中における全体最適化である。戸別受信機設置の費用が非常に大きい事業で、受信機単体での受信戸数が増え、屋外に設置するダイポールアンテナ等の機材等が減少した影響であるとの答弁でありました。

財政課所管分では、基金費に後年度の市債の償還財源を確保するため減債基金事業4億5831万4000円を、公共施設の長寿命化、また、地域づくり活動センター移行等に伴う施設整備等の財源を確保するために公共施設整備基金事業1億5000万円を積み立てるとの説明がありました。

まちづくり推進課所管分、債務負担行為、四国西予ジオミュージアム落成式及び広告業務委託123万1000円について質疑があり、4月23日の落成式及びオープンへ向け、テレビ局の商業チャルや各種広告等を行うようにするとの答弁でありました。

教育総務課所管分、新型コロナウイルス感染症対策事業1633万9000円について質疑があり、各学校で感染症対策に必要な物品等を購入する経費

であり、非接触型体温計や空気清浄機等の購入に充てている。国庫補助対象事業費の上限額は、宇和町小学校と宇和中学校が135万円、他の学校が90万円であるとの答弁でありました。

生涯学習課所管分、成人式開催事業、減額補正39万8000円について、令和3年の成人式を取りやめ記念品だけになった世代の方に、何か思い出となるようなイベントの計画はあるかとの質疑に対し、今後内部で検討したいとの答弁でありました。

議案第54号「野村中学校外壁改修工事請負契約について」では、当改修工事によってどれくらい野村中学校の長寿命化が図られるかとの質疑に対し、保証期間である最低10年は使用可能であるが、その後は中学校自体も老朽化が進んでおり、建て替え等を検討したいとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告とします。

令和4年3月3日、総務常任委員会委員長源正樹。

○佐藤議長

次に、厚生常任委員会委員長中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

〔中村厚生常任委員会委員長登壇〕

○中村厚生常任委員会委員長

ただいまから厚生常任委員会審査報告を行います。

去る2月24日の本会議において当委員会に付託されました議案について、2月25日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案6件についてはいずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第11号）」医療対策室所管分では、医療機関新規開業促進事業について、現時点で小児科、産科ともに採択に至ってないため補助金を減額し、令和4年度当初予算に改めて計上するとの説明がありました。

委員からは、小児科と産科の新規開業見込みはあるのかとの質疑があり、昨年度は何件か相談が

あったが、今年度の相談はない。愛媛県医師会の会報等にチラシを入れてPRは行っているが見込みが立っていないのが現状であるとの答弁でありました。

環境衛生課所管分では、旧南予エコの橋梁撤去工事請負費の減額について質疑があり、旧南予エコの焼却施設に架かっていた橋梁の撤去工事について入札減少金が生じたため減額したもので、既に橋梁は撤去しているとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分では、妊婦健診委託料の減額について質疑があり、妊娠届出数は令和元年度177件、令和2年度154件、令和3年度は、令和4年2月25日時点で140件と年々減少してきている。当初見込みよりも妊娠届出数が少なかったことから不用となった委託料を減額したとの答弁でありました。

福祉課所管分では、生活困窮者自立支援金支給事業における住居確保給付金の減額について質疑があり、住居確保給付金は、離職や自営業の廃業等に陥ったことで経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方を対象に家賃相当額を支給する制度で、令和2年度に支給対象が拡大され申請者が6世帯と増えたことから、令和3年度も同程度の申請を見込んで予算計上していたが、現時点で2世帯の給付と実績が少なくなったため減額したとの答弁でありました。

議案第23号「令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」では、短期入所及び通所にかかる収益が減収となった要因について質疑があり、短期入所及び通所利用者の家族が新型コロナウイルス感染拡大地域から帰省した際、大事をとって待機期間を設け、1週間利用を控えていただいたことなどの理由から利用者数が減少したため減収となったとの答弁でありました。

また、施設事業費用における給与費の減額について質疑があり、新型コロナウイルス感染症の影響で、政府が入国規制を行ったことにより、モンゴルからの技能実習生の年度内入国が見込めなくなったため減額したとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和4年3月3日、厚生常任委員会委員長中村敬治。

○佐藤議長

次に、産業建設常任委員会委員長小玉忠重君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

〔小玉産業建設常任委員会委員長登壇〕

○小玉産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る2月24日の本会議において当委員会に付託されました議案5件につきまして、2月25日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁等を抜粋して報告いたします。

議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第11号）」建設課所管分では、がけ崩れ防災対策事業の減額について質疑があり、今年度発注予定の2カ所のうち1カ所が工事取りやめとなったため、工事費を減額するとの答弁でありました。

農業水産課所管分では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、大洲市で養鶏場を経営する有限会社岡野ファームを主体とした南予地域養鶏クラスター協議会が宇和町山田地区に養鶏場の建設を予定しており、建設期間は令和4年3月から令和5年3月まで、完成後の鶏舎棟数は6棟で約8,500平米となるとの説明がありました。

委員より、地元雇用の見込みについて質疑があり、まだ確定しておらず、最新のウインドレス鶏舎という設備であるため人手がかからないこと、従業員の一部が配属されるという話も聞いているが、市としては地元雇用の要望は行っているとの答弁でありました。

また、養鶏場の臭気対策について質疑があり、岡野ファームから地元の方への事前説明会をされたり、大洲市の養鶏場を実際に見ていただくなどしていると聞いているとの答弁でありました。

林業課所管分では、林業整備担い手確保育成対策事業に関して、担い手の育成や確保の状況について質疑があり、来年度は西予市森林組合へ宇和高校生が2名就職する予定となっており、当市においても林業教室などを実施し、県では林業教室

のほか、令和4年度にインターンシップ等も考えられているため、希望者が徐々に増えていくことを期待しているとの答弁でありました。

議案第18号「令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」では、企業会計移行に係る資産調査及び評価業務の内容について質疑があり、農業集落排水事業特別会計を企業会計へ移行するよう国から通達を受けており、令和5年度から移行するよう計画をしている。移行に伴い、農業集落排水施設全体の資産を調査及び評価するもので、今回完了すれば来年度以降は行う必要はないとの答弁でした。

議案第19号「令和3年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」及び議案第20号「令和3年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第1号）」では、関連として、令和5年度の各支所再編に伴い支所の職員が減少することへの対応について質疑があり、支所の職員は約半分になる予定で、今まで支所で扱っていた業務を本庁へどれだけ移行できるか調査を行っているとの答弁でした。それに対し委員からは、サービスの低下につながらないような処置を行うよう意見がありました。

また、給水人口の減少に伴い収益も減少するのに対し、施設の維持はしていかなければならず苦しい会計状況にあると思うが、対処は考えているかとの質疑があり、来年度から水道料金改定に向けて検討を行う方向で、施設維持のためには、利用者に最低限の負担をしていただくことが必要であるとの答弁でありました。

以上、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

令和4年3月3日、産業建設常任委員会委員長小玉忠重。

○佐藤議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。
まず、議案第2号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第2号「CATV整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第11号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号から議案第23号までの9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第23号「令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの9件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第15号から議案第23号までの9件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第54号「野村中学校外壁改修工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第54号は

原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時25分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時00分）

（日程2）

○佐藤議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

4番宇都宮俊文君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

改めましておはようございます。

議席4番宇都宮俊文です。よろしく願いいたします。

まず早朝より傍聴の方来ていただきましてありがとうございます。

今回、津波避難計画、そしてもう一つが西予市の環境対策、この2点で質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、西予市における津波避難計画についてですが、2011年3月、もう11年前になりますが、東日本大震災により甚大な津波避難があり、本当に大変な、特に東北地方では大変な災害が起っております。

また、今年1月にもトンガの海底火山が噴火したことにより、日本沿岸にまで津波警報が発令され、また、避難指示が出された地域がありました。その中で岩手県では、真夜中のため、自動車による避難で大渋滞が起きたという報道がありました。

これを受けて、今回私の質問になったわけですが、世界中でいつどこで津波が発生するかわからなくなったと思います。西日本では、今後高い確率で発生すると想定される南海トラフ地震により、沿岸部では津波による被害が大変危惧されます。それを防ぐことは到底できないことですが、せめて人命を守る手段、これをどのようにすればいいのか。もっともっと特に沿岸部は真剣に考えていかなければいけないのではないかと思います。

現在の明浜町、それから三瓶町における避難場

所についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、早朝より傍聴にお越しいただき感謝申し上げる次第でございます。

ここ数日は急に気温も上がりまして、春の陽気を感じるようになりました。

新型コロナにつきましては、オミクロン株の急激な感染拡大が今なお続いている状況でございます。最大限の警戒と感染予防対策に努めなければならぬと思うところであります。

市民の皆様の御協力により感染対策を行っていただいているわけでございますけれども、いま一度感染回避行動に十分御留意をお願いしたいと思います。

さて、本日から土日を挟んで3日間にわたりまして、7名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。

それぞれの御質問に対しましては真摯に回答させていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

市政運営の根幹に関わる質問には私が回答し、専門的分野での質問につきましては各部長を中心として回答させていただきたいと考えますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは宇都宮議員からの明浜町、三瓶町における避難場所についての御質問にお答えさせていただきますと思います。

市は、災害から一時的、緊急的に避難する場所を指定緊急避難場所、被災者等を必要な期間滞在させるための施設を指定避難所としております。

御質問の津波災害からの避難場所につきましては、一刻も早く津波浸水想定域外の高台等へ避難する必要があるということから、津波緊急避難

場所として、各地域で考えていただいた高台等を指定いたしております。その数は、明浜地区で41カ所、三瓶地区で60カ所となっております。

一方で、指定避難所としましては、両地区で指定している避難場所がほぼ津波浸水想定区域に該当するということから、津波災害におきまして使用できる指定避難所は、明浜地区では、明浜支所・明浜歴史民俗資料館の2カ所、三瓶地区では、三瓶周木地区体育館・三瓶東公民館第1分館・三瓶二及地区体育館の3カ所となっており、想定最大規模に被災した場合は、宇和地区等への、内陸への二次避難も想定しなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ただいま明浜町、三瓶町の避難場所について御説明ありましたが、その地区における避難経路及び方法についてはどのようになっているのか御説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難経路等についての御質問がございましたが、津波避難に関しましては、先ほど答弁をさせていただきました高台等への津波緊急避難場所への素早い避難が必要であり、西予市の地形上、住宅地の裏山、農道等への避難がほとんどとなっており、各地区で訓練等を行い避難経路等は検証をさせていただいております。

また、避難方法につきましては、地震・津波発生時におきましては、家屋の倒壊、落下物、道路の損壊、また渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、徒歩による避難を原則といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

一般的な避難方法、これは国からの指導により

徒歩による避難というのが原則でございます。ただ、冒頭にも述べましたように、真冬あるいは夜中、雨が降っているとき、このようなときに徒歩で避難する、これは絶対無理なことでありますし、避難場所で3時間、4時間あるいは一晩過ごす、これも無理です。

やはりその地区その地区に応じた避難ができると思います。例えばこの辺であれば車の台数も少ないし、道路も一本道で一方通行でほとんど逃げれるということを考えますと、車の避難、そして、高齢者も多いです。この中で、高齢者の手を引いて、あるいはリヤカーで歩いて逃げる、これも利にかなっていないと思います。

そのようなことを想定しながら考えて、今後見直す必要があるのではないかなと思います。お考えをお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員御指摘のとおり、災害というものは時と場所を選んでくれるわけではございません。特に津波からの緊急避難につきましては、一定期間屋外での避難対応が必要となってまいります。暑い時期でありますとか寒い時期、また当日の天候、そして昼間と夜間、それぞれの対策、そういったことを想定した訓練を実施して、計画の見直しでありますとかマニュアル等の整備を行うとともに、地域におかれましては事前の備えを検討いただきたいと考えております。

その上で西予市沿岸部におけます地域性、高齢化の状況等を考慮しますと、議員御指摘のとおり自動車による避難が有効な場合もあるかと思えます。

西予市地域防災計画津波災害対策編におきましては、避難方法の周知の中で徒歩避難の原則を記載いたしております。各地域におきまして、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえまして、自動車による避難が有効な場合におきましては、安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討していくことが必要であろうと考えております。

また、その際には、やみくもな避難につながる

ことのないよう自動車による避難には限界量があるということ認識しつつ、自動車避難に関する地域の合意形成、また地区防災計画におけますルールづくりなどを行っていただきまして、それぞれの地域で話し合いを行い、地域特性に見合った対応が必要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

繰り返しの質問になろうかと思えます。

仮に明浜町に限定して考えますと、例えば、俵津地区においては、野福峠ずっと2車線の道路がありますので、ここへ車で逃げれば一番安全に時間も過ごせると思えます。

現在ではずっと小さい集落、20軒、30軒単位で歩いて逃げるというふうなことをやっておりますが、これもやっぱり本当に考えた場合にこっちのほうが安全ではないかな、自動車があの広い道であれば渋滞することもなく、多分建物の倒壊もないのではないかなど。大体津波というのは遠いところで起きて来るわけですから、その確率のほうが結構低いのではないかなと思われま

す。ただ、それを固定してはいけないと思うので、いろいろな場合にそれぞれが感覚持って避難すること、それから、狩江から田之浜地区については、裏に農道があったり、また、幹線道路、峠がありますので、そのほうへ逃げる、こういうやり方のほうが大事ではないかなと思われま

す。しかし、やっぱり昼間若い人がおらないときは、どうしても高齢者だけで逃げなければいけない。そのときには従来の高台へ歩いて逃げる、これしかありませんので、そのときそのときに応じたやり方を、これはもう自分自分、自主防災中心に地域の皆さんが考えるべきことだろうと思えますので、そこら辺も行政も一緒になって考えていただいたらと思うんですが、それについてお答え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

本市におきましては、西予市地域防災計画等の

計画整備に加えまして、自主防災組織・防災士・消防団と連携した訓練の実施など地域防災力強化についての重要性について認識し対応を行っているところでございます。

加えまして、西予市の地域性を考慮した自主防災組織などを中心としまして、地域主体となって策定をいたします地区防災計画の策定推進について取り組んでいるところでございます。

現在、7つの自主防災組織が策定済みでございますが、今後一層の策定推進に努め、地域で想定される災害に見合った計画を地域主体となって検討いただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、それぞれの地域によりましていろいろな状況が想定されるかと思えます。自動車による避難等につきましてもそれぞれの地域性に応じて、緊急的に裏山等への農道等を利用するのか、また、海岸部を通過して野福峠等のそういった幹線道路を使つての避難をするのか、そういったことも含めまして、地域の中で話し合い、地区防災計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。

市といたしましても、令和4年4月から危機管理課におきまして、防災及び災害対応などに関する専門的な知識経験を持ち、国が認めます地域防災マネージャーの資格を有します危機管理監を配置する予定でございます。行政内部の体制強化を図りつつ、各地域へのフォローを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

繰り返し同じような質問になります。

ちょうど今日傍聴に地域の自主防災の役員の方に来てもらっております。このことを私地元を持ち帰って、今まで本当に固定したやり方、歩いて逃げる、これだけをやってきましたが、もう一度、避難計画をやり直す必要が、何度も言いますが、あるのではないかなと思えます。

同じような質問になりますが、市の見解をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほどから申し上げておりますけれども、それぞれの地域におきましては、その状況でありますとか、環境等を考慮した上でいろんな条件における避難の在り方については検討いただきたいと思います。

冒頭申し上げましたけれども、避難の原則は徒歩になっておるかと思えます。その中で自動車を使えるような状況がどういったものであるか、どういった場合が想定されるかといったことについても十分内部で検討いただきたいと思います。

自動車は確かに素早く避難できるという利点はございますけれども、渋滞がありましたりとか、通れなくなったときの対応等も当然考えておかなければならないことであろうかと思えますので、そういったことも想定した中で、地域として一番有効な避難の在り方については検討いただきたいと思いますし、先ほど申し上げましたとおり、市でも地区防災計画の策定に当たりましては支援をしてみたいと考えておりますので、そういった計画策定を検討される際には、危機管理課にまたお声掛けをいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

次に、この件に関わり、国・県に対する要望についてですが、安全かつ迅速な避難をするためには、現在の国道、県道では不十分であり、ところどころ狭いところがあります。これにより地域の孤立が懸念されることが予測されます。

そのためにも、早く道路整備を国・県に要望していただきたいと思いますので、その件お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

国道・県道の拡張及び避難道の整備についての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

宇和海沿岸地域を結ぶ幹線道路であり、西予市の地域住民の日常生活や地域産業を支える重要な交通基盤であります国道 378 号は、国道 378 号（八幡浜・宇和島間）期成同盟会において、国・県への要望を強化しているところでございます。

毎年 7 月に、県知事・県議会に新規事業等の予算の確保について、これは継続して要望を行っております。要望に対しまして県からは、道路整備が遅れている本県において、真に必要な道路整備に係る安定的な財源確保は必要不可欠と考えており、引き続き国に強く要望していくとの回答がありました。

また、実施中の事業につきましては、平成 30 年 7 月豪雨災害復旧を最優先にしていることから、進捗に少しの影響は出ておりますけれども、国道・県道の事業実施主体であります県西予土木事務所に確認をいたしましたところ、国道 378 号では、本年度 4 カ所の拡幅改良事業を実施し、現道沿いの離合困難箇所の解消を図っているとの回答がございました。

次に、宇和方面への緊急避難道として大きな役割を担っております県道宇和高山線及び主要地方道宇和明浜線につきましては、今後も地権者と用地交渉を進めながら現道の拡幅に努めていくとの回答がありました。

西予市といたしましても、期成同盟会からの要望とともに、機会をとらえまして県・国へ根気強く要望活動を行っていきたくと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いたします。

また、大規模災害時、物資の運搬、それから、日常時の救急搬送、けが、それらを含む救急搬送、災害時の物資の搬送、そのためにはヘリコプターが大変重要であります。

日頃よりドクターヘリに関しては明浜もしょっちゅう利用させてもらって、本当に人命を救うために役立っていると思います。

その中でヘリポートの整備ですが、結構、西予

市は力を入れてもらって整備されておりますので、その点について説明お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

御質問のありましたヘリポート整備についてお答えさせていただきます。

ヘリコプターを活用した消防活動は、消火、救助、救急に加えて、大規模災害時には、情報収集や孤立地区における人員搬送など、多岐にわたる活躍が期待されているところでございます。

これらの活動の拠点となる離着陸場は、目的に応じて区分されており、本市では、条件を満たす広さを持つ運動公園など市内 5 カ所を飛行場外離着陸場として登録しております。また、これに準ずる学校跡地グラウンドなど、20 カ所を緊急離着陸場などとし、ドクターヘリのランデブーポイントとしても登録しているところでございます。

このような中、明浜地区においては、あけはまオートキャンプ場多目的グラウンドを飛行場外離着陸場とし、また、明浜運動場、狩江地区グラウンド、田之浜地区グラウンドを緊急離着陸場として登録しております。

このうち、明浜地区の拠点となりますあけはまオートキャンプ場多目的グラウンドにつきましては、来年度から明浜柑橘加工施設が整備されることに伴いまして、ヘリポートとしての運用ができなくなることから、隣接する大早津石灰鉱山跡地を代替地に選定し、専用ヘリポートを整備する計画を進めているところでございます。

これによりまして、大規模災害時における孤立者救助や救援物資搬送等の防災拠点としての活用やドクターヘリのランデブーポイントも引き続き運用できるものと期待しているところでございます。

今後も明浜地区をはじめ、市民の皆様の安心・安全に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

ヘリが来ることで海岸部、それから山間部の住民にとって本当に安心できるものだと思いますので、今後も整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、西予市の環境対策について御質問いたします。

間もなく4月に出されようとしている西予市環境基本計画、これは令和2年、3年に2年間にかけて、計画策定業務委託料約784万円かかっているということでございます。この内容についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市環境基本計画の内容についてお答えをいたします。

西予市環境基本計画は、令和2年1月施行の西予市環境基本条例第9条に基づき、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定する計画でございます。

本計画は、令和2年度から令和3年度の2年間において西予市環境審議会で検討してまいりました。

西予市環境審議会は、西予市環境基本条例第21条に基づき、環境の保全に関する基本的事項等について調査及び審議する機関であり、委員は10名で、環境の保全に関し学識経験のある者、市民団体の代表者、事業者の代表者、市議会議員など多様な方々で構成しております。

本計画では、西予市における様々な環境課題を解決するため、目指すべき将来像を「良好な生活環境が確保された、人と自然が共生する持続可能なまち、西予」とし、この将来像を実現するため、5つの基本目標を設定し、市民、事業者、市の役割を明確化し、連携して各分野で取組を進めてまいります。

また、計画期間を令和4年度から令和13年度の10年間とし、西予市を取り巻く国内外の環境分野の動向等に大きな変化があった場合には、中間年度の令和8年度を目安に計画を見直す予定でございます。

本計画で設定した5つの基本目標は、「地域の良好な生活環境の確保」、「気候変動対策の推進

と低炭素・脱炭素社会の実現」、「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」、「生物多様性の保全と自然共生社会の実現」、「環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進」であり、これらの基本目標の現状と課題を分析し、それに関する取組と進捗管理を行う指標を設定しておりますので、計画策定後には、指標などをもとに点検を行い、環境審議会や庁内関係部署等と連携して計画を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

この件に関して、パブリックコメントを募集している、今その段階であろうと思ひますが、これについてどのようになっているのか。また、その考え方についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

パブリックコメントについてお答えをいたします。

パブリックコメントは、市民の意見及び要望を積極的に市政に反映させるものでございます。

具体的には、パブリックコメントを行うことにより、市の重要な施策の形成過程において、その政策に関する計画等の素案の趣旨、内容等を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的知識を求めることができ、寄せられた意見等に対して、市の考え方を明らかにすることができるものと考えております。

西予市環境基本計画は、西予市環境基本条例に基づき策定するものであり、現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保するため、市民にとって重要な計画でございますので、今回、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見をお聞きすることといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

私ちょっと気が短いものですから、この今の理屈をずっと聞いておったんですが、これに対して市民から意見が出るかどうか、パブリックコメントが出ているかどうか、それについて今の時点、多分今月中で締切ろうとされておると思うんですが、意見が今上がっているのかどうか、それをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

現時点で、市民から2件御意見をいただいております。

意見の内容につきましては今精査をさせていただいて、計画へ反映できるものは反映をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

やはり2件ということであろうと思います。

たとえきれいな基本計画があっても、これが委託してよその大学教授であるとか、どこかの人がつくった計画では、地元にはほとんど生かさないかと思えます。

なぜこれが自分の市でつくれなかったのか、私はそれに疑問持っています。多くの職員がおる中で、これぐらいのことは、これぐらいのことと言ったらあれなんです、こんな計画書は日本中どこにもあります。それを参考にして西予市のものに合わせれば、本当に簡単な予算でできると思うので、この辺もう少し考え直していただかないと、ただこれ理屈ばかり並べても誰も興味を示さないし、パブリックコメント、形だけやっても誰も上がらない。これが現実じゃないかと私ははっきり思います。

先日、亡くなられた石原元東京都知事が、排気ガス、大気汚染の問題で、ペットボトルに入れて、大型トラックから出る排気ガスのすずをこうやって振りまいた、記者会見で振りまいたのを見て感激しました。やっぱりこういう人がいて、絶対こ

れをやる、そういう方針を出さないと、私それ見て本当にこんなことができるのかなど、東京都に粉じんをまくトラックは入るなど、そこまで言って、実際それができて、それが全国に広がってトラックの排ガス規制につながった。やっぱりこういう指導者が、たまたま東京におられたから日本中変わったわけで、ここまではできないかもしれませんが、西予市で何をするのか。私いつも言っておりますが、西予市は、食べ物何でもそろいますし、農業から漁業全てであるので、できる案は幾らでもあると思います。

その辺具体的な現時点でのお考えがあればよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

この環境基本計画策定に当たりましては、事前に18歳以上の市民の方や事業者、市内で活動されている団体、また、小学生・中学生の児童生徒の皆さんに事前に環境に関するアンケート調査を実施させていただいております。

そういったアンケート調査からいただいた意見なども反映をさせていただいて計画を策定しております。

また、計画に当たりましては、先ほど申しましたように、環境審議会の中で検討させていただいて、その中には市内の事業者の代表者の方、また教育関係の方等も入っていただいて、十分にこれまで検討をいただいているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、こういった計画はどうしても多くのことが書かれておまして、市民にとってはちょっとわかりにくいというところもあろうかと思っておりますので、今後、こういった計画の策定に当たりましては、例えば概要版をつくるのか、何を市民に求めるのか、協力していただきたいのか、そういうところがはっきりと分かるような形で計画を策定していきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

今回かなり厳しいことを言わせてもらいますが、職員の中で1人でも2人でも、これについて真剣に取り組んでもらえる型破りな職員がおってもいいのではないかなと思います。それによって、どの自治体でもやっていないような取組をぜひやっていただく、これが当たり前ではないかなと思います。何もかも型にはまって日本中同じような考え方では何も進まないと思いますのでぜひやっていただきたいと思います。その担当者は10年、15年同じ部署で働いてもらおう、そういう人事の仕方も今後考えてもらわなければいけないと思います。それによって、よそから視察に来てもらったり、環境教育できれば、有名になれば、どんどん人も来てくれます。何もかもひっくるめて、そういう横のつながりを重要にして事業を行っていただきたいと思います。

その中で、市民にとって、環境を考えて何ができるか考えますと、やはり排気ガスを減らすとか、そういうことはなかなか無理です。例えば、ハイブリッドの車に乗るぐらいな程度しかできませんが、身近であるものを考えると、やはり一番はごみの問題ではないかなと思います。

その中で、ごみ問題、生ごみをどう減らすのか、ペットボトルの問題も昔からあります。ペットボトル、リサイクルリサイクルと言っていますが、以前には先進国は、その大方を東南アジアへ持って行ってごみとして捨てていた。これを現実はなかなか世の中には知らされていないかもしれませんが、それがマイクロプラスチックとなって海洋汚染を招いている、そういう現実があります。

今ではペットボトル、多分7割、8割は燃料として燃やしているという現状でございます。本当にペットボトルとして再生するには経費がかかり無駄があるということでなかなかうまくいきませんが、そういう教育も大事ではないかと思いません。

戻りますが、まず、生ごみの現状についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市の生ごみの現状についてお答えをいたし

ます。

生ごみにつきましては、燃やすごみとして八幡浜南環境センターに焼却処理を委託しており、令和2年度の事業系ごみを含んだ燃やすごみの総排出量は、市内全域で7,225トンとなっております。このうち家庭から排出されたごみは5,676トンでございます。

燃やすごみに占める生ごみの割合は、令和元年度に実施いたしました食品ロス実態調査にて44.6%となっており、令和2年度の排出量で換算しますと、家庭から排出された生ごみは2,531トンとなります。

燃やすごみの排出量は、人口減少の影響もあり近年は減少傾向にあります。令和元年度と令和2年度を比較すると、家庭から排出されたごみで276トン、事業系ごみで69トンと大きく減少しております。

その理由といたしましては、市民の皆様の分別等への御協力もございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭から排出されたごみでは、店舗兼住宅といった小規模飲食業からの排出量の減少やテイクアウト増加による調理くずの減少が考えられます。また、事業系ごみでは、飲食業等からの排出量が減少したことが一因となっているものと考えております。

続いて、生ごみを含む燃やすごみの処理経費でございますが、処理委託費用が令和2年度実績で約1億8500万円となっており、一方、市の収入として、指定燃やすごみ袋の販売手数料約4400万円、事業系一般廃棄物処理手数料約1550万円、合計で約5950万円であり、差引きの結果として約1億2550万円の費用が必要となっております。

なお、先ほど申し上げた令和2年度の燃やすごみ排出量で推計した家庭から排出された生ごみ2,531トンに処理委託単価で積算すると、家庭から排出された生ごみの処理費用は約6500万円と推計されます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

今の生ごみの件ですが、これの処理方法、それ

から繰り返しになります。それを減らすための策はあるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

生ごみの処理方法と、また減らす対策についてお答えをいたします。

先ほどの御質問でお答えさせていただきましたが、生ごみについては、燃やすごみとして八幡浜南環境センターに焼却処理を委託しており、燃やすごみの44.6%が生ごみとなっております。

生ごみを減らすことは処理費用の削減につながりますので、家庭用生ごみ処理機及びコンポストなどの購入補助制度、外食産業から排出される食品ロスの削減を推進するためのおいしい食べきり運動推進店登録制度など、生ごみを削減するための施策を実施しております。また、家庭や事業所に対しましては、生ごみの水切りの御協力もお願いしているところでございます。

生ごみ処理機及びコンポスト購入補助制度では、令和2年度で34基32万3000円を補助しており、おいしい食べきり運動推進店では、市内で12店舗に登録いただいております。

また、平成24年度には古着・古布類、平成25年度には廃食用油の分別を開始するなど、燃やすごみそのものの削減にも取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

私、生ごみの件に関しては、以前の一般質問でも言いました。

生ごみを減らすためにどうするのか。やはりこれを利用すること、例えばいつも言っております野村の牛から出るふんと混ぜて堆肥をつくる、三瓶にも養豚業者あります、かなり西予市内に多くの業者あります。そこで少しでも処理をしていただく。業者にとったら面倒くさいことかもしれませんが、そこに対していずれかの補助金も出すなり努力していただく、そしてできれば、産業廃棄物、スーパーとか飲食店から出る、それからでも始めて、少しずつその取組をやることはできると

思います。

実際にやっている自治体は全国にあります。これをやって、その堆肥を米作り、それからミカン作りに入れてもらう。これも金を払うんじゃないにただで入れてもらえればどちらも助かります。こういう横のつながりが実際ないと思います。

実際、私今日うちの息子が三瓶の養豚業者に堆肥もらいに行っております。取り行ったらダンプで勝手に取ってきてくださいと。これただで取れますので、業者も助かるんです。こういう仕組みがまだまだ、せっかくいろいろな事業をやっている方がおるのに、横のつながりがいないために、堆肥に金をかけて作って、それを運搬して高く買ってやる。こういう流れなので、実際それが回っていかない、そういうことがあります。

一つ良い例を挙げますと、太陽ファームさん、これはもう莫大な豚飼ってますが、そのふん尿を処理するために堆肥を作って、それを使ってキャベツと野菜を作って、自社便で全国に売ってやっている、これこそリサイクルだと思います。それで、多分想像ですが、売り先に出た産業廃棄物等も当然集められているのではないかなと、これは私調べたわけではないんですが、そういうふうな良い例が西予市にはありますので、そういうことを実際本当にやるのが大事ではないかなと思います。

最初から言いますように、西予市環境基本計画、絵に描いた餅にならないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、ジオパークとの関連について質問いたします。

現在では、どこの企業、自治体でも環境に対する意識はとても重要であると思います。

西予市は、今年1月にジオパーク再認定されましたが、当然これも環境に対する意識が重要だったと思います。これがどのような評価をされたのかお知らせ願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

四国西予ジオパークにつきましては、平成23年度から実施した市民参加によるジオパーク活動や平成24年度に設立した四国西予ジオパー

ク推進協議会の活動などが評価されまして、平成 25 年 9 月 24 日に日本ジオパーク委員会の認定を受けて誕生したところです。

平成 29 年度に初めて再認定を受け、去る 1 月 28 日に 2 回目の再認定をいただくことができました。議員各位におかれましては、認定前から長きにわたる御理解、御協力に感謝申し上げます。

日本ジオパーク委員会から 2 月 17 日にいただいた審査結果通知書によりますと、平成 30 年 7 月豪雨災害に見舞われたにもかかわらず、活動の質が低下せず、むしろ地域連携が強化したことなどを総合的に評価いただいております。

具体的には、協議会内の 4 つの部会を中心に展開されている地域住民のボトムアップ的な活動。四国西予ジオパークまなびのガイドブックをはじめとする優れた教育プログラムや活用ツール。かつてジオパーク推進協議会事務局に所属していた者が作成した仕組みによって、ジオパーク事務局を離れた人材が、地域でジオパーク活動を実質的に推進していること。西予市役所内のジオパーク推進委員制度を活用した部署を越えた連携ができる持続可能な運営体制の構築。安定的な人員雇用とバランスのとれた協議会事務局員の配置による運営体制の充実化。四国西予ジオミュージアム及び乙亥会館内の災害伝承展示室の整備とその活用との点を評価いただいております。

4 年前となる前回の審査では、再認定にはなかったものの改善すべき課題も多く指摘されました。加えて、再認定から半年後の平成 30 年 7 月には豪雨災害も発生いたしました。

今回は特に、それらに対して真摯に向き合いながら、防災・減災活動も含めて、ジオパークへの取組を続けてきたことを大きく評価いただきました。

また、ジオパーク推進協議会の部会や組織、市内ガイド団体などが積極的にジオパーク活動を実践していることや市内小中学校で今まで行ってきたジオパーク学習の経験を踏まえて、令和 3 年度からは、地域や学習テーマによってモデルコースを示したまなびのガイドブックを作成して、各学校においてジオパーク学習により取り組みやすくなるようにしていることなども評価いただきました。

議員各位をはじめ、関係する皆様方には改めて

心から深く感謝申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

まずはジオパーク認定されておめでとうございます。

これを今後維持するために今後どのような環境対策を行っていくのか、またその関連性についてお答え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

再認定の際の項目の中にも、気候変動・自然災害・再生可能エネルギー関連の部分がございます。

例えば、気候変動の緩和や適応の取組、関係者等への支援の有無や市民や団体、来訪者等への環境意識の啓発活動などが評価の対象とされております。

大地の上に広がる動植物や生態系の中で、私たち人は生活し、文化や産業などを築き歴史を育んでおります。

ジオパークでは、これらのジオ、エコ、ヒトの 3 つの要素のつながりを楽しく知ることができま

す。このジオパークでは、まずその未来に向けて保全をし、活用していく場所をジオパークのサイトに指定して、多くの人が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行います。その上で、これらのサイトを教育やジオツアーなどの観光活動などに生かし、地域を元気にする活動やそこに住む人たちに地域のすばらしさを知ってもらう活動を行います。

環境基本計画の素案にある環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進の取組は、ジオパーク活動とつながるところが多く、出前講座、現地学習会等の開催やツル・コウノトリを活用した環境学習、地域における環境保全活動の促進の取組や生物多様性の保全と自然共生社会の実現に向けた取組は、まさにジオパーク活動と言えます。

多様な自然資源を有する四国西予ジオパークにとって、これらの自然資源の保全への取組は引き続き基礎となる重要な取組です。

日本ジオパーク委員会の審査結果通知書でも、西予市役所内のジオパーク推進委員制度を活用した部署を越えた連携ができる持続可能な運営体制の構築について評価をいただいております。

議員御指摘のとおり、ジオパークを維持するためには、当然環境対策も重要であることから、このジオパーク推進委員制度も活用し、部署を越えた連携を強化して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

私もはっきり言わせてもらいましたが、これもパブリックコメントだと思って受け止めていただいて、やはり簡単にできることをきっちりやる、これから始めることが大事ではなからうかと思えます。

私も農業をやりながら 40 年ほど環境保全型の農業やって、関東圏行ってこういう話ばかりしてきましたんで小理屈言ったわけなんですけど、どっかで、やはり西予市は違うんだ、どこでもやってないところをやっていく、これができる環境があると思うので、この田舎の環境を生かして、何もかも自分のまちで循環できる社会、これをやることによって、いずれは経済にもつながりますし、あと子どもたちが残れるような誇れるようなまちにぜひしていただきたいと思えます。

以上で質問を終わりますが、最後に、今回定年退職される酒井消防長でございますが、この3月で定年ということで誠におめでとうございます。約 40 年間にわたり消防士、それから救急隊員として、多くの人命と財産を守られてきたことだろうと思えます。これに感謝の意を表したいと思います。

今後は後任の指導、それからいずれは自主防災の役員等をしていただいて、地元明浜にも少し知恵をお貸しいただいたらと思えますのでよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 57 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 10 分）

次に、9番山本英明君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

議席番号9番山本英明です。

コロナ感染対策とウクライナ情勢が非常に心配なところではありますけども、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に従いまして一般質問をします。

今日から県立高校の一般入試が始まりました。私も 51 年前に学生服の襟を立てて受験した頃を思い出しながら、初心に戻って質問をいたしたいと思えます。

今日は一問一答で、以下のことについて質問をさせていただきます。

1点目、四国西予ジオパークの現状について。2点目、ジオミュージアムについて。3点目、医療体制についてであります。

初めに、四国西予ジオパークについてお伺いをします。

四国西予ジオパークは、令和4年1月に2回目の再認定を受けられましたけども、その審査の内容はどのようなものだったのでしょうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

それでは、ジオパーク認定に関する審査の仕組みから御説明いたします。

まず、日本ジオパークに認定されているジオパークは、4年に一度、地質遺産の保全、活用の仕組みとその取組、前回審査時に指摘された事項に対する対応状況やジオパーク活動の進展状況などを確認する再認定審査を受ける必要があります。

四国西予ジオパークにつきましては、宇都宮議員への答弁で申し上げましたが、平成25年9月24日に最初の認定を受け、平成29年12月22日に1回目の再認定を受けました。

前回指摘された事項の概要を申し上げますと、ジオパークのテーマとストーリーについて関係者との共有が進んでいないこと。推進協議会の事務

局体制が入れ替わっても、蓄積されたノウハウや人間関係の維持が保たれ、専門員の安定的な雇用、専門家からの持続的な協力が受けられる運営体制の構築に取り組むこと。ジオミュージアムでは研究ビジョンを示し、生態系や文化に関する情報集積も積極的に進めることと、ガイドランス施設や研究施設としての機能を持たせるだけでなく、ガイドや訪問者が集まりコミュニケーションを図ることが可能な施設にすること。優れたジオパーク教育について、より多くの学校に実践を広げるとともに、教員が異動した場合でも学習プログラムを続けられるよう持続的な手法を構築すること。ジオツーリズムを推進するために、ガイドの連携や新たな協力者による民間関与を高め、ジオパーク内の多様性を感じられるようなツアーの工夫を行い、ホームページやパンフレット、サイトの看板などについても外国語対応を進めること。圏域内の多様なサイトに価値を見出し、地域遺産の取り込みを進めることなどの課題が挙げられました。

そして、2回目の再認定審査として、まず、令和3年9月に前回の審査で受けた指摘事項について、この4年間の活動内容をまとめた再認定審査報告書を提出し、令和3年10月25日から28日に現地調査が実施され、市内各地域の視察や関係者との意見交換が実施されました。

調査員は、日本ジオパーク委員1名を含む2名であり、調査員をお迎えした初日は、駅前施設ゆるりあんでジオパーク関連展示物を御確認いただきました。2日目は、市長及び四国西予ジオパーク推進協議会関係者との意見交換を行い、平成30年7月豪雨で甚大な被害を受けた野村町の中心部を訪問し、災害からの復興状況や乙亥会館内の災害伝承展示室の見学、災害語り部と歩く野村のまち歩きなどを通じて、野村地域が防災学習等で大きな役割を果たしていることを御確認いただきました。3日目には、高山地区にある石灰産業遺産群と、平成31年2月に国の重要文化的景観に選定された狩浜の現地視察、明浜地域で持続可能な農業を全国展開されている地元企業から取組事例を御紹介いただきました。また、須崎海岸の斜面崩落箇所を船で視察の後、城川に移動し、ジュラ紀化石の露頭のガイドツアーと準備中の四国西予ジオミュージアムを見ていただきました。最終日となる4日目は、事前に提出いたしました再

認定審査報告書をもとに、事務局を中心とした聞き取り調査が行われ、市内小中学校向けジオパーク学習の新しい取組や平成30年7月豪雨災害後にジオパークとしてどのように関わってきたのかなどを中心に、過去4年間の取組状況に関して意見交換を行いました。

これら調査員による調査結果を踏まえ、日本ジオパーク委員会で厳正に審査していただいた結果、再認定をいただくことができたということであり

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

ありがとうございました。

次に、どのようなところが評価されたのでしょうかと聞く予定にしておりましたが、先ほど宇都宮俊文議員が質問されまして答弁がありましたので、私の質問は省略させていただきます。

次に、今後、四国西予ジオパークの今後の活動とか、西予市内外への展開についてはどのようなことを具体的に考えておられますかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

今回評価された事項については、継続もしくはさらなる改善・工夫の検討を行います。また、指摘事項であるエリア全体のサイト設定・整備・保全、ツーリズムにおける情報発信及び体験メニューの検討について、次の4年間に取組を強化してまいります。加えて、誰もがジオパークを身近に感じることができるよう、市の広報紙や、今年度から年に2回発行を行っている四国西予ジオパークのフリーマガジンだいちのめ、そして、4月23日にオープン予定のジオミュージアムなどを活用して、ジオパークの理念を地域に理解してもらうための活動を行っていきたくと考えております。

西予市に住む皆さんがジオパークといった視点を通じて自分の地域をよく知り、西予市に誇りを持ち、好きになってもらうことが最も重要だと考

えております。自分たちの住んでいる地域に誇りを感じてもらい市民が増えることは、様々な地域づくり活動につながることはもちろん、一度就職や進学等で西予市を離れても、将来は西予市に帰るという選択をする人や西予市に様々な形で貢献してもらえ人材育成につながるものと認識しております。

西予市内の各地域には、魅力ある自然や文化、人々の暮らしがあります。これらを持続可能な地域社会づくりに結びつけることができるよう、これからもジオパークへの取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

ただいまジオミュージアムを活用するというふうな答弁でありましたけども、3月中に完成をいたします、城川町に建設中の四国西予ジオミュージアムについて、次にお伺いをいたします。

四国西予ジオパークの再認定と相まって、非常にタイミングよく3月にジオミュージアムが城川町に完成する予定でありますけども、その施設あるいは設備はどのようなものになっておるんでしょうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

四国西予ジオミュージアムは、四国西予ジオパークに関する自然科学や地域に関わる文化等について、資料の収集と保管、調査研究等を行うとともに、常設及び企画展示、体験学習を通し、西予市全域に広がるジオパークの魅力を広く発信し、地域振興及び教育文化並びに観光振興を図ることを目的としております。

建物については、市産材を使用し、自然と調和した温かみのある建物となっております。

施設内の概要といたしましては、ジオパークの資料、標本、写真をエリア別に開設する常設展示室、来館者が四国西予ジオパークのほか日本及び世界のジオパークについて自由に学習できるジオカフェエリア、市役所の専門員が企画して展示を行う企画展示室と大きく3つのエリアに分かれて

おります。

また、ジオミュージアムの建設地となった総合センターしろかわで実施されておりました奥伊予ふるさとまつり、かまぼこ板の絵展覧会の表彰式などの地域行事での利用も想定しております。

常設展示室では、来館者がスマートフォンやタブレット等を使用し、専用アプリで四国西予ジオパークのサイトや自然、文化などをクイズ形式で学ぶことができるようになっております。

ジオミュージアムでジオパークに関する新しい楽しみ方を提供することで、ジオミュージアム及び四国西予ジオパークへのリピーターも増えることを期待しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

非常に斬新な建物になるというふうなことでしたけども、基本的に入場料はおいくらになりますでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

基本、施設の入場料は無料としており、ジオパークを介したコミュニケーションの場となることを期待しております。その上で、常設展示室のみ有料としており、一般の方が500円、大学生及び高校生が300円と設定しております。この常設展示室につきましても、小中学生以下は無料としており、御利用しやすくしておりますので、市内からの小中学校の学習、また、修学旅行等にも御利用いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

有料展示室、一般が500円もあるということですが、この入場料ですけれども、回数券とか月間のパスとか、他の市内や城川町内の施設との共通券などの発行は考えておられませんかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在、西予市では、市内施設の使用料等について見直しの検討を行っております。この全体の議論を踏まえまして、近隣のギャラリーしろかわ、城川民俗資料館等との共通券の在り方を検討してまいります。

また、回数券につきましても、開館後の状況を見てあわせて検討したいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

ぜひとも広い意味で検討をしていただきたらというふうに思っております。

次に、この施設ですけれども、今後どのように西予市として運営をしていくお考えかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ジオミュージアムの設置目的には、ミュージアムで楽しく学ぶということや、西予市に興味を持っていただいた方を市内各地に広がるサイトや各種施設への訪問につなげるということがあり、ジオミュージアムではこの考え方で展示等を構成しております。

展示の中心となる常設展示室について説明させていただきますと、まず、西予市内を地形や地質の特徴をもとに4つのエリアに分けて紹介しております。三瓶地域と明浜地域は北部宇和海エリア、宇和地域と野村地域の大部分を肱川上流エリア、大野ヶ原と舟戸川流域を四国カルスト・舟戸川エリア、城川地域を黒瀬川エリアとしております。

展示室では、エリアごとにそれぞれの大地の成り立ちを映像で紹介し、見どころとなるサイトなどを写真や解説、イラストなどで紹介し、あわせて地域に関連する化石や岩石の実物標本、動物、植物のレプリカ標本なども展示しております。また、この常設展示室では、来館者がスマートフォ

ンやタブレット等を使用し、専用アプリを使いながら市内のサイト等に関連する自然や文化、動植物などをクイズ形式で提供する予定です。楽しみながらより深く学ぶことができるツールとして活用いただけるものと思っております。

さらに、四国西予ジオパークに興味を持ってもらうことに加えて、自然や文化、人の暮らしも大地と深く関わっているというジオパークの基本的な部分についても楽しく学んでいただけるものと思います。

運営に関しましては、行政だけでなくいろいろな立場の方からの視点も必要であると考えておまして、四国西予ジオミュージアム運営協議会の設置やジオガイドネットワークとの連携をはじめ、様々な分野から御意見をいただき、来館者が常に新鮮な気持ちで訪れることができる企画・運営をしていけるよう検討しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

運営についての基本姿勢、よくわかりました。

具体的にですけれども、今後の展示会とか、イベント、催物とか、また特別な企画展とか、そういうふうな具体的なものについては、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和4年度は企画展を2本計画しております。1つ目の企画展として、オープン後に愛媛大学博物館実習成果展を予定しております。四国西予ジオパークでは、7年前から毎年、愛媛大学の博物館実習のフィールドワークの場として活用いただいております。毎年秋には履修生の成果物をポスターにして発表いただいております。今回の企画展では、今まで行われた四国西予ジオパークにおける履修生の成果物を展示する予定です。愛媛大学と連携し、広く一般に四国西予ジオパークにおける研究成果を周知し、地域資源の再発見の機会といたします。

2つ目の企画展として、夏に昆虫展を予定して

おります。NPO法人愛媛昆虫類調査研究機構が管理しております、林俊明氏と野本三男氏が長年収集してきた貴重な昆虫の標本のコレクションの寄贈を受け、城川支所の空きスペースを昆虫標本収蔵室として活用し収蔵する予定です。愛媛県や国内の絶滅危惧種約8割を含む標本2万5000点で、標本箱366箱に及ぶ貴重な資料です。これを記念しつつ、今年の夏休み期間中には、同機構の皆さんの協力を得ながら子どもたちにとって人気の高い昆虫展を開催し、昆虫に関する講演会や学習会もあわせて行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

新年度になりまして2つの企画展を予定しておるといふこと、特に今お伺いしますと、絶滅危惧種の標本を展示するようなことをお考えとのこと、非常に貴重なものになると思いますので、西予市内外にもアピールしていただいて、来館者の数が増えることを祈念しております。

そして、今説明にもありましたけども、ジオパークには城川町にあります黒瀬川構造帯や野村町四国カルストなど、三瓶町の地形ですか、学術的な要素が多く含まれておりますけども、児童や生徒、あるいは一般に対しまして、学習的な取組、あるいは学術的なイベント等がありましたら、そのようなものをお考えでありましたらお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和4年度の学術的な取組では、羅漢穴や穴神鍾乳洞での現地研修を交えて、日本洞窟学会が10月末実施に向けて検討されております。今までも西予市内の複数の洞窟調査を行ってもらったことがあり、日本ジオパークとしての交流もある山口県美祢市の市立秋吉台科学博物館の村上先生に中心となって進めていただいているところで

す。愛媛大学では、来年度も博物館実習を西予市内で行う予定と伺っており、ジオミュージアムで成

果報告会やポスター展を行う予定です。

また、今年度から筑波大学による市内数カ所での土壌調査や山口大学による田穂石灰岩の調査研究も実施されており、どちらも大学院生による研究ですが、結果がまとまればジオミュージアムで報告会等をお願いする予定です。

平成22年度に城川に滞在し、四国の地質研究を行われた札幌学院大学の小出良幸教授が、令和5年4月から9月まで、御自身の研究のために再び西予市に滞在されることも決まっております。小出氏は、平成22年度の西予市滞在時にはジオパーク構想立ち上げにも御協力いただきました。令和5年度には、市民向けの講演やジオミュージアムの運営などにもいろいろと御協力いただけるのではないかと期待しているところです。

また、児童生徒向けの取組といたしましては、学校単位で当該施設を御利用いただく際には、まず、専門員が企画展示室に設置してあるスクリーンを使ってそれぞれの学習テーマに応じた解説を行った後に、常設展示や企画展示を御覧いただき、質問等に答えるといったジオパーク学習を想定しております。また、休日や夏休みなどには児童生徒向けの体験プログラムを実施したいと思います。具体的には、岩石の標本をつくるプログラムや自由研究にもつながるような学習会などを企画したいと考えております。

今後は、他のジオパークや博物館などとのネットワークを活用することで、児童生徒向けの事業やイベントなども研究し、子どもたちにも愛される施設を目指してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

次世代を担う児童生徒への対応も、学習面もきちんと考えていただいておりますということで安心をいたしました。ジオミュージアムを訪れた児童生徒の中から1人でも2人でも、昆虫好きの、あるいは地形好きの学者さんが生まれることを期待しております。

次にですけど、この施設と、先ほどの答弁にもありましたけど、地域の方々との交流、地域の方々へのアピールといひますか、そのようなもの

はどのようなふうにご検討いただけますかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

新型コロナウイルス感染症の影響から、ここ数年実施が見送られておりますが、以前、総合センターしろかわで実施されていた奥伊予ふるさとまつりなどで当該施設を御利用いただくことも想定しております。また、企画展示室にはステージも併設しておりますので、文化協会の芸能発表会などにも御活用いただきたいと思います。

また、通常は四国西予ジオミュージアムにはジオカフェを中心としたコミュニティスペースがありますので、地域の皆様方にも御利用いただき、来館者との交流を楽しんでいただきたいと思います。

さらに、施設の屋外ではひさし部分を活用し、地元特産品の販売等ができるスペースを設けております。城川町内の事業者様はもちろん、市内の事業者様に広く活用いただき、海・里・山の幸の販売等にぎわいのある施設を目指したいと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

城川町内はもとより、西予市内の地域との交流、市民との交流のことも考えていただいているということで非常に安心をしました。

次にお伺いしますが、このジオミュージアムが完成をすることによりまして、経済効果はどのようなことを見込んでいただけますかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

2月17日に日本ジオパーク委員会からいただいた今回の再認定審査結果通知書の中にも、ジオパーク活動を継続させるためにはツーリズム等による経済活動の活性化が必要とありました。観光客目線に立った四国西予ジオパークに関する情報

発信は、今後、ジオミュージアムが担うべき大きな柱になると認識しているところです。ただ、情報があふれる中において、情報の発信の仕方には工夫が必要であり、ターゲットに合わせた適切な情報の発信などが必要です。

令和4年度には新たな事業といたしまして、西予市の観光等、新たな時代に合ったこれからの支えるキーコンテンツを創出するため、専門家にコンサルティング業務を委託し、プロの力を借りながらさらなる西予市発展の方策を検討してまいります。市内に既にある多くの宝を、多くの人を引きつける魅力として活用できるよう取組を進めてまいります。ジオミュージアムから市内に誘客できるよう市内特産品の紹介、観光地や施設の紹介、滞在に役立つ情報の発信、彩り豊かな自然環境を生かしたワーケーションの推進等、まさに市内の宝を点としてではなく線でつなげ、面として広く周知及び活用しながら四国西予をわかってもらいたいと思います。

さらに、市内事業者様に御協力いただき、有料スペースとなる常設展示室の利用者にはクーポンを発行する仕組みとなっており、ジオミュージアム来訪者にそのクーポン利用をきっかけとして市内店舗への誘導を図ってまいります。

また、ジオミュージアムをジオツアーで訪れていただけるよう、モニターツアーの実施、旅行代理店への売り込みについても検討しております。さらにジオミュージアムでは、西予市について楽しみながら学ぶ方法の一つとして、先ほど来答弁差し上げておりますけれども、専用アプリを配信することとしております。このアプリでは、市内の施設情報や観光情報、食の情報なども掲載して、ミュージアム来訪者が西予市を回遊していただくツールとして御活用いただけるようにしたいと考えております。

以上の取組を通じまして、市内全域の経済効果の向上に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

ただいまの答弁で専用アプリを開設するというふうなことがありましたけれども、経済効果をより

高めるためにも、広報活動というものは非常に大事になってくるのではなからうかなというふうに思います。

西予市内外に向けて広報、啓発活動はどのように具体的に展開していくお考えですかお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

広報活動につきましては、松山市内でのビジョン広告、そして、テレビ、ラジオ、雑誌、市ホームページ等様々な媒体でのPRを予定しております。また、全国各地域のジオパーク及び大学等の研究機関にPR活動をすることで、継続的な共同活動・共同研究につながり、四国西予ジオパークでの研究成果が上がるが見込めるのではと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

非常に有効な活動を見込まれておるといことで安心をしました。

前にもお聞きしたんですけども、この新しいジオミュージアムができますことで、元の、現在の地質館ですけども、窪野の奥にありますけども、その地質館の有効活用はどのようにお考えでありますかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

旧城川地質館につきましては、ジオミュージアムの収蔵庫として活用することとしております。地質館で展示してありました貴重な岩石や化石については、ジオミュージアムに移設、展示いたします。また、今後の活動に伴って保存すべき標本や資料も増えてくるのが予想されますので、収蔵庫としての役割はますます重要になってくるものと考えます。

さらに、城川地質館のホームページに掲載しておりました情報はジオパークのホームページに移

行し、ジオミュージアムのアプリでも見るができるようにする予定です。西予市ゆかりの黒瀬川構造帯の研究史をホームページ上に残すことは、四国西予ジオパークにとってもジオミュージアムにとっても意義のあることだと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

次に、市政懇談会でも御説明がありましたけども、ジオミュージアムができることで所管が変わるといふふうに聞いています。

完成後の職員体制はどのようになるのでしょうか。具体的なものがありましたら教えていただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ジオパーク業務につきましては、四国西予ジオパークを活用した観光・物産等への波及を一層高めていくために、経済振興課へ移管することとしております。その上で、体制といたしましては、本庁とジオミュージアム双方に職員を配置することを想定しております。本庁では、主にジオパーク推進業務を担当いたします。海拔ゼロメートルから1,400メートルの間に自然を感じる地域が多く含まれており、様々な生態系が身近に楽しめる場所が多いという西予市の特徴を生かし、市内の観光施設や地域特産品を生かした加工品の開発等、また、ジオと卯之町の町並み文化財とを結びながら、さらには、旧町ごとに存在する文化財等を結びつつ、観光と食と文化財を連携し、今まで以上に四国西予ジオパークを活用して関連事業者等との良好な関係を維持しつつ、観光・物産等への波及効果を上昇させるようジオパーク推進事業を進めることとしております。

ジオミュージアムには館長、専門員等を配置いたします。ジオミュージアムの企画・運営、来館者の案内等、また、四国西予ジオパークの貴重な資源や資料の収集、保管、研究を行い、成果をミュージアムの企画展示及び学会で発表し、その価値を高める業務を担当いたします。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

職員体制が変わるということですが、体制が変わったならなおさらジオミュージアム、市役所の本庁、そして城川支所のお互いの連携が必要不可欠になってくると思います。この三者の連携をどのように図っていくお考えでしょうか。具体的なお考えがありましたらお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

先ほど答弁いたしましたとおり、本庁では主にジオパーク推進業務を担当し、ミュージアムでは館の企画運営と四国西予ジオパークの資源や資料の収集、保管、研究を行います。双方が連携して四国西予ジオパークの推進を進めていく必要があることは言うまでもありません。例えば、どちらの窓口にもジオパークに関する問合せがあったとしても、統一的な対応ができるよう体制を整えてまいります。

また、ジオミュージアムの経常的な運営は、館長以下若干名で対応していくことを想定しており、城川支所との連携は必須であります。城川支所のスタッフに定期的に補佐してもらえよう協議を進めているところです。特に開館当初は大勢の来館者を期待しておりますので、城川支所関係課及び本庁と連携し対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

四国西予ジオミュージアムが完成することによりまして、西予市内外の方々が数多く足を運んでいただき、市内ジオパークの各所、また城川町のギャラリーや宝泉坊温泉、ハム工場、あるいはきなはい屋などがタイアップして集客ができることを、また、地球の歴史やジオパークの意義をこの田舎生活のすばらしさを体験してもらおうべく、有

益な施設になることを心から御祈念を申し上げながら、次の質問に移りたいと思います。

次に、市内の医療体制についてお伺いをします。

12月の質問でも聞きましたけども、今般全国的に、また、市内でもコロナ感染が拡大するとともに、いまだに収束の兆しを見せておりません。医療従事者の方々は、感染拡大を受けて本当にこれまでの通常業務の上にコロナ禍の業務が重なって、心身ともに本当にこの負担が大変なものがあるんじゃないかと心配をしております。

市ではその状況をどのように把握しておられて、どのように対応しておられますか、再びお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えいたします。

2年を超える新型コロナウイルス感染症の対応は、医療従事者にふだんの業務の上に感染強化対策を行うという負担があり、また西予市民病院では、コロナ入院患者の対応も行っており、看護師は特別に班編成を行い専任の職員とするなど、余裕のない看護体制の中でのやりくりのため、全体の職員にも負担がかかったり、入院や通常診療にも影響が出たりするなど、大きなダメージとなっております。

また特に、今回の第6波のオミクロン株による感染拡大では、幼児や児童・生徒に感染が広がり、その影響で病院関係職員が濃厚接触者になるケースも増加して職員の体制にも影響が出ているところでございます。

こういったことから、今後は高齢者に感染が広がらないよう、また感染対策に努めていただくことや早期の3回目のワクチン接種を済ましていただくようお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

次に、これも12月にもお伺いしました。非常に心配をしておりますので、また質問をさせていただくんですけども、4月から予定の二次救急医

療体制の12月以降の進捗状況と、また我々、私は城川町の住民ですけれども、野村町、城川町の方々だけではないと思いますけど、野村病院を利用されている方々は非常に心配をされています。4月からどうなるんだろう。病気になったら、けがをしたらどうなる、どうしたらいいんだろうと、本当に心配をされております。そういう方々への説明の機会と含めて、進捗状況と説明をどのようにしていただくのか、その2点についてお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

12月議会でも答弁いたしました。今年4月からの西予市民病院への休日・夜間の二次救急を集約することにつきましては延期といたしております。そのため、集約ができるまでの間は現状の両市立病院隔日交代での市内二次救急体制は継続をしているところでございます。

しかしながら、野村病院の整形外科の医師が1名となることから、内科系の対応については今までと変更はありませんが、野村病院が当番日の外科系の二次救急については、バックアップ支援体制づくりを進めているところでございます。保健所や関係市とも相談をした上で、八幡浜、大洲地区の二次救急当番病院である5つの病院や、宇和島地区の当番病院である3つの病院を訪問し、支援の依頼をいたしました。

具体的には、野村病院が二次救急の当番日に外科系患者があれば、まず一次救急体制の西予市民病院で対応できれば西予市民病院での診療を行います。対応できない場合は、曜日によっては受入れ先が変わりますが、市外病院とのバックアップ体制をとり、適切な診療を行える体制を確立する予定としております。

市内または八幡浜、大洲及び宇和島医療圏域での二次救急の支援体制をとることで、患者対応にできるだけ支障が出ないようにすることと、三次救急である市立宇和島病院（南予救急救命センター）に大きな負担をかけ、本来の三次救急医療に支障が出るような体制づくりを進めているところでございます。

なお、詳細につきましては、両市立病院及び関

係病院と詳細な調整を今も行っておりまして、確定次第各種の広報や市民説明会等でお知らせいたしますので、今しばらくお待ち願いたいと思います。

両市立病院ともに二次救急を担当する医師、看護師をはじめとした検査等の関係職員も限られた人員で行っておりまして、このような状況は過疎地域の医療機関では同様の状況となっているところでございます。こういった中にありまして、医師をはじめとする両市立病院の医療従事者は、通常の診療はもとより、救急医療に対しても強い責任感を持って精いっぱい努めているところであります。

こういったことから、体調不良等で心配なときは緊急の場合を除いてできるだけ平日日中の診療時間内に病院受診をいただきますようお願いいたします。

市といたしましても、市立病院の体制整備に全力で取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

今答弁にもありましたが、本当に医療従事者の方々、大変な勤務体制、やりくりという言葉をお使いになられましたけれども、本当に厳しいやりくりの勤務体制で心も体もいっぱいいっぱい頑張っていることに本当に感謝を申し上げて頭を下げたいと思いますけれども、できるだけ医療従事者の方々をたくさん採用していただいて、今おられる方々の負担が少しでも減るように市でもしっかりまた続けて頑張っていたらというふうに、ぜひとも頑張っていたきたいと思っております。

続いてですけれども、西予市の広報にも掲載されておりましたけれども、市民病院が全国表彰を受けました。

これはどのようなところが評価をされたのでしょうか。もう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの山本議員から質問のありました、西予市民病院の救急医療施設としての表彰について回答させていただきます。

昨年9月に救急医療功労者厚生労働大臣表彰を受賞いたしました。コロナ禍でありますので、伝達という形式で、11月に伝達をいただいたわけですが、この表彰は、長年にわたりまして地域の救急医療の確保、また、救急救命士の資格向上のための研修受入れや病院と地域の医療機関との連携・調整等が評価をされ与えられたものでございます。

令和3年度では、全国で個人が24名、3団体、10医療機関が受賞されたと聞いております。コロナ禍で日々厳しさを増す救急医療の現場において、今回の受賞というのは非常に励みにもなりますし、今までの市民病院、また、野村病院もあわせて市内の二次救急体制をつくっていただいたことが評価されたものであると、そのように思っております。

これからも両市立病院が地域医療提供体制を整備しながら市内外の医療機関と連携・協力いたしまして、地域住民に安心、そして安全な医療体制を提供していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○9番山本英明君

野村病院も市民病院も非常に地域医療に熱心に取り組んでいただきまして、今ほどの答弁もありましたけども、昨年は市民病院が救急医療施設として長年の功績を認められて、全国10の医療機関の表彰を受けられておられます。看護師、医師、その他医療従事者も含めて、医療関係の方々採用が難しくなっているというふうに聞きます。そこで、このような立派な表彰を受けた病院が西予市にはありますよと。また、野村病院は本当に地域に根差した診療を、地域救急医療、地域医療を実践しておられますよと、よいことをもっと宣伝していただいて、地域医療をするなら西予市へ、あるいは救急医療の実践なら西予市は全国でもトッ

プレベルですよというふうに、いいことをアピールしていただいて医療従事者を募れば、もっともっと西予市で働きたいという方が増えていただけるのではないかなど、希望的観測も含めながら思っております。

ジオミュージアムの今後ますますの積極的な健全な運営と医療体制のますますの今後の充実を心から願いまして、私の一般質問を終わります。

○佐藤議長

暫時休憩します。（休憩 午前11時58分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午後0時00分）

お諮りいたします。

ただいま提出されました決議案第1号「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○佐藤議長

追加日程第1、決議案第1号「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮議会運営委員長。

〔信宮議会運営委員会委員長登壇〕

○信宮議会運営委員会委員長

決議案第1号「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について」提案理由の説明を申し上げます。

ロシアに対し、ウクライナへの攻撃や主権及び領土の一体性の侵害に対し厳重に抗議し、即時の攻撃の中止と部隊の撤収を求めるとともに、政府に対し、現地在留邦人の安全確保や国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナへの平和を取り戻すことを

要請するため、当決議案を提出するものであります。

それでは、決議案を読み上げさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵略を開始し、一般市民を含め多数の犠牲者を出し続けています。

このような力による一方的な現状変更を試みる行為は、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかな国連憲章の重大な違反であり、断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、ロシア軍によるウクライナへの攻撃や主権及び領土の一体性の侵害に対し、厳重な抗議と非難の意を表明するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収することを強く求めるものであります。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対する制裁措置の徹底及び強化を図り、事態の迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナへの平和を取り戻すことを強く要請する。

以上、決議する。

皆さま、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○佐藤議長

提出者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

決議案第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

決議案第1号「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について」は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月4日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時06分

第 3 日

3月4日（金曜日）

令和4年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 3月 4日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 3月 4日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和4年 3月 4日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 0時08分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 宗 正 弘 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総 務 部 長 山 住 哲 司 | | |
| | 政 策 企 画 部 長 下 澤 広 幸 | | |
| | 生 活 福 祉 部 長 兼 | | |
| | 福 祉 事 務 所 長 藤 井 兼 人 | | |
| | 産 業 部 長 兼 | | |
| | 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 酒 井 信 也 | | |
| | 建 設 部 長 三 瀬 計 浩 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 会 計 管 理 者 三 瀬 功 | | |
| | 消 防 本 部 消 防 長 酒 井 広 一 | | |
| | 教 育 部 長 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○佐藤議長

おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、13番井関陽一君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

おはようございます。

議席番号13番井関陽一でございます。

本日は早朝より傍聴、大変ありがとうございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

今回は、産業についてと子育て支援について、この2つについて質問させていただきます。

まず初めに、産業についてですが、昨日の宇都宮俊文議員の質問とだぶるところもございますが、重なるところは省略して御答弁ください。

西予市の大きな産業の一つに畜産業があります。9月の質問のときにも述べましたとおり、畜産農家の数は激減しております。SDGsが叫ばれるようになって、食品ロス問題、カーボンニュートラル問題など、持続可能な循環型のイノベーション創出が必要不可欠な時代となってまいりました。

そこで、再生可能エネルギーの導入についての質問ですが、まずは、みどりの食料システム戦略で掲げられている再生可能エネルギーの導入拡大を目的としたバイオマス地産地消対策とはどのような内容になっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

御質問のありましたバイオマス地産地消については、地域で発生するバイオマスを原料として、建設資材や電気などのエネルギーを生産し、それをその地域で消費することでございます。

身近なところで申し上げますと、家畜排せつ物を堆肥として生産し、それを飼料作の栽培に利用し、収穫物を家畜に与えることがバイオマス地産地消の一つと言えます。

バイオマスは、家畜排せつ物、食品廃棄物などの廃棄物系資源、稲わらや間伐材などの未利用資源、なたねやでん粉系作物などの資源作物がありますが、適切に生産、一次利用、再資源化、二次利用すべき資源であり、循環型社会の基本となるものでございます。

バイオマス地産地消対策としては、令和3年5月に農林水産省にて、みどりの食料システム戦略が策定され、本戦略が目指す姿の一つに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指すとあります。

具体的な取組といたしまして、地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し、堆肥の高品質化、堆肥を用いた新たな肥料の生産、食品残渣、污泥、端材を肥料化・飼料化・燃料化するリサイクル技術の開発などが示されており、これらの取組に対しては、国が新たにみどりの食料システム戦略推進交付金を創設して支援を行うことといたしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

今答弁していただいた中に、みどりの食料システム戦略推進交付金の創設という言葉がございましたが、この戦略推進交付金の内容がおわかりでしたらお教え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

後ほど議員にも資料をお渡しするつもりで今日持ってきておりますが、国の資料の中でこれだけのメニューがございまして、今ここでこれですというような回答をするような量ではございません。

ただ、西予市としましては、地域循環型エネルギーシステムの構築という、この部分のメニューが西予市として合うのではないかなという感じを受けて、今、担当で研究、勉強しているところでございまして、このことにつきましては、御承知のように議員も専門でいらっしゃいますので、議員とも相談をさせていただきながら、西予市としての施策を練っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

このシステムの戦略推進交付金というのは、本当に多岐にわたっておりますので、1カ所だけを取上げてというのはなかなか難しいとは思いますが、この交付金の総額、2021年度補正予算で25億1800万円、22年度の予算案で8億3700万円と聞いていますがそれで間違いないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

国からの指針ではそのような資料が載っておりますので議員が調べていただいたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

これは後の質問に続くので確かめておきたいなと思ったわけなんです、この地産地消の対策は、今公募中と聞いておりますので、この事業が使うことができるんじゃないかなと思っております。

それでは次に、生ごみについてですが、昨日答弁をいただいておりますので確認だけを行いたいと思います。

家庭から排出された生ごみの処理費用は約

6500万円であるとの答弁だったと思いますが間違いはないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

お答えいたします。

間違いございません。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

これも今後バイオマスガス発電を行うのに、どのようなお金が使えるのかなということでの質問の内容となっております。

それでは、本題のバイオマスガス発電についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、10年ほど前にも質問させていただきまして、JA、行政も一緒になって調査研究し、実施される一歩前まで進んだ経緯があります。

今さらと思われるかもしれませんが、みどりの食料システム戦略推進交付金や西予市における畜産農家数の減少、SDGsから考えたイノベーションなど、いろいろなことを総合的に考えると、先日の宇都宮議員も訴えられました、生ごみの処理問題や畜産の大型化に問題となる排せつ物処理、これらを利用してガス発電を行い、副産物として出てくる熱エネルギーを利用した施設園芸や現在、森林組合も木材の乾燥施設がございませんが、木材の乾燥に熱エネルギーを使ったり、また、ガス発電の副産物として出てくる消化液をバイオ液肥料として利用するなど、循環型の社会を将来にわたって構築するためには、今のこの機を逃すことはできないと考えますが理事者のお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

バイオマスガス発電について、お答えをさせていただきます。

畜産業においては、適切なふん尿処理による環境保全と循環型農業の確立を基本に畜産振興を図

っている中で、家畜排せつ物を活用したバイオマス発電につきましては、議員も先ほどおっしゃられましたように、平成 24 年度に J A を主体とした検討会が立ち上がり、酪農地帯である野村町大野ヶ原地区において調査・研究がなされましたが、発電量に対する費用対効果を理由に実現に至らなかった経緯がございます。

また、現在の家畜排せつ物の処理につきましては、個人農家及び共同施設の尽力により、ほとんどが堆肥化されており、耕畜連携による地産地消を実現しているところでもございます。

発電資源となる家庭生ごみについても、燃やすごみとして焼却費用が発生していますが、発電利用のためには、燃やすごみの中から生ごみのみを分別する必要があることから、焼却費用以上の経費が必要となります。

こういった理由から、これまでバイオマス発電の検討は行ってきておりませんが、今後においては国が進めるカーボンニュートラルや SDG s を踏まえて、畜産振興、環境対策、熱エネルギー再利用等の波及効果を含めた中でのバイオマス発電施設の検証について、J A 等の関係機関と検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ただいま御答弁いただいたように、平成 24 年のときに大野ヶ原で本当にできる一歩手前まで話が進んでいたわけなんですけれども、そこで扱える材料が少なくなるという予想のもと実現に至りませんでした。

先ほどから話していますとおり、循環型の社会をつくるためには、西予市にとってこれいいチャンスじゃないかなと私思っておりますので、答弁の中にもありましたが、生ごみを焼却用に持っていくためには集める方法とか、いろいろ問題はたくさん残っているとは思いますが、これらを実現するために、その収集方法等々も考えながらできるんじゃないかなと思っております。ちょうど平成 24 年のとき、ドイツのほうに研修行かせていただきましたが、そちらでは生ごみだけを集めるダストボックスがございまして、そのボッ

クスだけを回収して、発電に利用するようなことをされておりました。西予市以外でもいろいろなところでこういう取組は今後進んでくるんじゃないかなと思いますので、いち早い対応をすることによって、よりよい補助金を得ることができるんじゃないかなと思いますので、今、今後 J A 等々と話しながら考えていきたいという答弁をいただきましたので、ぜひともそちらの方向へ向かって、協議する場を設けていただけたらと思います。

それでは次にですが、輸入乾牧草についてなんですけれども、2月中旬の愛媛新聞だったと思いますが、動物園においても乾牧草の調達が難しくなっているという新聞記事がございました。輸入乾牧草が高止まりになっており、今、畜産農家は非常に疲弊しております。

これらに対する何らかの対策は打てないでしょうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議員おっしゃられるとおり高止まりになっている輸入乾牧草の対策についてお答えをさせていただきます。

輸入に頼った乾牧草は国外の作況、原油価格や為替相場の変動など、国際的情勢により価格は大きな影響を受けるため、現在、畜産飼料の輸入乾牧草の価格が高止まりして推移している状況でございます。調べた結果 20% ぐらい上がっているようでございます。

畜産物の販売価格は需給関係により決定しており、飼料価格の高騰により上昇した生産費を畜産物価格に転嫁するのは困難であるため、今後も自給飼料の確保・増産への取組が重要となってきます。

これまでも自給飼料増産に向けた取組や機械設備等の導入支援・共同利用の促進対策などを講じてきているところでございますが、今後も国・県・関係機関の協力連携をもとに、生産技術の指導や支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

餌が高くなったので何とかしてくれといっても、これはなかなか難しいというのは私もわかっておるんですけども、この状況が長く続くと、本当に畜産農家が少なくなっている中、ますます農家数が減ってくるんじゃないかなということを危惧しておりますので、直接的な補助というのはできないかもしれませんが、先ほど言うていただきましたように、自給飼料の増産に向けて、コントラ施設を造るときなど、汎用型の収穫機を補助していただくなど、大変西予市にはいろいろな補助を出していただいておりますことはもう重々承知をしておりますが、今後ともそういった自給飼料の増産に向けた体制をとっていただけるという内容でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、大きな題材の2つ目に移りたいと思います。

本日、後ろに傍聴に来ていただいている女性の方は、この子育て支援について、非常に興味があるということで本日傍聴に来ていただいているようでございます。

私もここへ来るまで知らなかったのでちょっと緊張しておりますが、一生懸命質問したいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

野村町では、幼稚園と保育所が存在しています。この2つの施設統合が今計画をなされ、議会にも説明がなされました。保護者の中には納得がいない方が非常に多くおられるようで、納得がいないから今日傍聴にも来られているんだろうと思います。保護者の立場に立って質問ができればいいかなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

まずは、幼保連携型認定こども園についてですけども、幼保連携型とはどういう内容になっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

幼保連携型認定こども園についてお答えをいたします。

幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と保育所のそれぞれのよいところを生かしながら、学校と

児童福祉施設の双方の位置づけを持った施設がその両方の役割を果たすことができる施設であり、就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供できるよう2006年度の改正により新たに設けられた枠組みであり、文部科学省と厚生労働省が連携を図りながら内閣府が所管する施設でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

文科省の幼稚園と厚労省の保育所のよいとこ取りをした施設との説明であったかのように思いますが、ではそのメリットはどのようなものがあるかお教え願ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

認定こども園に移行するメリットについてお答えをいたします。

認定こども園のメリットといたしましては、保護者が働いているいないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることでございます。

具体的には、子どもを預ける保護者の立場からすると、幼稚園と保育所は、保護者が働いているかどうか利用の分かれ目と考える方が多くいらっしゃると思いますが、認定こども園では、その分かれ目がないため、保護者の就労状況等によって、施設を退所する必要がなく、就学前までの間、一貫した教育・保育を受けることが可能となります。

また、認定こども園の施設については、地域における子育て支援の拠点施設としての役割が認可基準上求められていますので、認定こども園に通っていない子どもやその家庭に対しても子育て相談や親子の集いの場の提供を行うなど、地域の子育て家庭を支援することができます。

近年、家庭や地域において、園児が近隣の乳幼児と関わる機会が減少している社会において、同年齢や異年齢の園児同士が相互に関わりあう集団生活を通して、様々な人間関係の調整の仕方について体験的な学びを重ねていけるのも大きなメリ

ットと感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

確かに保護者の就労状況が変化したときに対処する必要がなくそのまま通園することができるというのは非常に良いことかなと感じるところでございます。

最後のほうに述べられました、同年齢や異年齢の集団生活によって、人間関係の調整能力がつくんじゃないかなというような話がございましたが、これを小学校に行かない子どもたちに求めるのはどうかというところがあるんじゃないかなと思います。私個人が考えるときには、小学校に上がるまでは、伸び伸びと遊ぶことができる環境、それが一番いいんじゃないかなと思いますけども、そういったことも含めまして、次の質問に移らせていただきますが、お昼寝の時間が十分に取ることができるのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

お昼寝の時間が取れるのかについてお答えをいたします。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、午睡、お昼寝のことでございますが、午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮することとされています。

幼保連携型認定こども園に移行いたしましても、現在と同様、ゼロ歳から2歳児の午睡は年間を通して行い、3歳児はお昼寝を必要としない子どもが増える年齢であり、誕生月によって異なることから12月末まで、4歳、5歳児は夏場のみお昼寝の時間を設ける予定でございます。

また、野村保育所は、建物中央の鉄筋コンクリート造棟を挟み、3歳から5歳児クラスとゼロ歳から2歳児クラスで生活空間が区別されているた

め、3歳から5歳児が園庭で活動していても、テラスや廊下があることから、午睡中の園児には影響なく安心してお昼寝ができると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

生活空間が区別されており、安心してお昼寝ができるということをお聞きしましたので、少し安心をいたしました。

私がぱっと考えたときには、大勢の年長者といえますか、幼稚園児の方が増えると、にぎやかになってお昼寝ができなくなるんじゃないかなということや、今のお昼寝を聞きましてその心配はないということでございますので一安心したところでございます。

これからが保護者の方が一番心配されている内容になるかと思うんですが、その1つ目でございます。

今まで伸び伸びと園庭で遊ぶことができていたんですが、人数も増え、小さい子どももいる中で窮屈な思いをするのではないかと考えておられるんじゃないかなと思います。園庭が非常に狭いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

園庭が狭いのではないかとのお質問にお答えをいたします。

園庭の面積については、愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例において、学級数や園児の年齢に応じた基準面積を満たすよう定められております。

統合後の園児数と学級数で見込んだ県条例上の必要な園庭の面積は626平方メートルであり、野村保育所の園庭は約746平方メートルありますので基準は満たしております。

なお、統合後も子どもたちが伸び伸びと遊べるよう、現野村幼稚園の園庭を利活用していく計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

基準は満たしているとのことでありましたが、田舎である野村町であるならば、2倍、3倍の園庭があって、それを誇らしげに語るような内容になれば一番いいんじゃないかなと思います。

その中で実際にもう746平方メートルの面積になっているということでしたが、そのあとに、野村幼稚園の園庭を利用する計画があるということでしたが、どのような利用の仕方を考えられているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

現在野村幼稚園の園庭は芝生化されておりまして、非常に状態がよいグラウンドでございます。これまで幼稚園でも行ってきました園庭での活動等も含め、今後、いろいろと保護者等を交えて、利活用については十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

野村幼稚園の園庭は芝生化されていて、子どもたちが遊ぶのに本当に適した園庭となっていると思います。

その利活用については、幼稚園の保護者等と今後話して利活用の方向を進めていくと言われておりましたが、園舎はどのようにされるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

野村幼稚園園舎について、今後の利活用についてお答えをいたします。

認定こども園への統合後の野村幼稚園園舎につきましては、維持管理費用が発生するため、利用

する予定はございません。今後、市有財産として有効的な利活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

園舎の利活用は今考えていないということでしたが、園庭を利用して遊ぶとなれば、トイレの問題、手洗いの問題、足洗い場の問題、いろいろ起こってくると思うんですけども、そちらは、今後の話合いの中で決めていくと言われましたがどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

トイレにつきましては、隣接しておりますゆめちゃんこを利用させていただきたいというふうに考えております。

また、幼稚園園庭を利用する場合には、安全面を考慮して職員の引率体制を必ず保育士2名以上で行いたいと思います。トイレの利用が必要となった場合でも1名の保育士がトイレに付き添うことが可能でございますので、安心して遊ぶことができるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

トイレなどは、ゆめちゃんこを利用するということがございましたが、今の幼稚園とゆめちゃんこの間は塀がありまして、直接は移動ができない。その辺、今後話合いの中で、通路をつくるなり、いろいろなことができるのではないかなと思いますが、利用がしやすいような方向を考えていただいたらと思います。

そしてまたもう1点、園庭を利用するに当たりましては、国道を横断しなければならないという心配があると思うんですけども、こちらもありますので移動に時間がかかり、非常に交通量の多い

ところを渡っていかなければならないという問題もありますので、この辺は保護者の方々と十二分に協議をされて、よりよい方向性を見出しただきたいと思っております。

それでは、保護者の方が心配されている2つ目の問題でございますが、幼稚園の教育が今までどおりに行えるのかどうか、これは大きな問題だと思うんですけども、認定こども園に移行した場合の教育について伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

幼稚園の教育が今までどおり行えるのかについてお答えをいたします。

今回目指しております幼保連携型認定こども園では、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育、保育の提供を行ってまいります。教育・保育要領には、幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性の確保や小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないと規定されております。

保育の子ども含め、満3歳以上の子どもに対しては、幼稚園と同様に学級を編成して、1日4時間の教育時間を確保し、教育課程に基づく教育を行います。

また、学級には保育教諭資格を有する担任を配置いたします。

幼保連携型認定こども園に移行した場合、新たな環境のもとで、今までと同様野村幼稚園が培ってきた教育が、野村保育所の保育機能との相乗効果により質の高い教育と保育が一体的に行われると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

今の答弁を聞いていますと、何も問題がないんじゃないかなというふうに聞こえますけども、これいろいろな問題があるんじゃないかなと私感じております。

今まで、幼稚園としましては、多分いろいろな行事や参観日これが非常に多かったんじゃないか

なと思います。こちらは保護者と一体化して行われていたんじゃないかなと思いますけども、保育所の保護者は、当然仕事をお持ちの方でありますので、なかなか参加しにくいんじゃないかなと思います。

こういった参観日、行事、年間の計画等々はどのようなお考えでおられるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

統合後の行事とか、保護者会活動の在り方などにつきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しておりますけども、そのような中、感染対策を徹底しながら、保護者の方にも御協力いただいて、保護者の不安や課題等を解消するための検討する機会を設け、そこには当然保育所の職員も参加させていただきまして、いろいろと協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

今答弁いただいたように、本当に両方の保護者が十二分に検討をしていただける場をじっくりと持っていて、納得のいく回答が出るようにお願いしたいと思います。

また、今度は職員のほうなんですけども、幼稚園と保育所の職員の方々が同じ方向性を持って、また同じ認識を持って認定こども園に当たらないと感じているんですけども、研修等職員の方々の、どう言ったらいいんですかね、認識の一致を行っていくためには何か研修会とか、いろいろ相互の交流会、そういったものが非常に大切になるんじゃないかなと思いますけども、そちらの進め方はどうされるおつもりでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおりで、認定こども園化に

向けては、いろいろと協議をしていく必要がございます。研修会もそうでございますし、お互いの職員が共通意識を持ちながらいろいろと進めていかなければならないことが重要だと考えております。

先般、保育所の職員から、プロジェクトチームを立ち上げたりしながら前向きに進めていきたいというような御意見などもいただいておりますので、議員がおっしゃるとおり、今後、十分に職員間の交流を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ぜひ、よい認定こども園にしていくために、相互の理解をより深めれるように御努力願ったらと思います。

もう1点、幼稚園の教諭免許とか保育士の資格の取得に関して質問しようかなと思っておりましたが、最終日に和気議員が質問されるようでございますので、私は割愛したいと思います。

次に、保育士の確保も非常に難しい状況になっていると思うんですけども、議会で説明されたように職員数が認定こども園になった場合4名減るという説明がございました。

この人数が減ることによる影響はないのでしょうかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

統合によります職員配置人数の影響についてお答えをいたします。

職員の配置人数におきましても、先ほど答弁いたしました園庭同様、愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例において、人員の基準が定められております。

仮に令和5年度の入所児童数推計値122名で職員配置をシミュレーションしたところ、認定こども園のスケールメリットを生かすことで、統合前の幼稚園及び保育所の職員配置総数と比較して、園長及び主任が重複するため2名の減、園児数の

減少により保育士等が2名の減、計4名の職員の減を見込んでおりますが、子どもの年齢と人数に応じた基準のもと、子どもの安全と教育、保育の質を担保するための職員配置ができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

人数の削減はスケールメリットによるものであると理解はいたしますけれども、子どもたちを中心に考えるとより多くの先生方に見ていただくことが非常に子どもにとっては大事なことかなと思いますので、職員の方々に無理のいかないよう、また、子どもたちが安心して生活ができるように、人数も最後まで検討願ったらと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、最後の質問になりますが、認定こども園に移行する時期についてでございます。

令和5年4月と説明を受けましたが、令和3年に入園した園児の保護者には突然の話であり、到底納得のいくことではないと思います。当然卒業するまで幼稚園で過ごすことができるとわれて入園されていると思いますので、また教育のところで述べたように幼稚園、保育所、両方の相互理解が今できているのかどうか、非常に疑問が残るところでございます。

先ほども言いましたが、年間行事のすり合わせやカリキュラムの作成など、今から行わなければならないことは非常に多く、1年間でできるのかどうかというのが非常に疑問に思っております。

今、野村幼稚園は改修が行われて十分に使える幼稚園となっておりますので、急いで認定こども園に移行するという必要性は余りないんじゃないかなと思っております。せめて移行期間を1年以上延期していただき、令和6年4月より後にできないかと思っております。

今日後ろに来ておられる保護者の方々は、幼稚園をずっと残してほしいという思いで来られておると思いますが御答弁をよろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

認定こども園の移行時期についての御質問でございますので私から答弁させていただきたいと思っております。

令和3年12月に、野村幼稚園、そして野村保育園及び未就学児の保護者の皆様に対しまして説明会を開催し、幼保連携型認定こども園の移行及び移行時期につきまして、令和5年4月を目標としていることを御説明させていただいたところであります。

しかし、説明会において保護者の皆様から移行時期の延長を望む声を多くいただいていることや現場職員に再度意見を聴取しましたところ、2年間で万全な体制で開園につなげたいとの思いが上がってきました。

また、地域の皆様への説明もこのコロナ禍の中で十分できていないなどのことを総合的に勘案いたしまして、移行時期を1年間延長することも含め、今、その時期について、再度検討しているところでございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っておりますが、延期することを含めて検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

移行時期を1年延期することも含めて検討いただくということでございますので、ぜひ、もうどうせつくるのであれば、よりよい施設になるように十二分に話をし、そして研修を重ね、皆さんが納得の上で、認定こども園に移行していただきたいと思っておりますので、そこら辺、手抜きをせずに十二分に保護者と説明会等々を行っていただきまして、納得のいく形の中で、認定こども園に移行していただきたらと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時45分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前10時00分）

次に、18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

おはようございます。

通告いたしました2点につきまして議長より許可をいただいておりますので、これより一般質問を行います。

まず、西予市の感染症対応についてでございますけれども、2類感染症 新型コロナウイルスについて、そして、5類感染症 インフルエンザについてを御質問いたします。

12月3日に一般質問を終えるときに、「オミクロン株が蔓延しないよう祈念をいたしまして私の一般質問を終わります。」という形にいたしておりますけれども、3カ月の間にこれほど蔓延するとは想像もしておりませんでした。

このような世相の中、ロシアがウクライナ侵攻をしまして、市民の不安、生活不安、そして経済不安、このような社会情勢の中、私が通告いたしましたのは、2月18日に締切りでございましたので、時系列的に数字とかそういうことが違和がございますけれどもその点は御容赦を願います。

西予市の感染症対応についてでございますが、2類感染症 新型コロナウイルス、感染症の分類につきましては、マスコミ、新聞、テレビ等々が報道しておりますように、いろんな意見が各あるようでございます。

しかし、県・国の政策対応につきましては、私がとやかく言うべきではないかと思っておりますので、西予市のそれらの政策、対策に対しての感染症対応について御質問をいたします。

国もいろいろな、私なりの意見はありますけれども、県で現在蔓延しておりますオミクロン株につきましては、愛媛県中村知事がオミクロン株の性格を見て対応すべきというお話が、記憶がございます。私もそれに同意するものでございますので、知事は、まん延防止策を愛媛県、徳島県、特に、全国知事会の会長、鳥取県の平井知事は対応しておらないようでございます。現状は同じような形のような気がいたしますけれども、国の政策、県の対応についてはとやかくは申しませんが、西予市につきましてお尋ねをいたします。

現在まで、アルファ・デルタ・オミクロン株の西予市の発生状況、地区ごと、職業まで、このような件を把握しているようでございましたら御説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市内のアルファ・デルタ・オミクロン株の発生状況についてお答えをいたします。

これまで、新型コロナウイルス感染者の確認につきましては、県内の保健所にて実施され、その居住地や年齢、職業など、詳細については、全て統計的に愛媛県から発表されており、基本的に市においては、県発表以外の内容は把握できていない状況となっております。

ただし、市内の福祉施設などで感染が確認された場合など、市が何らかの支援をしなければならないような事案については、事業所等から連絡を受け感染状況を把握する場合もございます。

また、保育所や小・中学校などについても、休園・休校など適切な対応をしていくため、保護者などから連絡を受け感染状況を把握しております。

当市においては、令和2年4月に初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、昨日までの累計で160人の感染が確認されております。それぞれの株による正確な感染者数は把握しておりませんが、令和2年4月から12月の間の感染者数は2人でございました。全国的にデルタ株での感染が拡大していた令和3年1月から9月までの市内感染者数は30人となっており、10月以降は感染者の確認はされておられません。今年に入り、全国的にオミクロン株による感染が急激に拡大し、当市におきましても、1月以降、昨日までで128人の感染者が確認されております。

今後も感染状況を注視しながら、感染対策に関する注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

再質問をさせていただきますが、県発表以外の

内容については、高齢者施設とか福祉施設につきましては把握できるけれどもという答弁がございました。

それにつきまして、市民から、特にオミクロンになってからは、旧町別ぐらいは出してほしいなと、そのような意見があるんですけども、この件につきましては、私も議員としては、シトラスリボンの運動を私もしておりますので、皆さんつけていただいておりますけれども、そのような人権の問題もあるのでその辺り大変難しいという話をしております。

ただ市民にとりましては、不安と恐怖感、そして、対策を練るには地元を教えてほしいと、旧町ぐらいは教えてほしいという意見がありますが、その点につきましてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

先ほども申したとおり、感染状況につきましては、県が把握し発表することとなっております。県の公表では、自治体、市町の居住地のみの発表でございますので、旧町別で感染者がどのように発生しているかということは市では把握しておりませんので、その点については住民の皆さん御心配なところもあるとは思いますが、御理解、御協力をいただけたらと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

次に、愛媛県では1万6000人を超えたのではないかと記憶しておりますけれども、西予市では150人程度になると思います。

人口割にすればどれぐらいになるか。愛媛県でしたら80人に1人は切ったんじゃないかと思うんですが、他市と比べまして、西予市はどの程度の位置にあるか御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

県内の昨日までの感染状況ですが、累計で1万7752人の感染が確認されておりまして、これを愛媛県の令和4年2月1日現在の人口で1人当たりを出してみますと約74人に1人の方が感染していることとなります。

西予市のこの発生率を見ても、先ほど申しましたように、昨日までに累計で160人の感染が確認されておりまして、こちらは令和4年2月末の人口で試算してみますと約223人に1人が感染していることとなります。また、近隣の市と比較しましても西予市は低い状況でございます。

このことは、市民の皆様への感染対策に対する御協力のおかげであると考えておりまして、心より感謝を申し上げます。

今後とも市民の皆様には、感染対策に格別の御理解をいただき、感染しない、させないように引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

先ほども申し上げましたように、オミクロンの性質は非常に違うと思うんですけども、オミクロン株の高止まり、現在もしておりますけれども、病原性の性格とかそういうものを考えたときに、どのような対策、対応をしているかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

当市のオミクロン株への感染防止対策についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、今年に入り県内でも感染力の非常に強いオミクロン株による感染拡大が続いており、依然として収束の兆しが見えてこない状況となっております。

御存じのとおり、オミクロン株の特性として、非常に感染力が強いこと、発症までの期間が短いこと、比較的重症化しないことなどが挙げられます。アルファ株、デルタ株と比較して重症化はしないものの、家族内で誰かが感染するとあっという間に感染が拡大するケースが非常に多くなって

おります。

市の対応といたしましては、このオミクロン株の特性を踏まえ、愛媛県の感染対策に準じて、市民や事業所等に対し、次の点をしっかりと注意喚起していくことが重要と考えております。

発熱など少しでも体調が悪い場合には、仕事や学校などを休み、電話連絡の上、医療機関を受診すること。家庭や職場などにおいて定期的な換気に努めること。できるだけ不織布同等のマスクをしっかりと着用し、ふだんから流水と石けんでこまめに手洗いをする。お店などに入るときだけではなく、出るときにも手指消毒を行うこと。

今後も引き続き、防災行政無線放送やホームページ、広報等を通じて注意喚起を行い、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

また、現在3回目のワクチン接種を行っておりますので、このワクチン接種も大きな予防効果になるかと思っておりますので、接種券の届いた方は、可能な方は接種をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

ワクチンの対応について、蔓延しないような形で、デルタのときには、密閉、密集、密接の3密を非常に前へ出してきておりました。そして、不要不急の外出はやめてくださいと。あとはマスク、手洗い等々については似たようなものでございますが、特に、このオミクロン株につきましては、早急な3回目のワクチン接種が必要だと私は考えております。私も2月7日に打ちました。ファイザーが少ないというような情報を聞いておりましたけど、私の場合は、かかりつけの医院がモデルナでございましたので、そちらを打ちましたが、皆が皆嫌だとか、ファイザーでないといけなとか、そういうことを耳にします。

市長は打たれましたか。そしてまた、せっかくですので、市長からこのワクチン接種の啓蒙をひとつ聞かしていただけたらと思うんですがよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○管家市長

ただいま酒井議員から市長は3回目のワクチンを打ったのかというようなお話でございましたけれども、私も2月上旬にモデルナの3回目の接種を受けました。1回目、2回目はファイザーであったわけですが、今回初めてモデルナを使いました、私はちょっと肩が痛いぐらいで、あとは発熱がするとかそういうことはなかって、いろんなことを皆さん心配されてる状況もあって、熱が出るとか、けん怠感が強いとかいうお話も聞いておりますが、それも1日か2日で収まるような状況を聞いております。

3回目の接種券が各自に届きましたら、市内の各医療機関では接種ができます。電話予約、そして、インターネットでの予約と予約方法はありますが、どちらかというとインターネットでの予約のほうがスムーズにいくようでございます。

このオミクロン株が、全県下、全国で拡大しております。そのことは、地元の経済を含め、いろんな点で影響が出ておりますので、接種券が届いた方は、可能な限り接種を早めていただきたい、そのように思っているところでございます。

どうか市民の皆様、今までも御協力をいただいておりますが、今後もより一層の御協力をいただくようお願い申し上げます。酒井議員ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

市長は今可能な限りと言いましたけれども、1回目も2回目も打っていない人は必ず打ってください、3回目まで。といいますのは、災害が来たときにはやっぱり自分の命を守るのは自分なんです。そして共にお互いがこういうコロナみたいなのは災害だと思えば、相手のために共助という形で、やはりワクチンを嫌でも打つというのが市民の義務、国民の義務だと私は考えておりますので、強い指導で、今、蔓延を防止するためにはワクチン接種が一番手っ取り早いと、このように思っております。

その点、これからも理事者、議会、市民一丸となって、西予市は、各市に負けられないようなワクチ

ン接種で感染防止対応をしているということの自負を持って進めていきたいと思っておりますので御協力をお願いします。私が言うことじゃないかもしれませんが。

それでは次に、3番目の3回目のワクチン接種の状況につきましては、これも和気議員がまた後で質問するようでございますので、時間も市長が答弁していた分だけ余分になりましたので、経済への影響につきましてお尋ねをいたします。

今、経済の影響といいますのは、デルタとは少し違うような感じがします。底辺まで、非常にいろんな形で影響が出てるように私は感じております。

どこの業種がどのようになっているのか、対策についても和気議員が質問をしているようでございますが、私は、現状分析をすべきではないかと、かように思います。といいますのは、ウクライナの問題、原油高の問題、そして、外出自粛の中で、灯油代は上がる、ガソリン代が上がる、国際情勢が困難になって生活も困窮し始める。そのような中で、経済の状況、対策については少しでいいですから、経済の状況はどうなってるかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

経済の影響についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響はいまだに収束の見込みが立たないまま長期化が懸念され、今なお予断を許さない状況となっております。

市内経済への影響につきましては、令和3年度に愛媛県と連携して実施しました、売上げ減少した事業者に対する給付事業、えひめ版応援金事業（第2弾）において404件の申請がございました。当該事業の条件が令和3年6月から9月のいずれかの月の事業収入が30%以上減少している、または、任意の連続2カ月の月間事業収入が15%以上減少していることとありますので、404件の事業者につきましては、相当程度の売上げ減少が発生したものと考えております。

また、オミクロン株の感染拡大以降については、市内飲食店の状況を聞きましても、長期化する外出自粛の影響等により売上げが50%以上減少し

ている事業者もおられるようであります。加えて事業継続のための感染症対策にも一定の費用が必要であることや飲食店における売上げ減少により生産や物流への影響も想定されることから、幅広い業種において相当程度の影響が生じていると考えております。

西予市といたしましても、危機感を持って引き続き、国・県における施策に加え、地域経済対策としてより効果的な市単独の施策を今後も展開する必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

昨日か今日だったと思いますけど、国も原油のトリガー政策をやるということになりまして、そして灯油とか、生活の中に困窮してる、灯油なんかについても対応するというような報道がございました。その辺りも含めまして、このオミクロンと経済との競争というか、戦いというかね、経済を活性化して地域の活性化はオミクロンという壁があってなかなかできにくいという状態ではございますけれども、同じ酒井同士でございますので、酒井部長ひとつ検討をお願いいたします。

そしてまた、実績的には、昨年度の確定申告が始まってますので、どの分野が非常に減退してるかってのはそのうちわかってくると思います。その辺りもしっかり分析して対応をお願いしたいと思います。

続きまして、日常生活の影響については、生活サイクルが変化しております、鬱だとか、体力の低下だとか、ストレスがたまっていけないとかというような意見を聞きますが、これに対する指導とか、そういうものはどういうふうを考えているかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

コロナウイルス感染症の拡大による日常生活への影響などについてお答えをいたします。

年齢とともに心身の活力を含む生活機能が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態は

フレイルと呼ばれており、昨今では、コロナフレイルという言葉も聞かれるようになっております。

これは、新型コロナウイルス感染症予防のために生活が不活発になった結果、体力や気力が低下して一気に老化が進むことを意味しており、全国的にも問題になっているようでございます。

市では、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた当初から予想されておりました生活不活発病予防を目的に、自粛が厳しかった期間においては、自宅での運動推進のため、健康チェックシートの配布、また西予ケーブルテレビや広報を活用し、運動やバランスのとれた栄養摂取の必要性について働きかけてまいりました。

令和3年度においては、地域のサロンなどが開催される機会を利用し、身体的フレイル・精神的フレイル・社会的フレイルの予防に積極的に取り組んでおります。

また、コロナ禍ではありますが、感染症に注意しながら、食生活改善推進員による各地区での低栄養予防教室も実施していただいております。

当市では、令和3年2月に長寿介護課において、65歳以上の要介護1以上の方を除く500人の市民に対して、介護予防効果検証調査を実施しております。その結果、「昨年度と比較して外出の機会が減っている」と回答した人は67.8%となっており、人と交わる機会が減った、外出の機会が減ったなど、感染症拡大による影響が心配される結果が出ております。令和3年10月における当調査での「外出機会が減っている」と回答した人は46.5%と前年度と比較すると減少しており、幾らか外出する機会が増加傾向となっております。

また、地域の事業等に参加する割合も改善している傾向にあり、ストレスの状況の結果をみると「ストレスがほとんどない」と回答した割合も令和2年度27.6%から令和3年度33.7%に改善しております。

フレイル状態を予防することによって、日常生活動作に障害のある要介護状態に陥ることを防ぐことにつながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

フレイルという言葉が度々出てきますけども、調べてみますと虚弱という意味らしいですね、フレイルってのは。だからこれは、身体的フレイル、精神的フレイル、そして社会的フレイルと3つぐらいに分けられているそうでございますが、このフレイル状態をほったらかすと介護の状態に入っていくと、健康からフレイル状態、そして介護に入っていく。私どもも年が年ですからフレイル状態の年らしいです。この中におられる方も結構フレイルの方おられまして、時々物忘れしたり、そういうことの状態になって、精神的なものや身体的なものがあらわれておりますけど、私どもは議員やっておりますので社会的フレイルにはなりにくいんです。そのようなことも勉強しましたけども、フレイルのこれから西予市がもう本当に老人社会、高齢化社会、加齢と老齢とは違うわけでございますが、このあたりも勉強していただきまして、オミクロンに負けない、コロナに負けない健康な社会をつくってほしいと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思いますが、5類感染症 インフルエンザについてお尋ねをいたします。

現在までの西予市の発病数、ワクチン接種の現状、インフルエンザの発生とか、そして、金額なんかも教えていただきたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大によるマスクの着用、手指消毒など感染対策は徹底され始め、最近インフルエンザの流行はほとんど見られなくなってきております。

令和2年における県内のインフルエンザの発生件数は4,450件、八幡浜保健所管内では526件となっておりますが、令和3年では、県内の発生件数は10件、管内では1件とインフルエンザの流行はほぼ発生しておりません。

また、インフルエンザワクチンの接種につきましては、市が把握しております高齢者の接種状況についてお答えをいたします。

令和元年度、対象者1万5929人のうち9,390人が接種しており、接種率は58.9%であり

ましたが、令和2年度では1万5843人のうち1万944人が接種しており、接種率は69.1%と前年度より10%ほど上昇いたしました。

これは新型コロナウイルス感染症の拡大による意識の変化によるものではないかと推測しており、感染を予防する意識が向上した高齢者が例年よりも多く接種したものと思われま

す。令和3年度においては、1万5750人のうち9,253人が接種しており、接種率は58.7%と例年並みに戻っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

1,000円の補助だったと思います。財源的にはいかほどになっておりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

高齢者の接種の負担については、1,000円で接種できるということでございます。財源につきましては今手元に資料がございませんので、また後ほど御答弁させていただいたらと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

次の質問と関連いたしますけれども、4,000円でもし打つとすれば3,000円の補助をしてみると、こういう計算になるんです。

未就学児、児童、生徒へのワクチン補助はという質問でございますけれども、当市におきましての未就学児、児童、生徒へのワクチン補助は、これからどのように考えていくのかお尋ねしますが、これは財源も関わってまいりますので、3,000円のところもあれば4,000のところもある。4,500のところもあるようでございます。そうすれば、人数かければ、大体財源がこうに出てくるとわかってくると思いますが、その辺りどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

未就学児、また、児童、生徒へのワクチン接種についてお答えをいたします。

現在当市におきましては、子どもたちへのインフルエンザワクチン接種に関する補助は行っておりませんが、県内では 11 の市町において何らかの補助制度を創設し支援を行っております。

その対象者や補助の金額などは、議員がおっしゃるとおり様々で、小学生から高校生を対象に 1,000 円を補助している自治体や、64 歳未満の方全てを対象に 2,000 円補助している自治体もございます。来年度からはヒトパピローマウイルスワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンの勧奨が再開されることとなっており、また、将来的には新型コロナウイルスワクチンについても定期予防接種として実施することとなることが予測され、今後予防接種に関する経費は増大することが見込まれます。

以上のような状況を踏まえながら、今後、子育て世帯の支援として、未就学児、児童、生徒への補助の実施につきましては、他市の動向も注視し、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

これは財源とも必ず関わりますけれども、子どもたちがインフルエンザにかかると親も休まなきゃ駄目なんですよね。そういう問題もありますし、そしてまた、インフルエンザはコロナワクチンが、コロナができたおかげでこれだけ減るんだったら、オミクロンも一生懸命やったらもっと減るんだろうというような気がします。お互いが、市長がおっしゃられましたように、市民の方がもっと協力する。もっとオミクロンに対してでも注射も打つ、手洗いもする、マスクもする、そのような行動体制をとるようにお願いします。

インフルエンザの児童等への補助については、早くても来年の 10 月か 12 月になると思いますので、その辺りまでにしっかりと財源も考えて、対

応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

行政サービスについて、デジタル化、ICT化、DX、そして、このコロナによるテレフォン、いろんな情報社会が変わってきております。

平成 29 年のときに 4 階のレイアウト変更をしました。もう高く本を積んで相手の顔が見えないような状態のところへパソコンが入って、パソコンでやるようになって、そして書籍をのけてやるようになりました。

私どもも議員の中で、総務省へ行政視察に行きました。総務省も一生懸命やり始めてございました。その辺りも含めまして、いろいろ計画した反省点と効果はあったと思いますが、そして先進地であった西予市の 4 階は視察も多かったと思います。

その辺りも含めまして、4 階のレイアウト変更後の効果と反省点はどのようにとらえておりますかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

オフィス改革につきましては、多様化する市民サービスへの対応、職員数が減少しても仕事が減らない状況において、生産性を向上させていく必要があることから、その環境整備として、平成 26 年度から取組を始め、本庁 4 階につきましては、平成 28 年 11 月に、ワークショップから生まれた「挑む」「繋がる」「楽しむ」を柱とし、Change せいよを働き方のコンセプトに現在のモデルオフィスへレイアウト変更しております。

レイアウト変更後の効果といたしましては、ペーパーレス化の推進、書類の保管量の大幅な減、会議・打合せ環境の改善、コミュニケーション量の増大、仕事に対する意識の変化、視察や取材の増加で市の魅力向上等が挙げられます。

反省点といたしましては、その後の時代の変化に応じたさらなる改善点はないかなどを含め、職員のさらなる意識改革が課題であるのとらえており、こうした問題意識からも令和 2 年度から新生活様式対応行政サービス構築事業に取りかかることといたしました。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

総務省へ私どもが行政視察行きましたときに、マイクロソフトの事務所へも視察に行かせていただきました。喫茶店や運動、体力する器具がある中でパソコンを置いて仕事をする。極端に言えば今のコロナの社会の中の自宅からのテレワークという形でよく似てたなという記憶がいたしております。

その中で、コスト面とか意識文化面、パフォーマンス、意思決定の迅速化等々ありましたが、これから考えますに、我々視察行ったときに、これから明浜支所、野村支所の建て替えに当たり、オフィス改革の検証を踏まえながら、より良い使い勝手のよい住民窓口をつくる必要があるということで結論を出しております。タブレット導入は議員だけでございましたので、行政側にも導入を促し、情報の共有とペーパーレスに取り組まなければならないと、そうしなければ効果が半減するというような行政報告を行っておりますけれども、その中でお尋ねをいたしますが、新生活様式に対応する行政サービス、新生活様式といいますのは、やはり先ほどから言うIT、デジタル化への推進、DX、テレワーク、リモート、このような中の新生活が変わってきてる。その中に、このような形の案を出されたんであると思うっております。

その10月8日の行政報告会にありました点につきまして、詳しく私もそのとき見ておりませんでしたので、これほどに1階、2階、3階が変わるとは思っておりませんでした。現在の進捗状況とその目的についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

今回の取組につきましては、平成26年度からの取組とは異なり、コロナ禍を踏まえた3密回避・短時間接触・分散勤務・オンラインミーティング・業務継続等新しい生活様式に対応したものとなっております。

IT環境につきましては、本庁・支所だけでなく、無線LANを拡張し、パソコンを持って行け

ばどこでも業務が行えるよう環境整備を行いました。

リモート会議につきましては、令和3年4月1日から令和4年1月31日の間で、市がホストとして実施したオンラインでの会議は900回以上となり、このほか外部からの招待にゲストとして出席した会議を加えるとさらに数が増え、日常的に行われております。

組織の連携につきましては、オンライン・オフラインを問わず、どこにいても関係部署間で協議が行える環境を構築し、組織間の連携強化に努め、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

意思決定の迅速化を図るため、電子決裁の導入を進めておりますが、現在、政策企画部内で運用しており、今後徐々に拡大していく予定としております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

前にも、加藤議員だったと思うんですけども、キャッシュレスだとか、推進だとか、そういう質問もしまして、新生活の生活様式が変わりつつある、決裁についても変わりつつある。

そのような社会の中で、事務、オフィスの改革は必ず必要だと思います。と思いますが、私のようなアナログの人間にはちょっとなかなかついていけないところがあるんですけども、2番目の総合受付の設置はということでお尋ねいたしますが、市長の所信表明の中にもこれは回答がございましたけれども、詳しく市民のために説明を願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

新しい生活様式に対応した行政サービスの構築と本庁舎のオフィス改革が令和3年度末にほぼ完了の予定であります。

令和4年5月から本庁舎に総合受付の担当を設置して、総合窓口と個別窓口で対応する業務を振り分けることにより、行政事務処理の効率化や迅

速化が図られ待ち時間も短縮できるなど、職員数が減っても市民サービスの維持向上、提供を行える体制の構築を図ります。

今回の新しい生活様式に対応した行政サービス構築事業により、本庁舎1階に総合窓口を設置いたします。出生や死亡、転入・転居などのライフイベント手続に市民が市役所へお越しになった場合、現在は複数の課を移動し、それぞれ必要な手続を行っていただいております。できるだけ短時間で手続を終えていただけるよう、今回、本庁1階にライフイベント手続をワンストップで対応する総合窓口を設置しサービスの向上を図ります。

総合窓口の設置とあわせて、総合受付も設置することとしております。この総合受付では、市民の方に来庁された用件を伺って、担当の窓口を案内すると同時に、総合窓口や個別窓口の担当職員へ来庁された要件を通知し、市民の皆様がスムーズに手続できるようにするほか3階や4階フロアへの案内なども行うことを想定しております。

なお、総合窓口の運用開始につきましては、3月から4月にかけての窓口の繁忙期を避け、本年5月の連休明けを予定しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

行政サービスにどのように寄与するのか、また住民サイドから便利を感じるサービスになるのかについては、時間もございませんので二つ一緒でお答えを願ったらと思いますけれども、まず先に新生活様式に対応する行政サービスの構築についての中で、部長室の廃止がございました。行政報告の中には、1筆小さく書いてありましたので、私も現実になるまで全然わかんなかったもので。部長室を廃止するメリット、デメリット、私はこうして一般質問のときの市長の代わりにしっかりと部長が答弁をしていただく、この権威性や責任性については、やはり部長室は設けるべきではないかなという感じがいたしております。でも、それは条例にあるわけでもなしに、理事者の執行権の中の範囲でございますので、私どもがとやかく言うわけではございませんけれども、この部長室廃

止のメリット、デメリットについてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

市役所では、これまで以上に部長級も含めた職員間のコミュニケーション量を増やし、スピーディーに業務を遂行する必要があること。また、会議用の個室が不足していることなどの認識から、今回のレイアウト変更に合わせて、部長室の取扱いについて協議を行った結果、部長室を廃止いたしました。

メリットといたしましては、部長職が執務フロアにいて職員とのスピーディーな連携業務が可能となり、意思決定の迅速化が図られるとともに、部長室をミーティングルームとすることで、慢性的な会議室不足も解消されるものと考えております。

デメリットといたしましては、部長級に対する急な来客対応や重要な協議を部長級を含めて行う場合の対応に別途場所を確保するなどの手間が発生することなどが挙げられます。しかしながら、その際の対応といたしましては、各部長が優先的に使用できる部長優先室も設けることとしております。

市役所全体としてメリットがデメリットを上回る運用としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

退職された方とか、部長職の方とか、そして、各行政団体、いろんな団体に聞きますと、やはり部長室があったほうが相談しに行きやすいわいねという話があります。それは新生活の中で、IT、デジタルの中で必要だという判断をされたのであろうと思います。

そしてまた、総合受付をされた中で、総合受付へ行って部長に会いたいと言ったら、部長専用室の会議室へ行って話ができるというような解釈をいたしました。そういうことでございますので、試しにやっていただいて、そしていろんな問題が

出たときには、また考えるというような柔軟な形でいていただいたらなああと、かように感ずる次第でございます。

そして、将来的に、先ほども一昨日職員にちょっと聞きますと、まだ私たち戸惑っておりますという返事がありました。それにつきまして、将来に目指すワークスタイルについて、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

コロナ禍の中、全国的に従来の働き方を見直す動きが加速しております。レイアウトを変更するに当たり、職員間の議論から様々な意見が出されました。この意見を現在の背景と重ね、人口減少に比例して、職員の減少が進む中でも持続的な行政サービスの提供を行うためには、これまでのやり方から脱却し、新しい発想を受入れながら、働き方そのものの変革に取り組む必要があると認識しております。

最も重要な考え方は、効率的でメリ張りのある働き方を実践することを掲げております。そのために総合窓口を導入し、行政手続のワンストップ・ワンズオンリー化を実践することによって、来庁される方の利便性が上がることはもちろんですが、パターン化できる窓口業務とパターン化できない窓口業務を分けることにより、職員にとっても大幅な時間短縮を図ることを計画しております。

個人机を中心とした働き方から、適正な場所を選びながら働くやり方へ働き方をシフトしていきます。これまでのように自分の机に固執して働くのではなく、集中するとき、相談を行うとき、大きな図面を広げるときなど、様々な状況に応じて場所を選んで働ける環境といたします。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

目指すワークスタイルもあろうと思いますけれども、いろんなQアンドAということで職員とのコミュニケーションもとりながら改革をして、こ

れから県下でもすばらしい新生活対応行政サービスの構築に努めていただきたいと思います。

続いてお尋ねしますが、職員の人材育成、定着についてお尋ねしますが、先般のDXのときにもこの話はしましたけれども、職員は、自分の人生の幸せを求めて、そして生きがい求めて公務員になってると思うんです。そして、西予市のため、西予市民のために一生懸命頑張っていると、このように思っております。これにつきましては、中には早くやめたいと思う人もおりますけれども、やはり人材育成ってのは、いろんな技術や道具を与えていろんなことを、道具の使い方を教えるのではなしに、人間形成の中から夢や希望を与えて、西予市のため、西予市民のために努力する、頑張るぞという、こういうものをつくり上げて、そして定着させていく。このような考え方があるかどうかをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宗副市長。

○宗副市長

ただいまお尋ねの職員の人材育成、定着はということでもありますけれども、職員の人材育成につきましては、西予市の人材育成基本方針というものを定めておまして、市民の信頼と負託に応えていく職員像を掲げまして、職員個々の能力開発と資質の向上を目指し、組織の一体感の醸成に取り組んできているところであります。

また、人材育成を効果的に推進していくためには、研修の実施だけではなくて、人材育成の現場である職場環境を整えていくということが不可欠であるというふうに考えています。

職場の体質や雰囲気は職員の勤労意欲に大きな影響を及ぼします。各職場では、特に所属長が中心となりまして職場内のコミュニケーションの定着を図り、職員間の良好な関係の構築に努めているところであります。あわせてノー残業デーの運用でありましたり、仕事と私生活の充実が図られる働き方改革を進めております。

オフィス改革もその手段の一つとしてとらえておまして、前例や慣習にとらわれず、創造性、柔軟性を持ってチャレンジしているところでございます。

今後も引き続き、常に向上心や意欲、そして問

題意識を持って仕事に取り組む職員の育成、定着に努めるとともに、ICTの活用、またDXの推進による業務の改善と働き方の改革により、個人、そして組織の生産性を図って、市民のサービス向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

5分に入らなかったから1問だけ質問させていただきます。

今まで新生活様式に対応する行政サービスってのは、行政側から今は出してる形のように思えるんです。これから市民から便利を考えたり、先ほど総務省行ったときの話として、市民側から見て便利であって、そして合理性があって窓口が開けたか、そういうサイドから今度は意見があったときには改革していくような、またやりかえていくとか、そういうものを考えていくような考え方があるかどうかを最後の質問といたしておきます。

市民にとって便利であるか、そして非常にわかりやすい市役所であるか、そういう点でお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

今回の取組により、市役所が変わり、総合窓口等により、市民の皆様への直接的なサービス向上だけでなく、職員のワークスタイルも変えていくことで、コロナ禍の対応だけでなく、令和5年度から開始予定の地域づくり活動センターへの対応、災害などの非常時の対応に加え、変化する現代社会においても柔軟に対応が可能となるものと考えております。

今回、新しい生活様式に対応した市民サービスを開始した後も、市民目線に立って、より使い勝手の良いサービスの改善を図っていく必要があるものと考えており、必要に応じて御意見を伺いながら改善に向けて検討してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

ありがとうございました。

27のセンターができるわけでございますけれども、その中で、一つ提案でございますけれども、27のセンターの中で、リモート室なんか考えたらいかがでしょう。私は、その中で、すぐにリモートができる、27のセンターから本所とのリモート会議ができるとか、そのようなことも考えてはいかがかなと思っております。

時間も終わりましたので、最後に、ロシアのウクライナ侵攻が、戦争が早く終結することを願ひまして、1日も早い終結、なかなかできにくいかなと思っておりますけれども、願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時57分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時10分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほど酒井議員から御質問のありました高齢者インフルエンザワクチンにつきましては、全て一般財源でございまして、その接種委託料につきましては、令和3年度当初予算で約3650万円を計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐藤議長

次に、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

公明党の二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので質問に入らせていただきます。

冒頭に、先ほど酒井議員の質問で市長がワクチン接種の回答をされました。私も先週土曜日に3回目モデルナでさせていただきまして、私は熱も何も出ずに1回目2回目と同じように何も不都合はございませんでしたので、また市民の皆さんに

もよろしくお願ひしたいと思っております。

今回の質問は大きく3項目で、私初めて分割という形で質問をさせていただきます。いつもぎりぎりになりまして皆さんに御心配をかけておりますので、そういう点も踏まえましてしっかり訓練という意味で取り組んでみたいと思います。御協力を願ひしたいと思います。

まず1点目、海洋プラスチックごみについて質問をいたします。

愛媛県の海洋プラスチックごみ総合調査が発表をされました。県内7カ所で結果が出ておりましたけれども、漂着ごみの調査結果に、予想をしていたとはいえ、我が南予地区の海の現状が浮き彫りになっております。

一つは漂着ごみの量ですけれども、全地点ともにプラスチックが一番多く、南予は他地点の2倍から5倍の量があり、発泡スチロールの割合が高い。

2番目、プラスチックの分類では漁具が多く、南予の3地点では約半数が漁具である。宇和島の三浦半島では発泡スチロール破片の割合が最も多い。

3点目、漂流ごみの調査では、安芸灘宇和海中部で発泡スチロールが最も多く、漁業経営体数と関連している、比例しているということですね。

4番目は、世界的に関心が高いマイクロプラスチックの調査結果においては、南予の宇和海側は他の5地点に比べ9倍である。多かったのは材料のポリスチレン、主な用途はこれも発泡スチロールであります。

西予市は足摺宇和海国立公園の法華津峠とその眼下に広がる宇和海、そして明浜、三瓶地域の北部宇和海エリアを有して、今年1月に再認定された四国西予ジオパークの中の重要なエリアでもあります。

そして、西予市の水産業においては養殖業に占める部分がかかなり多く、漁師の皆さんも含めて宇和海の現状を今突きつけられた、今回の結果を重く受け止めるべきだと考えております。

そこでお伺いをいたします。

環境省の取組では、海岸漂着物等地域対策推進事業というのがあります。県と市が連携をして行う事業のようであります。西予市と愛媛県との連携はどのようになされているのか。

それに、国交省が行っております海面清掃船というのがあり、松山港湾事務所に大体停泊しているようであります。これは主に瀬戸内海で活動しているようですけれども、宇和海での活動はどのようになっているのか。

そして、宇和海への出動要請を西予市としてはしたことがあるのかどうかについてお伺いをいたします。

今回の質問のきっかけは、三瓶町の地域の方から漂流ごみの対処の方法についてお尋ねがありました。私も以前から何度か三瓶の数カ所で「漂流ごみや満潮時に河川を逆流してきて大変なんよ」という話を聞かせていただいておりますので、今回、明浜支所と三瓶支所に状況を伺いに行かせていただきました。現状では特に大きな問題はないということではありましたけれども、漂流ごみや台風後の状況、市民の皆さんがボランティアでごみを清掃していただいている、そういう現状をお聞きいたしまして、それに対して市はこういう対応をしているということもお聞きいたしました。

そこでもう1つの質問として、西予市として宇和海の海洋ごみの現状認識についてはどのようにお考えなのか。

そして、市で取り組んでいる対策についてはどのようなものがあるのか。

3点目に、西予市の海岸を持続可能にしていくために何をしないといけないのか。それについてどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

最初に、海岸漂着物等地域対策推進事業の愛媛県との連携についてお答えをいたします。

愛媛県では、関係機関が役割分担を果たし、連携して海岸漂着物対策に取り組むことを基本理念とした愛媛県海岸漂着物対策推進計画を海岸漂着物等地域対策推進事業により策定されております。

県の役割は、地域計画の管理、関係機関との連携、海岸漂着物対策に係る情報発信など。市町の役割は、海岸漂着物等の処理等に関する協力、住

民に対する海岸清掃活動への参加要請、リデュース・リユース・リサイクルの推進などとなっております、それぞれの役割が示され連携して取り組むこととされております。

また、県が事務局となり、環境省、第六管区海上保安部、一般社団法人えひめ産業資源循環協会、愛媛県漁業協同組合、県内市町などで構成された愛媛県海岸漂着物対策推進協議会が設置され、海岸漂着物の発生抑制に向けた取組の推進について意見交換を実施しております。

協議会に所属しています市町は、当初沿岸部の14市町のみとなっておりますが、令和3年度からは、発生抑制の観点から内陸6市町も参加し、県、関係団体、県内全ての市町が連携して取り組む体制が構築されております。

続いて、海面清掃兼油回収船の出動要請についてお答えをいたします。

海岸清掃兼油回収船は、担務海域内において発生した海洋汚染に対処して防除作業を実施する船舶であり、愛媛県には海面清掃兼油回収船いしづちが松山港を基地港としております。これまで西予市から海面清掃船の出動要請を行った実績はございません。

しかしながら、大規模災害等が発生し、大量の浮遊ごみが海洋に流出するなどの場合においては、関係機関等と連携し出動要請を実施する運びになるものと考えております。

続いて、宇和海の海洋ごみの現状認識についてお答えをいたします。

当市では、宇和海の海洋ごみについての調査等は実施しておりませんが、令和2年度におきまして、愛媛県が海洋プラスチックごみの効果的な削減につなげていくため、愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査を実施しております。

当該調査では、漂着ごみ、漂流ごみ、マイクロプラスチック等について調査を実施しております。漂着ごみの調査は、西予市沿岸部においては実施されておらず、宇和海では宇和島市にて実施されております。

漂着ごみの個数はプラスチックが最も多く、次いで発砲スチロールが多い結果となっております。特に発砲スチロールは他の地域と比較して高い割合となっております。また、漂着したマイクロプラスチックにおいては、発砲スチロールが最も多

くなっております。漂流ごみについては、宇和海北部・宇和海中部で調査が実施され、海藻などの自然物もありましたが、プラスチックなどの人工ごみも確認されております。確認されました人工ごみは発砲スチロールが半数以上を占める結果となっております。

実際、海岸清掃等で回収されますごみはペットボトルといったプラスチック製が多く見られますが、発砲スチロール製のブイも多く、八幡浜市沖及び宇和島市沖と似た状況であるものと推測されます。

続いて、市で取り組んでいる対策についてお答えをいたします。

海洋ごみへの対策としましては、主に発生抑制の観点から取組を実施しており、不法投棄されたごみの河川・水路を経た海洋への流出、漂着したごみの海洋への再流出は、後に漂流ごみやマイクロプラスチックとなる懸念がございます。

そのため、不法投棄防止のための看板を設置することにより、不法投棄の発生を抑制するとともに、地域の方々の協力を得て実施しております西予市一斉クリーン運動や愛媛県南予地方局八幡浜支局不法投棄防止対策推進協議会による不法投棄廃棄物撤去活動、肱川流域清流保全推進協議会による肱川流域一斉清掃といった清掃活動などにより、回収された廃棄物を引取り、適正に処理することで、河川・水路への流出、海洋への再流出を防止しております。

最後に、西予市の海岸を持続可能にするための取組についてお答えいたします。

海岸を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくためには、海洋ごみの回収・処理及び発生抑制の取組を並列的に実施していくことが重要になってくるものと考えております。

海洋ごみの回収では、西予市一斉クリーン運動を地域の方々の御協力を賜りながら実施させていただいているほか、昨年度は明浜町、一昨年には三瓶町にてそれぞれ愛媛ダイビングセンター及び公益財団法人日本釣振興会による海中ごみの回収を実施いたしました。また、昨年10月には三瓶ライオンズクラブと宇和ライオンズクラブにより、三瓶町周木の池ノ浦海水浴場と明浜町高山の大早津海水浴場にて漂着ごみの回収を実施していただきました。

様々な清掃活動により回収いただきましたごみは、市で資源として利用できるものはリサイクルするなど、適正に処理を実施しております。

発生抑制への取組については、看板の作成・設置といった不法投棄防止対策のほか、プラスチックを含む廃棄物の発生を抑制するリデュース、使用済製品などを繰り返し利用するリユース、廃棄物を原材料などとして有効利用するリサイクル、これら3Rの推進により、沿岸部のみでなく、内陸部からの発生抑制も図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

答弁ありがとうございます。

その中で1点質問をさせていただきます。

海面清掃船の派遣についてでありますけれども、先ほどもアンケートの結果によってありましたけれども、他地域というのは宇和海以外の、瀬戸内海が主な地点でありまして、それに比べて宇和海がかなり多いという結果が先ほど申し上げました。

もう一つはマイクロプラスチックですね。マイクロプラスチックというのは海の生物にかなり影響を与えるという研究結果というのが近年特に多く出ております。この西予市においては、先ほども言いましたように、養殖関係、また真珠においても、今母貝が死んでしまうというふうな、それが原因かどうかわかりませんが、海の生態が変わってきているというのは間違いないところでもあります。

私と同じ公明党の宇和島市議会議員も、昨年6月に宇和島市に一般質問をいたしました。

そのときの質問なんですけれども、四国地方整備局松山港湾空港整備事務所に確認をしたところ、担務海域外、担務というのは、いしづちは瀬戸内海が担務というエリアです。ですから宇和海は、担務海域外への派遣は地元自治体等の協力要請により派遣の検討を行うこととなっており、検討に当たっては担務海域の漂流物の状況、派遣先の漂着物の状況、海象状況を踏まえ、派遣が可能か否かを判断するというふうに伺っているということで答弁を求めたんですけれども、宇和島市の答弁も先ほどの部長の答弁と同じように、災害のときに

はというふうなことを何か言っておったようであります。

ただ、やはり先ほど言った、瀬戸内海よりも宇和海の現状のほうが厳しいというこのごみの調査が出た以上、西予市だけでは何ともなりませんから、やっぱり愛南町、宇和島市、西予市、そして八幡浜市、伊方町という、この宇和海沿岸のみなが一致団結・連携をして、瀬戸内海で動かしていただいているいしづちのように、ある程度定期的に宇和海に来ていただく、そのようなことを要望していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

宇和海での海面清掃船の定期的な活動につきましては、先ほど申しましたように、自治体からの派遣等があればその後判断をされて、派遣をするかどうかというお話を聞いております。この件につきましては、沿岸部のほかの市町と情報交換をしながら可能性を今後探ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐藤議長

二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○15 番二宮一朗君

可能性を探っていただきたいんですけども、できれば国道378号の期成同盟会みたいなものがある程度できて、南予全体でしていくと。このSDGsというのは、要するに世界の目標でありまして、海に関しても世界につながっています。その中でやっぱりちっぽけなこの西予市だけで何やかんやと言ってもなかなか届かないと思いますので、少しでも多くの面で運動を進めていただきたいと思っております。

それともう1点、答弁いただいた中の将来の海岸をどうしていくかという中ですが、答弁の中でライオンズの皆さんが三瓶町の海岸の清掃のボランティアをしていただいたというふうなことをお聞きいたしました。また、明浜・三瓶の支所に行かしていただいたときも、住民の方が気づ

いたらそういうふうに連絡いただいて、ごみを除けていただいているという現状、また、クリーンデーとかね、そういう時はもちろんですけども、していただいていると。要はボランティアに頼っているという今の現状ではないかなと思います。

小規模多機能を今から進めていく中で、やっぱり人口減少、高齢化という中で、なかなか草刈りも今難しいという地域の現状の中で、そういう人が減ってくるということも予想されると思います。そういうことを踏まえたときに、この海のごみの問題も今後どうしていくかという仕組みをつくっていかないかのじゃないかなと思うんですけども、そういう点ではお考えがもしありましたらお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

今後の人口減少を見据えて、海岸を持続可能にするための体制構築の御質問に対してお答えをさせていただきます。

海岸を持続可能なものとするためには、SDGsにもあります「海の豊かさを守ろう」という目標に向かって、今年度策定予定の西予市環境基本計画に基づき、引き続き海洋ごみの発生抑制に取り組む必要がございます。

将来に向けて、子どもたちへの教育により環境に対する意識の醸成に努め、西予ケーブルテレビや市ホームページ等の広報媒体を通じて海洋ごみの現状を発信することで問題意識を持っていただき、人口は減少してまいります。より多くの方に清掃活動に参加いただくなど、ボランティア団体の支援・育成も含め、体制構築を今後検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

昨日の宇都宮議員の質問の中でも環境ということがありました。また、西予市も環境計画を今パブリックコメントで出しております。やっぱり具体的に、昨日も宇都宮議員言われましたけども、一般的な企画だけみたいなので終わらずに、実際

にどういう行動を起こしていくのかというのを明確に市民の皆さんがわかっていただけるような行動をぜひ行政としてお願いしたいなと思っております。

次に、2番目の項目にいきたいと思います。

西予市図書交流館の電子図書導入についてであります。

この件につきましては、昨年3月の一般質問において、デジタル社会対応についての質問の中で電子図書導入のことをお聞きいたしました。残念ながら時間切れになってしまった感じで終わってしまいましたので、改めて今回質問をさせていただきます。

初めに、図書交流館の利用状況についてお伺いをいたします。

コロナ禍になって2年がたつわけですけども、コロナ禍前の状況と今の状況、そしてコロナ感染対策についてどのようになっているのかということ。

また、西予市図書館の1年間の図書購入予算については幾らなのか。

そして、その図書の紛失、盗難、破損について、どのくらいあるのかということをお伺いいたします。

2つ目として、近年SNSの普及によって子どもの読書離れを耳にする機会があります。読書の状況について、学校図書館の利用状況についてはどうなのか。

また、GIGAスクールによるICT教育が進んでいる中、学校での電子図書の状況についてもお伺いをいたします。

最後に、電子図書導入についてでありますけれども、文部科学省が行った令和2年度電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査のアンケート結果では、全てまたは一部の公立図書館で電子書籍の貸出を行っている。現在の導入率は9.8%の258施設。今後、公立図書館で電子書籍の貸出を予定しているというアンケートの結果では4.7%。今後、公立図書館で電子書籍の導入を検討しているというのが22.4%となっております。ですから、近い将来37%が導入をしていくということになります。

昨年、「近い将来の電子図書導入も自然な流れになっていくものと思われま。今後は情報を取

集するとともに、国のデジタル化推進の状況を見ながら、前向きに研究・検討をする」との答弁をいただいているところではありますけれども、改めて市の考え方についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

それではまず、コロナ禍における図書交流館の利用状況についてでありますけれども、分館を含む市内全8館の利用数といたしまして、感染拡大前の令和元年度が利用者5万3858人、貸出冊数18万6493冊に対しまして、令和2年度が利用者4万5042人、貸出冊数15万7959冊と、それぞれ令和元年度対比83.6%、84.7%と減少しております。これは主に令和2年4月15日から5月11日までの27日間、新型コロナ感染防止対策として休館措置を行った影響が大きいと考えております。また、令和3年度におきましても、4月21日から5月31日までと8月20日から9月30日までの二度にわたり、長時間滞在不可、閉館時刻の2時間繰上げ、貸館の中止の措置を講じました。

このような中、各館において、新刊図書、話題図書、時事図書などのコーナー展示に力を入れましたところ、令和3年度では、1月末までの数字ではありますけれども、令和2年度との同時期対比で利用者数103%、貸出冊数105%と増加傾向にあるところであります。

次に、図書交流館における感染防止対策であります。まず、まなびあんでは、開館時間中では全ての窓を3分の1程度開き常時換気をしております。また、施設内のアルコール消毒については、開館前、午後1時、午後3時の1日3回、人が触れる箇所を徹底的に行っております。まなびあんと野村分館の正面入り口には、手首で感知する方式の簡易体温感知システムを設置しています。体温が37度5分を越えた場合やマスクを着用されていない場合には、警告音声の流れ異常を知らせる仕組みになっております。三瓶文化会館内にあります三瓶分館には、文化会館入り口に同等の体温検知器を設置しております。さらに、まなびあん、野村分館、三瓶分館の3館には本を除菌する図書除菌機を設置し、利用者の感染不安を解消す

るため自由に使用いただいております。また、入館の日時、住所、氏名、連絡先を記入する入館記録用紙への記入をお願いし、入館者の把握を行っております。

年間の図書購入予算につきましてではありますが、年度によって若干の増減はありますけれども、図書購入費540万円、CD、DVD等30万円の計570万円で基本的に推移をしております。この予算を8館に人口比等で振り分け、年間合計で約4,000冊から4,300冊の図書を購入しております。

続きまして、紛失、盗難、破損についてでありますけれども、まず、利用者へ貸出しした図書の紛失の申出があった場合は、まず再度探していただくよう依頼をいたします。それでも見つからない場合は、同じ図書を購入いただくことで対応しております。令和2年度で4冊が紛失扱いとなりました。

盗難についてですが、まなびあんでは全ての図書にICタグをつけ、出口にセンサー感知ゲートを設置し、貸出処理を終えていない図書の持出時には警告音が鳴る仕組みになっております。他の分館にはゲートがないため、年度末の一斉蔵書点検で初めて判明することとなりますが、故意の盗難はないものと認識をしております。令和2年度は盗難はございませんでした。

破損は特に児童書で頻繁に起こります。小さなお子さんが破いてしまった場合は、そのまま手を加えず返却していただき、職員が修理用品を用いて修繕をしております。軽微なものも含めて、令和2年度で1,400冊ございました。水やお茶等で図書が濡れて復元が困難な場合は、紛失の場合と同様に同じ図書を購入いただくことで対応しております。このような図書は令和2年度で6冊ございました。

続きまして、学校図書館の利用状況についてでございますけれども、学校図書館は学校図書館法により全ての学校に設置をされており、その運営については、開館の時間、貸出の方法等、各学校の実態に応じて適切に運営をされているところであります。

図書館の利用状況については、個人差がありますが、読書の好きな児童・生徒で月に4冊から5冊、年間で50冊から60冊の読書を行っております。読書の傾向としましては、文学賞に輝いた作

品など新しく発行された書籍が好まれる傾向が見られます。コロナ禍においても、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で通常どおり開館しており、読書量についても大きな変化は見られないという報告を受けております。

続きまして、ICT教育と学校の電子図書につきましてであります。文部科学省が令和2年度に行いました、全国の自治体における電子書籍の導入・活用状況の結果では、公立学校に電子書籍を導入している自治体は僅か約2%で、西予市内の小中学校も学校図書館等へ電子図書は導入しておりません。他市町村の導入状況や試験的に導入した地域での電子図書の利便性、利用者のニーズの把握に努めているところであります。

電子図書は、児童生徒に適した書籍が必ずしも電子化されているわけではないため、児童生徒のニーズに合わない一面や導入コストの負担が大きいなどの一面も見られます。しかしながら、令和3年度から始まったGIGAスクール構想により、西予市においても1人1台端末を整備したことから、児童生徒が電子機器に接する機会も多くなってきました。児童生徒が場所や時間を制限されずに1人1台端末を活用することにより、今後、読書活動の可能性を大きく広げられるとも考えられます。将来的には市図書交流館と連携し、児童生徒の端末を利用した電子書籍コンテンツの利用について考えていきたいと思っております。

続きまして、電子図書導入の考え方についてですが、西予市としては、現時点で市民の皆様から電子図書館の導入要望も聞かれないことから、今すぐの導入は考えておらず、動向を注視しながら検討する姿勢としております。

県内の状況としましては、公立図書館がある16市町のうち5市町の図書館が電子図書館を導入しておりますが、愛媛県立図書館が行った未導入市町への調査では、「導入の予定なし」がほとんどであります。

その理由としては、まず電子図書のコンテンツの数、つまり蔵書数が通常の図書に比べて少ないことがあり、次に、図書を無料提供する図書館には発刊後2年は著作権使用の許諾がおりず、図書館における最大の強みである新刊への対応が難しいことが挙げられます。また、導入経費及び維持管理にかかる経費が高額であることに変わりは

なく、電子図書館の普及はまだ途上であると考えられます。県内で導入した電子図書館の状況を見ますと、利用者の伸び悩みが深刻と伺っているところでもあります。

学校現場での利用につきましては、1冊の図書を複数人に同時に貸し出す機能は本来なく、授業で複数の児童・生徒が同時に閲覧する場合は別のパッケージ商品を購入する必要があり、利用促進が進まないと聞きます。また、ほとんどの図書が買い切りではなく、ライセンス購入のため、2年間または52回利用で配信が終了するといった電子ならではの特色も持ち合わせています。

しかしながら、今後、新しい生活様式の定着により市民ニーズが高まり、電子図書導入は自然な流れになっていくものとも思われます。

市としましては、今後も情報を収集しながら研究、検討を継続してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

前向きなのかそうでないのかちょっとわからないような感じではありましたけれども、将来とか、今後とかいうのがどのぐらいのスパンなのかというのが一番気になる場所ですけども、いろいろおっしゃっていただきましたんですけども、私導入されてるところのお話を何点か、いい点ですけど、なんで導入したかというところ、何点か御紹介したいと思います。

電子図書館とは電子書籍をインターネット上で貸出、返却を行うもので、インターネット利用ができる環境ならどこからでも24時間365日電子図書を借りてパソコン上で読むことができる。電子書籍は普通の本をめくるように画面上で読むことができ、また音声や動画再生もできる。もちろん返却のために来館する必要もないので、来館が困難な方や多忙なビジネスマンが気軽に書籍を借りて調査や学習に役立てることが可能である。電子書籍は全てデジタル化されておりますので、従来のような大きな書庫のスペースは要らない。画面上、文字の大きさを自由に拡大縮小できるため、自分の読みやすい文字の大きさと読書を楽しめる。

私のような老眼の方には助かるということであり
ます。そして、規定の貸出期間が来れば延長手続
をしなくてもパソコンで読めなくなるということ。
また、ここの導入されたところでは、管理面のコ
ストも安くなるというふうなことも書いてありま
す。

先ほどの答弁の中で、このコロナ禍の休館で
80 数%落ちたという、休館をしないといけない
という理由も、これがあれば要らない、関係ない
わけですよね。そういうことを踏まえてやっぱり
前向きにさせていただきたいのが1点と。

もう1点、学校図書の件ですけれども、教育新聞
の中で、昨年の報告ですけれども、文部科学省総
合教育政策局地域学習推進課長の方のコメントで
す。

学校におけるICT環境の整備を踏まえ、学校
図書館が一層の機能の向上や活性化を図るため
には、学校図書館におけるICT活用が一番重要に
なる。

特に電子図書館については、昨年の新型コロナ
ウイルス感染症の感染拡大による学校の臨時休業
期間において学校図書館が利用できず、一部の学
校において、電子図書館サービスの導入やその検
討が行われました。現在、図書館サービスを導入
している学校図書館は、ごく一部にとどまってい
ますが、今後、「GIGAスクール構想」の進展
とともに、学校図書館におけるICT活用の動き
が広がっていくものと思われまます。文科省とし
ても、各学校における取組を支援するため、状況
把握に努めるとともに、先進的な事例について情
報提供を行っていく所存です。

ということです。これのスピード化が求められ
るわけですけれども、この私の今のいい点を聞いて
もう一度答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

先ほども御答弁をいたしましたとおり、現時点
では、導入経費や導入後のクラウドの維持管理経
費が高額であるにも関わらず、電子図書には所有
権がなく、貸出回数や期間にも制限がある上、閲
覧を続けるにはその利用料を払い続けなければ
ならないという状況があります。そして、何といっ

ても本のコンテンツがその金額に値しないのが現
状であり、導入した図書館における問題点の一つ
でもございます。

先ほど議員おっしゃったとおり利点も多いと思
いますし、これから世界的に生活全般にわたりデ
ジタル化が進む中であって、電子図書が当たり前
の時代が来るのも近いのではないかと考えており
ます。

今後、どのようにすれば電子図書を安価で有効
に活用できるようになるのか、図書館のある県内
の自治体と連携しながら、図書館長会等で協議す
るよう声を出していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

昨年3月の市長の所信表明では、既存の価値感
や前例、自治体間の横並び意識といったものに縛
られず、改革チャレンジ精神をもってというふう
なことがございました。

ここにおられる理事者の皆さんはもちろん、そ
の認識の上での答弁をいただいていると思ってい
ますので、ぜひ今後とか将来というのを短ス
パンで実現できるようにお願いをしたいと思います。

最後の質問になります。

地域づくり活動センターについてであります。

地域づくり活動センターは、管家市政の最重要
政策だと認識をしております。私も、高齢化と人
口減少に歯止めのかからないこの現状において、
西予市の未来にとって取り組む必要があるとの認
識で、何度もこの場で一般質問をさせていただきました。

高齢化や人口減少はそれぞれの地域の暮らし方
を変えていきます。また、家族や家庭での暮らし
方も変わってきます。だからこそ、今我が家と我
が地域でそれぞれが抱えている心配や不安なこと、
またお困りのことなどを真剣に考える時期だと思
っております。

小規模多機能自治は、これらに立ち向かえる有
力な制度ではないかと思っております。これまでの
道のりでは、市民検討委員会や分館公民館制度

分科会において熱心な議論をされ、管家市長へ答申が出されました。

市は行政報告会で市民の皆さんに御説明をして、また、パブリックコメントを行い、いよいよ最終計画の段階となっております。

まず1つ目は、地域づくり活動センターの推進計画案についてお伺いをいたします。

2月いっぱいパブリックコメントをされたと思いますけれども、どのような御意見をどのくらいいただいているのかお答えいただきたいと思えます。

2番目に、センターの場所についてですけれども、推進計画案では二木生地域づくりセンターと周木地域づくりセンターが三瓶北公民館というふうに示されておりました。これはなぜなのか。また、三瓶地域づくり活動センターの場所が三瓶文化会館（仮）となっていることについての御説明をお願いいたします。

2つ目は、行政区との連携についてです。

推進計画の8において、センター化に伴うその他の必要な取組として、（1）地域づくり組織と自治会との関係、（2）自治会の既存事業を見直す機会とあります。また、3つ目として、多様な世代の参画、4つ目には既存の地区公民館活動の見直しなどと続いております。

市としてどのように進めていこうと考えておられるのかお示しいただきたい。

行政区の拠点である集会所についてですけれども、昨年12月の酒井議員の普通財産ということの一般質問において、行政区と市の間で建物の譲渡契約を締結し、行政区へ集会所を譲渡する方向で検討すると言われていました。

現在各行政区において、集会所が普通財産やそれ以外であるという認識をどれくらい持たれているのか。

またそれをどのように把握されているのかお伺いをいたします。

そして、その譲渡する方向について、どのような方法でしていくのかわかりやすく御説明をお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

パブリックコメントの実施状況についてお答えいたします。

地域づくり活動センター推進計画（案）については、市政懇談会で各地域からいただいた御意見や地域との協議の状況を参考に推進計画（案）の変更を行い、2月8日から28日までの間、本庁・支所はもとより、各公民館に縦覧場所を設置し、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントでは12名の方から御意見をいただきました。その主な内容といたしましては、センター長に関する事、センター拠点に関する事、センター化推進の進め方に関する事などです。これら御意見を精査し、推進計画を策定していきたいと考えております。

続きまして、センターの設置箇所についてお答えいたします。

令和5年4月1日におけるセンターの設置箇所については、推進計画案にもお示ししてあり、センター設置における基本的な考えをもとに、一部の地域を除き地区公民館をセンターに移行する考えです。

市政懇談会でお示した設置箇所から変更している地域について御説明いたします。

まず、大野ヶ原地区では、当初の推進計画案では大野ヶ原小学校としており、事務所機能を設けることを御提案させていただきましたが、学校施設内に不特定多数の人の出入りがあることで授業の妨げとなる可能性やセキュリティーへの不安の声が多かったこと、地域住民が気軽に利用できないといった地域からの御意見があり、現在の地域の活動拠点である大野ヶ原集会所の敷地内に事務所機能のみを有した建物を増設することで地域の御理解をいただきました。

次に、三瓶東地区ですが、市では、三瓶支所と三瓶文化会館の2案を御提案させていただきましたが、地域との協議により、令和5年4月1日時点では三瓶文化会館とし、（仮）としておりますのは、パブリックコメントの時点では、なお地域との協議中であったためです。地域の方と協議を重ねていき、令和5年4月からの地域づくり活動センター化に向けた準備を進めてまいります。

次に、二木生地区及び周木地区についてですが、当初の推進計画案で御提案した二木生地区の二木

生保育園、周木地区の旧周木小学校に地域づくり活動センターを設置するというについては御了解いただいているところです。ただ、令和5年度のスタート時にはそれぞれの拠点整備が間に合わないことから、令和5年4月1日時点の拠点として三瓶北公民館としております。令和4年度に地域の皆様と協議を重ね、整備設計を行い、令和5年度に整備工事を完了し、令和6年度には地域づくり活動センターが移転できるよう進めてまいります。

続きまして、地域づくり活動センターと行政区の関係性についてお答えいたします。

センター化に伴い、地域も組織や活動の見直しをする機会にさせていただきたいと考えております。地域の人口が減少する中、継続が難しくなっている事業や団体の組織の見直しの必要はないのか、地域にとって必要なものは何なのか、人口減少を受入れ、人口規模や人口構造に見合った事業の縮小や手法の見直しなど、センター化を契機に御検討いただければと思います。

また、その話合いの中で、地域課題に対して地域でできること、行政がすべきこと、行政にしかできないこと、そして地域と行政が協働してできることなど、それぞれの役割を認め、協働の取組による新たなサービスの創出を図りたいと考えております。

先月発行した広報3月号にも掲載しておりますが、横林地区では横林の今と未来について話合いが行われています。今を考える現状分析班では、地域のベテランを中心に構成し、経験や人脈を生かした話合いを進め、未来について考える未来創造班では、地域外の人材も含め若者を中心に構成され、若者ならではのアイデアを生み出し、地域のベテランと若手がこれから地域でやりたいことなどの話合いが行われています。地域の多様な人材が話合いなど一緒に取り組むことで、地域が抱える危機感やそれぞれのやりたいことを全体で共有することで地域のまとまりも強くなったと聞いております。

現在、ほとんどの地域でセンター化に向けた検討組織を立ち上げていただいております。今後の地域づくり活動の在り方や地域任用職員の雇用など、様々な検討が進められております。その話合いに職員も積極的に参加させていただいているところ

ですが、今後も地域内での話合いの場を設け、誰もが地域づくりに関われる環境づくりに努めてまいります。

また、センター化に係る検討事項以外においても、地域での必要な話合いのきっかけづくりに努めていきたいと考えております。また、それは令和4年度の準備期間だけにとらわれず、令和5年度以降もセンターはその役割を担っていくと考えております。

続きまして、集会所の取扱いについてお答えいたします。

集会所については、地元からの御要望により、市または旧町が国・県等の各種補助金を活用して建設したものがほとんどであります。集会所用地の確保や備品の整備などについては地元自治会で御負担をいただいているケースも多く、日常の維持管理及び関係する経費も地元自治会で御対応いただいております。そもそも集会所は地元住民の方が利用することを前提とした施設であり、慣習的に地元自治会の管理下にある施設といえます。

そうしたことを踏まえ、集会所に対する地元の御認識としては、その多くが地域の共有財産ととらえられていると考えております。

公費を活用して市または旧町が建設した経緯から、財産上の区分でいえば公有財産であり、利用の形態からすると、法的に言えば市の普通財産として自治会に無償貸付を行っているという関係となりますが、先ほど申し上げましたように、施設の性質上、契約書など書面による行為は行っておりません。

しかしながら、今般のセンター化に伴う集会所に関する議論を踏まえ、その取扱いについて財産上の位置づけを明確にし、そのための手続をとる必要があると判断をしたところです。

現在、本件に関しまして関係各課を交えて対応や手法について検討を行っております。年度内には市の方針を固めまして、来年度には地区の区長会や代表者会などの開催の際、その取扱いについての御説明をさせていただきたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

時間の進み具合がだんだんまた心配になってまいりました。

1点だけ、今の三瓶東地域の答弁の中で、なお地域との協議中であったためというふうなことがありました。また、今後は地域の方とのお互いの意見を尊重しながら協議を重ねていくということもありました。

分館の分科会のとときとか、地元の皆さんからは活動センターの場所についてのいろんな御意見が出て、答申があり、また支所と文化会館の二択で協議をお願いし、その後、再度地元がまた話をされて結論が出たというふうにお聞きをしております。

当初からの方針、センターは市の施設を使うということは理解をしておりますけれども、現状、今協議をお願いしているという中で、協議をお願いしているのか、市の考えを認めていただくようお願いしているのか。ちょっと私にとっては何か協議ではないような、この今までの流れがね、しております。

協議というのはやっぱり相手の意見も尊重しながら認めていくというのが協議だと私は思っているんですけども、その点について、市の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

三瓶東地区に関しましては、地域の意見をまとめていただき報告をいただいたところであります。

先ほど部長が答弁しておりましたように、地域の方と協議を重ねていき、令和5年4月からの地域づくり活動センター化に向けて準備を進めているところでございます。

センターの拠点につきましては、地域づくり活動センター推進計画（案）でもお示ししているように、センター設置における基本的な考えをもとに、まず既存の公共施設を活用することを考えております。その中で、地元の御意見と市の意見の中では、まだ協議を重ねていきながら、お互いの意見の中で譲れるもの、譲れないものという、そういうものをやはり協議をしていくということが

大切であると、そのように思っておりますので、今後もその協議を継続していきたい。ただ、その報告の中で、令和5年4月1日については、三瓶文化会館の中でのセンタースタートという案も出していただいておりますので、そういう方向を認識しながら話をしていきたいと思ってる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

もう質問はできないというチンででしょうかね、そういうふうは今理解をいたしました。

この小規模多機能については、私も冒頭に言いましたように、本当に今後の西予市についてやらなくてはいけない制度だと思っております。

ただ、ここで何度も言いましたように、進め方ですよね、西予市のこの小規模多機能については、雲南市を見本として見にも行かれたりしたと思うんですけども、雲南市は以前も何回も言いましたけども、理事者は基本条例から下から積み上げてつくっとるんですよ。

西予市は平成23年度から地域づくり交付金でスタートしたとはいえ、小規模多機能を本格的にしたのはこの3年、4年ぐらいなんじゃないかなと私は思います、市民の人が理解してきたのは。そういうことを考えたら、やっぱり今からの1年が本当に住民の方が腹入りして地域づくり活動センターというものに魂が入る、来年4月に。もう大事な1年やないかと思えます。

本当はもうちょっと質問したかったんですけども、本当はこれでもう最後にしたいなと思ったんですが、また6月もするかもしれませんけれども、またそういうふうな取組をぜひお願いして、今回は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月7日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時08分

第 4 日

3月7日（月曜日）

令和4年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 3月 7日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 3月 7日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和4年 3月 7日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前11時52分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| | | | (午前11時20分退席) |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 宗 正 弘 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総 務 部 長 山 住 哲 司 | | |
| | 政 策 企 画 部 長 下 澤 広 幸 | | |
| | 生 活 福 祉 部 長 兼 | | |
| | 福 祉 事 務 所 長 藤 井 兼 人 | | |
| | 産 業 部 長 兼 | | |
| | 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 酒 井 信 也 | | |
| | 建 設 部 長 三 瀬 計 浩 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 会 計 管 理 者 三 瀬 功 | | |
| | 消 防 本 部 消 防 長 酒 井 広 一 | | |
| | 教 育 部 長 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

- | | |
|---|---|
| <p>1 一般質問</p> <p>2 議案第 3 号 財産の無償譲渡について</p> <p>議案第 4 号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 5 号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 6 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 7 号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 8 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 9 号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 10 号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 11 号 市道路線の廃止について</p> <p>議案第 12 号 市道路線の認定について</p> <p>議案第 13 号 西予市営土地改良事業の施行について</p> <p>議案第 24 号 令和4年度西予市一般会計予算</p> <p>議案第 25 号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算</p> <p>議案第 26 号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 27 号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第 28 号 令和4年度西予市介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 29 号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計予算</p> <p>議案第 30 号 令和4年度西予市水道事業会計予算</p> | <p>議案第 31 号 令和4年度西予市簡易水道事業会計予算</p> <p>議案第 32 号 令和4年度西予市公共下水道事業会計予算</p> <p>議案第 33 号 令和4年度西予市病院事業会計予算</p> <p>議案第 34 号 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算</p> <p>議案第 55 号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>3 議案第 56 号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 57 号 西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 58 号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 59 号 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 60 号 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> |
|---|---|

本日の会議に付した事件		議案第 3 1 号	令和 4 年度西予市簡易水道事業会計予算
1	一般質問	議案第 3 2 号	令和 4 年度西予市公共下水道事業会計予算
2	議案第 3 号 財産の無償譲渡について	議案第 3 3 号	令和 4 年度西予市病院事業会計予算
	議案第 4 号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 4 号	令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
	議案第 5 号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 5 号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 6 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	3 議案第 5 6 号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 7 号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 7 号	西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 8 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 8 号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 9 号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 9 号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 0 号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 6 0 号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 1 号 市道路線の廃止について		
	議案第 1 2 号 市道路線の認定について		
	議案第 1 3 号 西予市営土地改良事業の施行について		
	議案第 2 4 号 令和 4 年度西予市一般会計予算		
	議案第 2 5 号 令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		
	議案第 2 6 号 令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計予算		
	議案第 2 7 号 令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		
	議案第 2 8 号 令和 4 年度西予市介護保険特別会計予算		
	議案第 2 9 号 令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		
	議案第 3 0 号 令和 4 年度西予市水道事業会計予算		

開会 午前9時00分

○佐藤議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、14番中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

改めまして皆さんおはようございます。議席番号14番中村です。

ただいま議長から許可をいただきましたので7項目について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、防災対策の西予市総合防災マップについてお尋ねします。

この最新の防災マップは、昨年7月、西予市から市内の各世帯に配付されたものです。このように色刷りで非常にわかりやすくなっております。指定避難箇所一覧が20ページから74ページまで地図で地域ごとに示され、想定される災害として、土石流、崖崩れ・地すべり、洪水、津波・高潮、大規模な火事の5種類に分類されています。指定避難所にはそれぞれマル・三角・バツ印があります。これを見ますと、リアス式海岸や山間地では平地が少なく、災害リスクのない安全な土地が限られていることから発災時に被災する可能性のある指定避難所がたくさんあるように見受けられます。

そこでお尋ねしますが、市内にある5種類の避難所、避難場所の箇所数と垂直避難所についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

西予市におきましては、現在指定しております緊急避難場所は139カ所、うち津波緊急避難場所は101カ所、津波緊急避難場所のうち津波避難ビルとして1カ所、指定避難所は109カ所、福祉避難所は17カ所でございます、合計で265カ所となっております。

また、垂直避難箇所との御質問でございましたが、特別に垂直避難箇所としての指定は行っておりません。洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に立地をいたします指定避難所のうち、コンクリート造り等堅牢な施設であり、上階へ避難することで危険を回避できる施設を三角として表示をさせていただいております。本市の広大で多様な地形上、各種災害に応じた避難対策が必要となりますので、今後も総合防災マップにより周知、啓発には努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

指定避難所とは、災害のために避難した住民が被災の危険がなくなるまで一定期間滞在して生活ができる施設で、公民館や小中学校が指定されているものが多いのですが、指定避難所のうち災害危険区域3区域あるわけですが、土砂災害、洪水、津波の区域内にある指定避難所の総数と比率はどの程度あるかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

災害危険区域3区域内にございます指定避難所の箇所の数についてお答えをさせていただきます。

指定避難所の109カ所のうち洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波浸水想定区域内のいずれかに該当する施設は80カ所、73.4%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問ですが、ただいまの説明では 109 カ所の指定避難所のうち災害危険区域内に 80 カ所、約 73%が立地しているとの答弁でございましたが、これは非常に多い数で危険だなと感じたところでございます。災害危険想定区域内の施設を安全な場所へ移転する考えはあるのかないのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員御指摘のとおり、指定緊急避難場所及び指定避難所はより安全な場所を指定するのが原則であると認識はいたしております。しかしながら、西予市の地形上、特に沿岸部の津波浸水想定区域等を鑑みますと、全ての安全性を確保できる施設を指定することは現実的には困難であるとともに、仮に候補地があったといたしましても、移転・改築、防災に特化した施設建設は財政的な面からも現状としては困難であると考えております。この傾向は全国的にも見られるところでございまして、現在のところ災害種別に応じた避難所の指定を行っているところでございます。公共施設の在り方は今後議論となってくると考えておりますが、防災の視点から見たまちづくりに関しましては、現在進めております事前復興計画の中でも議論をしてまいりたいと考えております。

なお、防災に特化した施設建設等につきましては、令和 3 年第 4 回定例会の竹崎議員からの御質問にも答弁させていただいておりますけれども、国が進めます国土強靱化政策に基づく関連事業、また、他の地域におけます取組事例などを収集しながら研究してまいりたいと考えております。

今後とも、災害種別に応じた適切な避難所の開設及び市民の皆様にも避難の在り方につきまして、周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

想定どおり移転は大変困難であることがよくわかったわけですが、次に、指定避難所の備蓄倉庫や電気通信施設が浸水しないように対策がとられているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほどの答弁でも述べさせていただいておりますが、災害種別に応じた避難所の開設を行うことを原則といたしてございまして、想定されます災害が発生するおそれがある場合は開設しないことを原則としております。このことから、避難所が使用できる前提で各種資機材の整備を行っているところでございます。

しかしながら、特に沿岸部の津波対策につきましては、浸水想定外の高台への市の防災倉庫の設置、防災倉庫を自主防災組織に貸与し津波緊急避難場所への設置を行っているところでございます。

また、防災行政無線につきましても、通常の屋外拡声子局に加えまして高台局を設置いたしまして、津波災害により通常局が被災した場合にも対応できるようにいたしております。

今後も、災害種別、立地状況を踏まえまして、ライフライン事業者等とも連携を図りながら対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、南海トラフ巨大地震についてですが、国においては南海トラフを震源とするマグニチュード 8 から 9 クラスの地震が 30 年以内に 70 から 80%の確率で発生すると予想しております。この地震災害に備え、災害応急対策の実施体制の構築は喫緊の課題であります。

西予市での震災時直後の第 1 の問題点は臨海部の津波災害、山間部の土砂災害、各地で発生する火事だと思っております。特に、消火、救急、治安、復旧関係の車両が利用できる道路の確保も大変重要となってまいります。地震発生後は直ちに救命救助活動、緊急物資の輸送等が必要となりますが、

道路は瓦礫の散乱、電柱倒壊、火災の発生、放置車両等で交通麻痺が発生して災害対応に大きな支障となることが予想されます。

そこで、災害時応援協定についてですが、これは災害発生時における各種の応急復旧活動に関する人的・物的支援について地方自治体と民間事業者や関係機関との間で、また自治体間で締結される協定であります。

そこで、災害時に消防・救急活動を維持するための民間との協力協定についてですが、災害時の燃料優先供給協定について、現状はどうなっているかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

燃料優先供給協定についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、大規模災害発生時の燃料確保に関しましては、緊急災害対応車両のみならず病院等の災害拠点施設への給油等、大変重要なことであると認識をいたしております。現在、市といたしましては、消防本部が災害時における燃料の供給に関する覚書を市内2カ所の災害対応型給油所として締結をいたしておりますが、そのほかの協定等は締結をしていない現状でございます。

また、県におきましては、県と石油連盟との間で災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書が平成28年10月に締結されており、大規模災害発生時に重要施設に対する円滑な給油がなされるようあらかじめ登録した県内の重要施設に優先的に供給する内容となっており、西予市におきましては、この西予市役所本庁舎と西予市民病院の非常用電源の燃料タンクが指定をされております。緊急車両等への優先給油と一般の方への給油につきましては、これまでの大規模災害時にも課題として挙げられてきたところです。今後も他地域の情報等を収集しながら、事前対策につきまして検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

続きまして、レッカー移動協力、重機リース協力協定についてであります。

地震災害発生直後にいち早く通行可能な道路を確保し、早期復旧につながる放置車両の撤去により、緊急車両の通行を確保、災害支援物資の円滑化に向けた対応となりますが、レッカー所有の自動車関連事業者と西予市のレッカー移動協力、重機リース協力協定の締結について、現状はどうなっているかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

レッカー移動、重機リースの協力協定の現状につきましてお答えをさせていただきます。

現状におけます大規模災害時における道路啓開等の応急対策業務に係る協定につきましては、社団法人愛媛県建設業協会西予支部と大規模災害時における応急対策業務に関する協定書を締結し、御協力をいただくこととなっております。

しかしながら、広域かつ多様な災害が想定される大規模災害時におきましては、市内の建設業者のみでは重機等の保有状況等から考えましても、複数の現場を同時進行で対応することは大変困難であると言わざるを得ないと考えております。さらに、国・県・市が同時に対応に当たるということになるため、ますます現場は混乱することが考えられます。

災害時の放置車両対策につきましても、国におきまして平成26年11月に災害対策基本法の一部が改正をされ、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路の管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずることとされました。しかしながら、その対応は各道路管理者に委ねられている状況でございます。

今回、議員より建設関係リース会社並びにレッカー対応可能業者等との協定締結につきまして御提案をいただきました。現在、県内におきましても、重機リース会社やレッカー事業者との協定締結の事例も見受けられることから、当市におきましても市内業者等の状況を鑑みながら検討をしてみたいと考えております。

また、機械が充足いたしましても操作員が足り

ないという状況も考えられます。建設業者に限らず、そういった免許保持者等の把握、また、地域・消防団等においても日頃からそういった把握を行っていただきたく、そういった啓発も必要ではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいま説明いただきましたように建設業界も衰退してきております。そういうことで建設業界だけに頼っても駄目なのではないかという説明がありました。そのとおりだと思っております。私の地元山田にリース会社がございますが、そこで先日お伺いしましたところ、汎用の機械でありますバックホーは常時 50 台から 100 台置いておるといようなことで、非常に台数的には十分足りてはおります。

次に、重機の操作資格取得の促進についてお尋ねいたしますが、災害発生後の倒壊家屋や崩壊土砂の撤去で活躍いたします重機のオペレーター不足とならないよう重機を扱える消防署員や消防団員、自主防災のボランティア等が増えれば大規模災害への備えになると、これらについてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほども申し上げましたが、重機等の車両がありましても、特殊性のある車両免許保持者が限定されるということは十分に想定されるところでございます。

議員御指摘のとおり、市職員、消防職員、消防団員にオペレーターを確保しておくことも災害対応から見れば重要であると考えますが、個人資格の取得に公費をとの考えも一方では出てくるのではないかと思います。また、その免許の特殊性からも日常の訓練等が非常に重要になってくるものと思われまます。県内におきましても、消防団の育成や中小企業支援の観点から講習会や資格取得への助成が僅かながら見受けられますが、大規模災害を想定した取組は行われていない現状にごさ

います。

今後は、建設業界との連携強化はもとより、消防団や自主防災組織など地域防災の中で免許保持者を把握、登録しておくなど、多様な方法をもって検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

災害発生時の早期の道路啓開活動は道路管理者だけではできないと思っております。引き続き御検討いただきたいと思います。

次に、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者への対応についてでございますが、個別避難計画作成への取組について、要支援者名簿の作成状況を含めお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

避難行動要支援者の個別避難計画の作成状況についてお答えをいたします。

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦などの要配慮者のうち、災害から身を守るため安全な場所に避難する際に支援を要する方々のことでございます。2011 年に発生した東日本大震災では、要支援者に対して情報提供や避難、避難生活など様々な場面で対応が不十分な場面があったことを教訓として、要支援者に係る名簿の整備・活用を促進することが重要であると認識され、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

西予市におきましても避難行動要支援者名簿を作成し、情報提供の同意を得られた方につきましては、平常時から自主防災組織や民生委員などの地域の協力者へ名簿を事前提供することで、要支援者の情報共有を図り、もしもの災害に備える取組を行っております。

また、名簿の整理とともに進めておりますのが個別避難計画の作成でございます。個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりについて緊急時の家族等の連絡先、避難場所や避難経路、避難

を支援していただく近隣協力員や避難時に配慮しなければならない事項等をまとめたものでございます。市では、平成 30 年 7 月豪雨災害や全国的に多発する大規模災害を受けて、避難行動要支援者への具体的な個別避難計画の作成が急務であると考え、令和 2 年 1 月に西予市避難行動要支援者支援計画を策定し、個別避難計画の作成促進に取り組んでおります。

令和 3 年度は愛媛県の実施する地域内の防災・福祉関係者等が連携し、実効性のある個別避難計画の作成・検証を効果的かつ効率的に行う体制を構築するモデル事業に手を挙げ、取組状況及び課題を共有するワーキンググループへの参加や、災害リスクや自主防災組織の取組状況から選定した市内 4 地域において、個別避難計画作成のプロセスの共有や計画活用を想定した避難訓練を実施いたしました。事業実施を通して作成の促進を図ることができましたが、高齢化に伴う避難支援協力者の確保の難しさ、作成後の管理や情報整理、地域における多様な組織間の連携など多くの課題も見えてまいりました。

市としましては、今後はこれらの課題を踏まえ、避難行動要支援者に限らず、自主防災組織をはじめ地域協力者となる市民の皆様を対象に、本事業の目的や必要性の周知徹底を図り、その上で地域を主体とした個別避難計画作成の体制構築を目指し、関係機関等への協力依頼を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいま説明もいただきましたが、個別避難計画を策定しても発災時には種々の問題が想定されるわけでございます。これらの対応について、重ねてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

災害は予測不能で突然起こり、行政の機能が大きく損なわれることも想定されます。当然、支援

者である方も被災する可能性があり、この個別避難計画は必ずしも避難支援が約束されるものではございません。

しかしながら、日頃から地域での情報共有、体制整備や避難訓練の実施など、個別避難計画の作成を通して防災に対する意識の向上を図っていくことが、災害に強いまちづくり、安心安全に暮らせるまちづくりにつながるものと考えております。

市民の皆様におかれましては、日頃から自助・共助について考え、そして備えていただくとともに、個別避難計画が地域の避難に有効活用されますよう御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、水防法、土砂災害防止法についてであります。

平成 29 年 6 月の水防法、土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の施設管理者は避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となっています。洪水浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内には社会福祉施設、医療施設、学校の 3 施設はどの程度存在しており、それぞれ避難確保計画の策定状況はどのようになっているかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

避難確保計画の策定状況についてお答えをいたします。

水防法では、洪水浸水想定区域内の西予市地域防災計画に施設の名称が定められている要配慮者利用施設は 17 施設ございます。内訳は、社会福祉施設が 12 施設、医療施設が 3 施設、学校が 2 施設でございます。このうち避難確保計画を策定している施設は 14 施設でございます。率にしますと約 82% の施設が計画を作成しております。

次に、土砂災害防止法では土砂災害警戒区域内の西予市地域防災計画に施設の名称が定められている要配慮者利用施設は 37 施設ございます。内訳は、社会福祉施設が 23 施設、医療施設が 7 施設

設、学校が7施設でございます。このうち避難確保計画を策定している施設は30施設でございます。率にしますと約81%の施設が計画を作成していることとなります。

なお、計画未作成の施設につきましても、本年度、令和3年度中に作成予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

続きまして、避難訓練の実施も義務となっておりますわけですが、その実施状況はどのようになっていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

避難訓練の実施についてお答えをいたします。

水防法関係では、令和3年度に、先ほど答弁をさせていただきました17施設のうち14施設が避難訓練を実施しております。率にしますと約82%の施設が実施をしております。

次に、土砂災害防止法関係では、先ほど答弁させていただきました37施設のうち31施設が避難訓練を実施しております。率にしますと約84%の施設が実施をしております。

具体的には、6月の土砂災害防止月間を中心に各施設で避難訓練を実施しております。また、6月の全国統一日には要配慮者利用施設へ声かけをいたしまして、関係機関と連携した避難訓練を実施しております。令和3年度は要配慮者利用施設へ声かけをいたしまして、6月6日に愛媛県などの関係機関と連携をし一斉の避難訓練を実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま数字を挙げて説明していただきましたが、そのうち実施が義務づけられているにもかかわらず、いまだ避難訓練が未実施のところは20%弱あるようですが、これは問題だと思います。

医療施設での未実施が多いと聞いておりますので、早急な取組をお願いできたらと思っております。

続きまして、学校防災、防災教育についてありますが、皆さん御承知のとおり、東日本大震災が発生してから今週の金曜日11日で11年となります。このとき、多くの子どもが亡くなっております。石巻市の大川小学校では校庭に78人の生徒が避難しておりましたが、この生徒78人のうち74の方が亡くなられております。また、教職員も11人おられたわけですがそのうち10人が亡くなられております。防災の知識が教職員や子どもにもあれば死なずに済んだわけです。一方、同じ釜石市の釜石東中学校と鶴住居小学校の全生徒は地震発生と同時に高台に避難しております。津波から結果逃れることができました、全員逃れました。いわゆる釜石の奇跡と言われておりますけれども、これは何も奇跡ではありませんので教育のたまものだと言われております。私たちは自然災害から逃れることはできません。行政や地域が連携して学校防災教育を充実させる必要があるわけです。

そこで、防災訓練、防災教育の実施状況についてですが、児童生徒に質の高い防災教育を施すためには、教職員の防災に関する意識と知識、さらには指導力の向上が求められております。学校の避難訓練や防災に関する教職員の研修、児童生徒の防災教育の実態について御説明いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

避難訓練につきましてでありますけれども、各小・中学校におきましては、年間4回から7回の避難訓練を実施しております。緊急地震速報を活用した避難訓練や予告なしの避難訓練を行う学校が増えてきており、実際に災害等が起こった際の児童生徒の判断力や行動力を向上させることにつながっていると考えております。Jアラートやシェイクアウトえひめを活用した避難訓練にも各校積極的に取り組んでいるところでございます。

続きまして、防災に関する教職員の研修につきましてありますが、教育委員会学校教育課が主体となりまして、西予市防災教育推進連絡協議会

を年間1回から2回開催をいたしまして、公立幼稚園、小・中学校の教職員を対象に研修を行っております。愛媛県教育委員会や西予市危機管理課をはじめとする関係各課とも連携をいたしまして、防災教育に関する教職員の資質向上に努めているところであります。また、愛媛県教育委員会も毎年、教職員防災管理研修会を開催しております、各園・小中学校の防災教育の充実を図っているところであります。

各校における児童生徒を対象といたしました防災教育に関しましては、各校の防災教育担当者による講話を行ったり、防災の専門家を講師に招聘をいたしまして講演を行ったりし、防災教育の充実を図っているところであります。また、西予市災害伝承展示室を活用した防災教育にも各校積極的に取り組んでいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、関連する防災対策ですが、通学路等の危険箇所についてお伺いするわけですが、昨年6月28日に発生しました千葉県八街市で下校中の小学生の列に飲酒運転の大型トラックが突っ込み、2人が死亡、3人がけがを負う事故が発生しております。

危険通学路全国緊急点検結果が昨年末に報告され、閣僚会議で総理は「来年度末までに対策が必要な危険箇所の解消を目指す」と言われております。

危険箇所の抽出とその対策についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

通学路の危険箇所対策につきましては、西予市通学路安全対策プログラムに基づき、各小・中学校の通学路の危険箇所を抽出しております。抽出された危険箇所については、道路管理者と警察署、教育委員会、学校関係者で構成をいたします通学路安全推進担当者連絡会議の中で対応機関や対策方法について協議をいたしまして、安全対策に取

り組んでいるところであります。本年度の対応状況でございますけれども、本年度は各校から新たに25カ所の危険箇所が抽出をされております。内容としましては、車道の外側線、横断歩道、一時停止の整備が必要な箇所が9カ所、道路標示の補修が必要な場所が4カ所、路面の補修が必要な場所が5カ所、道路の改良を求める場所が3カ所、速度超過と思われる車両に対して注意喚起や取締りを要望する場所が4カ所となっております。抽出されました危険箇所につきましては、先ほど申しました通学路安全推進担当者連絡会議において対応機関を確認しまして、対応機関において順次対策に取り組んでいるところであります。

今後も西予市通学路安全対策プログラムを継続いたしまして、通学路危険箇所の抽出と対策に取り組んでいく予定です。各小・中学校には、年間通して危険箇所が確認され次第、教育委員会に報告するよう伝えてあります。道路管理者、警察、教育委員会と各機関が相互に連携をいたしまして、必要に応じて合同点検等を行い危険箇所の解消に向けて取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

次に、危険箇所対策についてでございます。

平成30年の大阪北部地震では、倒れてきた学校のブロック塀の下敷きとなり小学生が死亡しております。学校や保育施設が管理するブロック塀は、再整備や撤去対策はその後完了していると思っております。

しかし、民家のブロック塀は個人財産で、補強や撤去が強制できないので、不適格なものが存在するのではないかと思っております。

ふだん通勤や通学で利用している道路沿いに危険なブロック塀やコンクリート塀はないかどうか、どの程度実態調査をしているのか、学校や個人所有のものにどの程度の対策を実施したのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

学校施設におきましては、平成 30 年度に小中学校のブロック塀等を一齐に調査をいたしました結果、平成 30 年度に三瓶中学校 1 カ所、宇和町小学校 1 カ所、令和元年度に三瓶中学校 1 カ所、野村小学校 3 カ所のブロック塀を撤去し、令和 2 年度には三瓶小学校のコンクリート塀の撤去を実施しております。

個人所有の工作物につきましては、平成 30 年度以降、通学路安全推進担当者連絡会議において抽出された通学路における危険箇所の該当はございません。通学路の危険箇所の抽出により個人所有の工作物等が該当するという事となれば、関係課と調整を図りながら安全対策について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

かなり対策が進んでおるようにお見受けしました。

再質問になりますが、危険な塀の改修に西予市から補助金はあるのかどうか、重ねてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

市では、地震に対する市民の安全と安心を守るため、西予市のブロック塀等の倒壊等による災害を防止し、地域住民の避難経路を確保することを目的といたしまして、西予市ブロック塀等安全対策事業補助金を交付しております。

本事業は、避難路や通学路などの沿道にあるブロック塀等を除却または建て替えを行う所有者に対しまして、30 万円を限度に対象事業費の 3 分の 2 以内を補助するものでございます。平成 31 年度から実施をしており、今年度を含めましてこれまでに 8 件補助をしております。来年度、令和 4 年度につきましても 5 件分の予算を計上しており、市の広報紙等で周知をするよう準備を進めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

最後の項目に移りますが、地域歴史遺産の保存と活用についてでございます。

西予市文化財保存活用地域計画について、策定作業の経過と今後の方針、課題についてでございますが、この件では 2 年前の令和 2 年 3 月 4 日に一般質問をいたしました。

松川教育長の答弁は「計画策定に当たっては専門家や住民、観光関連団体などから成る協議会を設置し、そこでの意見をもとに西予市の地域資源の抽出、歴史的特徴などを明らかにし、その特徴などにふさわしい保護と活用のための措置を盛り込んだ計画を 3 カ年程度を目安に市主体で策定していきたいと考えている」とのことございました。

あれから 2 年、西予市文化財保存活用地域計画の策定作業の経過と今後の方針や課題についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

松川教育長。

○松川教育長

御答弁申し上げます。

まず、文化財保存活用地域計画についてであります。この計画は、各市町村が文化財の保存や活用に関しまして、その目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載しました基本的な行動計画のことでございます。

西予市では、令和 2 年度から 4 年度までの 3 カ年で案を作成しまして、令和 5 年度に国の認定の申請をする予定であります。これまで、西予市の概要と文化財の把握、各種関連計画の把握、本市の歴史文化の特徴を抽出するなど、そういったことに取り組んでいるところでございます。また、令和 3 年 1 月から各公民館を通じまして、地元の歴史や文化に関心のある方々数名をお願いをいたしまして、公民館においてヒアリングを進めているところでもございます。コロナ禍によりまして、多くの人に集まっていたいただいて御意見を伺うことがなかなか難しい状況下ではありますが、これまでに伝統芸能や地域のお祭り、年中行事などが多

くの地域で存続の危機に瀕していることをはじめ、文化財の保存や活用に関する様々な課題を把握することができたと考えております。

計画の策定に当たりましては、考古学などの専門家や観光物産協会、商工会、県教育委員会の文化財保護担当者、市役所内の関係課長など 12 名から構成されます協議会を設け、年間 2 回協議会を開催し御意見を頂戴しているところでございます。

今後は、市民ヒアリングと協議会で頂戴いたしました御意見を集約して、文化財の保存と活用に関する課題を整理し、課題に対する方針、方針に基づく措置などを検討するなど、令和 4 年度中に計画を取りまとめることといたしております。具体的な内容につきましては、今後の議論によることとありますので現時点ではお答えいたしかねますが、西予市の歴史文化の特徴を生かしながら市内の文化財を後世に伝承するとともに、文化財を地域づくりに役立てられるよう計画の策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの説明を聞いておりますと、コロナで十分市民からの意見が聴取できていないような部分もあるようでございますが、引き続き市民からの意見が反映された地域計画となるよう努めていただきたいと思っております。

再質問になりますが、県内他の市町の地域計画策定の取組状況はどうなっているかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

県内での取組状況でございますけれども、県内では松野町の地域計画が令和 2 年 12 月に国の認定を受けております。このほか、地域計画の作成につきましては、西予市が令和 2 年度から、松山市が令和 3 年度から作成に取り組んでいるというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの説明を聞いておりますと、この計画に対する取組は非常に西予市は先行しておるのかなと思っておりますのでございます。

再質問になりますが、この地域計画を作成することで西予市にとってどんなメリットがあるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

計画のメリットということでございますけれども、地域計画を作成いたします過程におきましては、地域の歴史文化遺産を文化財の指定・未指定にかかわらず総合的に把握をした上で、西予市の歴史文化の特徴を明らかにしてまいります。こうして明らかにされた西予市の歴史文化の特徴を活用したまちづくりを進めていくための方策を示し、ほかの様々な計画と調整しながら具体的な計画を立てるといえることができるようになる点が大きなメリットの一つでございます。また、国庫補助のメニューによっては地域計画に具体的な活用方策が定められている場合は優先的に再採択されるであつたか、補助率が加算されるものがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問になりますが、先般、笠置峠古墳の県史跡指定について令和 4 年 2 月 8 日の県教育委員会定例会で決定されたところです。地元に住んでいる者として大変うれしく思っております。

そこで、史跡伊予遍路道についてお尋ねします。

令和元年 6 月 21 日、国の文化審議会は、43 番札所明石寺境内と、次の 44 番札所大寶寺までの 67.2 キロのうち、明石寺から 755 メートル、峠を越えて宇和文化の里方向への伊予遍路道大寶寺道を国の史跡として追加するよう答申しまして、令和元年 10 月 16 日に官報告示されているところです。指定からしばらく経っておりますが、案内看板などが設置されておられませんし、今後の設置

計画があるとすれば、その辺をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

明石寺境内と大寶寺道の関係ですけれども、先ほど議員おっしゃいましたとおり、令和元年10月に国史跡伊予遍路道に追加指定をされました。指定をされました遍路道の管理につきましては、「四国八十八ヶ所と遍路道」世界遺産登録推進協議会の資産の保護措置部会が、令和3年3月に史跡四国遍路道共通管理計画を策定されました。

御指摘の案内標識等の設置につきましては、共通管理計画に基づき、西予市が個別の保存管理計画を策定し対応すべきところでございます。文化財や土地の所有者等と相談の上、必要な説明表示等の設置について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

なるべく早く設置できるようよろしく願いいたします。

これで質問を終了しますが、最後に、石城地区ではこの冬 62 羽のツルが越冬しておりました。ナベヅル、マナヅルの2種類でございましたが、昨日まで 58 羽のナベヅルが残っていたのですが、どうも聞くところでは昨日シベリアのほうへ飛び立っていったように聞いております。一時、大型風力発電施設の影響からかなり数を減らしておりましたが、年々回復してきております。地元の日常風景ともなってきた地域の皆様も大変喜んでおります。今年の秋もさらなる飛来を期待しているところでございます。

ありがとうございました。以上で質問を終了いたします。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前時分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 15 分）

次に、1 番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

1 番和気数男。議長より質問の許可がございましたので質問をさせていただきます。

まず最初に、本日は、たくさんの傍聴ありがとうございます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策について質問をさせていただきます。

オミクロン株の感染拡大が連日続いております。最近の予測では、第6波が収まり切らないで、第7波の襲来予測もあり、厳しいコロナとの戦いは続いています。2月3日には、全国の1日当たりの新規陽性者数が10万人を超え、愛媛県においても300人を超える感染者が報告されて、以後、高止まりの日が続いております。西予市でも複数の新規陽性者が連日報道される日が続き、医療・介護・福祉従事者などにおいては、特に厳しい日が続いております。1日も早い収束が望まれております。

第6波の感染が始まったときからワクチンの確保が遅れ、かつてない感染拡大になることが指摘をされておりました。先日、尾身会長から感染拡大はワクチン接種の遅れが原因だとの指摘があり、政府の責任は重いものがあります。

それでは質問に移らせていただきます。

1 番は、既に酒井議員の質問もありましたので、2 番高齢者や子どものワクチン接種状況から質問をいたします。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

高齢者、子どものワクチン接種状況についてお答えをいたします。

当市におきましては、国の方針に基づき、昨年12月中旬から医療従事者等の追加接種を開始し、本年1月以降、高齢者施設の入所者、従事者の接種を実施、現在、一般高齢者等の接種を進めております。

接種方法としましては、初回接種と同様、市内各医療機関における個別接種にて実施しておりますが、オミクロン株の急激な感染拡大により接種間隔が前倒しされ、6カ月経過すれば接種できるという方針に転換されたため、18歳以上の追加

接種対象者約 2 万 8600 人のうち、2 月末までに約 1 万 7300 人の市民に接種券を送付しており、3 月以降も 6 カ月間経過した方々に順次接種券を発送し予約を受け付けているところがございます。

昨日までに、対象年齢 18 歳以上の市民で追加接種が完了した方は 1 万 2866 人となっており、接種率は 44.9%でございます。3 月末までに対象者の 3 分の 2 に当たる約 1 万 9000 人の方の追加接種が完了する見込みとなっております。そのうち 65 歳以上の高齢者の追加接種が完了された方は 1 万 331 人で、接種率は 69.8%、約 7 割の方が接種を終えられている状況でございます。

また、3 月 12 日から 5 歳から 11 歳への小児用ワクチンの接種も並行して行うこととし、現在、段階的に接種券を発送し予約を受け付けているところでございます。接種につきましては、市内の 2 つの医療機関における個別接種とし、大人用のワクチンと同様に 2 回接種を行うこととなっております。接種間隔につきましても同様に、1 回目接種から 3 週間後に 2 回目を接種することとなります。接種するワクチンは、ファイザー社製の小児用ワクチンで、12 歳以上に接種するワクチンとは別物となっており、接種量も 0.2 ミリリットルと少なくなっております。

小児用ワクチンの接種については、それぞれの御家庭で接種による予防効果や安全性などを十分に検討された上で御判断いただきますようお願い申し上げます。対象者の保護者の皆様には、接種券とともに、厚生労働省が発行しておりますリーフレットを同封しておりますので、ぜひお目通しいただき、接種の参考としていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

続きまして、PCR 無料検査でございます。状況をお願いしたいと思います。

この無料検査は、2 年前の 6 月議会で私が初めて質問したわけですが、ようやく今現在無料検査が行われている状況になっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

PCR 等無料検査の実施についてお答えをいたします。

愛媛県では、県内の感染拡大を契機に 1 月 5 日から県内全域において、医療機関、薬局などで無料の PCR 検査等検査及び抗原検査を行っております。当初は無料検査期間を 2 月末までとしておりましたが、感染状況に鑑み 3 月末まで延長されることとなりました。

西予市においても、医療機関では宇都宮内科クリニックにおいて、薬局ではレディ薬局宇和インター店とレディ薬局れんげ店において検査が可能となっており、医療機関においては PCR 検査もしくは抗原検査、薬局においては抗原検査が受けられることとなっております。

令和 4 年 3 月 4 日時点での愛媛県全体の検査実績は 4 万 911 件となっておりますが、全国的に検査キットの不足の影響で検査を一時休止としている検査箇所もあり心配をしております。依然としてオミクロン株による感染拡大が続いているため、今後も検査数は伸びていくのではないかと推測しております。

検査が必要な場合は、事前に電話でお問合せの上、検査を受けていただきますようお願いいたします。

ただし、発熱やせきなど体調不良の方は検査を受けることはできません。症状のある方は、事前に電話で連絡の上、医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

次に、経済対策についてお伺いいたします。

西予でこれからどのような対策をされるのか質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまの西予市独自の経済対策についてお答えをさせていただきます。

当市におきましては、なお長引く感染拡大の影響により、地域経済の低迷が続いていることを踏まえ、各団体の皆様の要望に応えるべく、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限活用し、市独自の施策を令和4年度に計画をしております。

主なものとしたしましては、昨年度から引き続きとなりますジオツアー事業を限定400名で実施するとともに、新たな取組として、西予市の魅力を全国に広めることで新たな付加価値を生み出し、ひいては市内経済の促進と消費を促進するため、著名人を起用して、西予市を舞台に旅行電子冊子及び紙媒体冊子の発行及び動画などを作成するアフターコロナを見据えた観光振興事業を計画いたしております。

また、昨年度実施いたしましたお中元及びお歳暮フェア、また新たな取組といたしまして、市外からの誘客促進のためのバス・タクシー事業者支援事業にかかる経費につきまして、実施主体であります市観光物産協会に対する補助金を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策を目的とした店舗環境の改善及び衛生用品または備品などの購入に対して、市内中小企業者等に対して補助する店舗リニューアル補助金事業を実施するとともに、愛媛県が定める愛顔の安心飲食店認証制度に基づき、感染症予防対策を講じているとして県の認証を受けた飲食店に対して給付する愛顔の安心飲食店環境構築給付金事業を計画しております。

いまだ終息気配が見えない中で、これからも地域経済の停滞が心配されるところであります。今後も幅広い業種の状況を把握するとともに、国や県の施策も最大限活用しながら、感染症の状況を常に注視して、地域経済への支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

先日私3時間ぐらいかけて、野村町内ですが回っているようなお話を聞いてまいりました。

その中で、やはり事業者の方で、いろいろな助成

事業まだ知らないという方やガソリンスタンドを経営されておられる方は、ガソリンの値上げによって売上げが増えておるけども利益は全然増えてないと言われる方もおられました。そういったことはガソリン税については政府もトリガー条項などいろいろ対策が近々あるようでございますが、いろんな補助については、ぜひこれからも周知に努めていただいて少しでも助けになるような政策をとっていただきたいと思っております。

それから国と県の直接の補助金、そのことはなかなか市内ではつかめないようでございますが、できましたら、ひとくくりついたところでどれだけの助成金が西予市に来とるのか、そういったことを把握して公表をしてもらったらと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に、感染状況の周知について、これはこの前酒井議員も言われましたが、本当町内の方はね、せめて旧町ぐらいは教えてくれやと、なるべくそこへ行かないようにするからということで、また出したわけでございますが、この前説明もありましたので答弁は求めませんが、そのことで、かえって詮索が始まらないのでいいのかなという気もいたしますが、そういう気持ちを住民の方持っておられることを再度お知らせしたいと思っております。

次、野村地域における認定こども園移行について質問いたします。

認定こども園の移行については、昨年議会にもやりますよという報告があつて昨年末から保護者への説明会が行われております。この説明会で多くの主に幼稚園の保護者の方からいろんな意見が出ていますのでございます。

先週3月4日に井関議員の質問があり、アウトラインは大分わかりましたが、また、私も変わった観点で質問いたします。

市が行った保護者向けのアンケートを読ませていただきました。それから、保護者や関係者、地域の方からも意見をいただきました。このことについて報告をさせていただきます。それでこのアンケートの中にすばらしい回答がありましたので若干報告をさせていただきます。

私は野村出身ではありませんが、子どもが野村幼稚園に入園したとき、環境のよさに本当に感動し、親や友人に自慢しました。自然は豊かで、かつ小人数、先生方が子どもたち一人ひとりの可能

性を見出し伸ばしてくれました。運動会や発表会は毎年感動の連続でした。野村で子育てできてよかったと日々感じていました。12月の説明会では、野村幼稚園が歴史ある施設で、野村町の幼児教育・保育が大変すばらしいものだったことがわかりましたとともに残念です。こんないい幼稚園があるのに、少子化と老朽化を理由にやめるのは残念です。都会や街とは状況が違います。野村幼稚園、保育所ともに長い歴史があります。その土地のよさを大切にしないで野村町を愛せる子どもが育つのでしょうか。こんなときだからこそ、若い世代や保護者と教員、保育士が一体になり、地域に根差した幼児教育・保育を育んでいくべきではないでしょうかとあります。

このアンケートを読ませていただき、私は感動しました。ここに書かれておることは、保護者と幼稚園・保育園とが信頼し合い、地域に溶け込み、深い絆で結ばれた公立の幼児教育・保育が野村で60年以上行われてきたことを改めて教えていただきました。

そして、野村は、地域の結びつきが強いとよく言われますが、このように幼児期から地域に溶け込み、地域に根差した教育・保育が行われてきたことも大きな要因の一つでないかと思ひ、今後、どのような経営になろうとも野村のすばらしい幼児教育・保育を継承し、さらに発展させていくための思いを強くして、質問を行います。

まず最初に、現在の取組状況について質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

現在の取組状況についてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨災害後、新野村保育所建設検討委員会において幼稚園と保育所の将来的な一体化を見据えて最大で150名の園児が入所可能な施設として整備すべきであるとの御意見をいただき、新野村保育所は150名の園児を受け入れることが可能な施設として整備をいたしました。その後、保育所、幼稚園ともに少子化の影響により入所児童数の減少が続いていく状況を鑑み、一定規模の集団の中で育つ保育環境を構築するため、今年度から保育所と幼稚園の統合による幼保連携型

認定こども園の移行に向けた具体的な調査・研究を開始いたしました。

認定こども園の調査・研究に当たっては、令和3年7月から現場の保育士等の目線から必要な事項の検討を進めてきたほか、市外の認定こども園の視察を行ってまいりました。

令和3年10月には、会計年度任用職員も含む保育士等に対し、調査、研究結果の報告や幼保連携型認定こども園への移行についての説明を行い、その後、庁内関係部署と協議検討を経て12月西予市議会定例会の行政報告会で議員の皆様へ報告した後、野村保育所、野村幼稚園及び未就園児を対象とした保護者説明会を開催したところでございます。

保護者説明会後には、保護者アンケート調査を実施しており、質問や御意見のあった内容に対し、保護者説明会を再度開催する予定でございましたが、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて開催を見送っているため、令和4年2月17日付で保護者の皆様に対して文書で回答をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

続いて、惣川幼稚園はこのことによってどのように変わるのか、また惣川幼稚園への保護者の説明会は多分行われていないと思うんですが、行う予定はありますか。

それから、認定幼稚園への移行に伴って、どの程度の財政的な縮減が予定されているのかお伺いいたします。

それからもう1点、野村には検討委員会があったんですね。何でしたかね。そこに、平成30年8月につくった新野村保育所建設検討委員会に説明はなされておるのか、その3点について一括して質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

3点についてお答えをいたします。

惣川幼稚園につきましては、野村保育所と野村幼稚園の認定こども園への移行とあわせて、認定こども園との一体的な運営を図り、効果的、効率的な教育・保育を提供するため、現在の利用形態を維持したまま認定こども園の分園とする考えでございます。分園化によって利用園児や保護者の利用状況等が変わることはございません。このことにつきましては、令和3年12月16日に惣川幼稚園の保護者、未就園児の保護者を対象に説明会を行っております。

次に、2点目でございますが、認定こども園化による財政影響という御質問に対してお答えをいたします。

認定こども園化に伴いまして、年間で約4190万円の負担減を見込んでおります。内訳といたしましては、人件費が約2600万円の減、施設運営費が約300万円の減、スクールバスの送迎を廃止した場合には約690万円の減と試算しており、普通交付税の交付額につきましては、逆に人数が減りますので約600万円の増となります。

以上、財政影響額の答弁とさせていただきます。

最後の新野村保育所建設検討委員会へ報告したのかという御質問でございますが、新野村保育所建設検討委員会につきましては、被災しました野村保育所の早急な復旧のために、建設場所や建設規模、また将来に向けた野村地域の保育の在り方について検討をいただいた組織でございます。現在ではございません。委員会自体がもうありませんので報告はしていません。ただし、当時のメンバーだった方々につきましては、今後、野村地域でも地域住民を対象とした説明会を実施してまいりますので、その際にあわせて御意見等をいただくようにしたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

建設検討委員会では、認定子ども園への移行についても検討されておられますね。その結果、まだいろいろあるので見送ったというふうに記録が出ております。私は、ちょっとそこら辺が、もうその検討委員会がないから何も知らせないというのはちょっと筋が違うのではないかと思います。

こども園の移行についていろいろ検討されております。それで見送るという結果を出しております。新たにまた始めますというふうなことはやっぱり説明をしてから進めるのが本当ではないかと思っております。

いろいろ聞くところによりますと、その後一度も保護者や地域を含めた説明会は行われておりません。つまり、地元への説明もなく、いきなり市の内部協議だけで移行に向けた取組を、しかも2年という短い期限を切って始めたことに混乱の始まりがあるのではないかと感じております。

筋としては、まず地元建設検討委員会がそこまで過去において仕事をしてもらっておりますから、再開することの説明をして同意を得ることから進めるのが筋ではないでしょうか。市の内部協議だけで移行の方向性を決めたと、ちょっと私から見たらおかしいのではないかと思います。

行政のやり方を見ておきますと、野村の歴史ある保育所と幼稚園の役割を理解していないと思っております。この両施設は特に野村の地域の中にしっかりと根づいております。そのことを抜きにしていきなり、私から見たらあまり内容も練った内容ではないような説明が行われております。このことについてどう思われるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほど申し上げましたとおり、建設検討委員会自体はもう早いうちになくなっておりまして、協議につきましても、まずは内部で十分に調査研究をさせていただいて、保育園、幼稚園の職員にも御説明をさせていただいて、ある程度素案をつくった上で、地域の、まずは保護者の皆様に御説明をさせていただいて、今、御意見をいただいているところでございます。

今後、地域の方々にも御説明をさせていただいてさらに御意見をいただきたいと、そういった御意見をもって、最終的に判断をしていきたいというふうに考えておりますので、市といたしましては、十分な、今後も検討の機会を設けながら、野村地域、おっしゃるような長い歴史の中で幼稚園教育というものに力を入れている地域でございますので、私共といたしましては幼稚園教育をなく

さないようにと、その上で少子化に対応するために幼保連携型の認定こども園がいいのではないかという調査結果となりましたので、現在、そのように進めさせていただいておりますので、今後とも御協力をいただいたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

これから説明をするということであったかと思いますが、若干首をひねるようなところがあります。

もう一つ、この前の井関議員の質問の回答といろいろ見ておきますと、市の内部協議から始まった移行に向けた取組について、どうも、特に保育所や幼稚園の責任者といいですか、そういった方たちが市の内部協議の中に入って十分な意見を出してつくって説明にこられたというふうにはなかなか首をひねるところがあります。

保護者の方が問題、不安に思われるのはおそらくそういうふうに教育や保育の運営方法がなかなかわからない、細かいところまで詰めてないところから説明会を始めたことに大きな困難があるのではなからうかというふうに思っております。

その点についてはどうでしょうか。幼稚園や保育所の専門家を交えて十分に協議をしたのか。どの程度したのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、調査研究を始めた際には、当然保育所、幼稚園関係の方々にも入っていただいて調査研究を進めてまいりました。調査結果が出た後には、公立の園長会の中で園長先生とも情報共有をしながら、また、主任会等もありますので、そういったところでも情報共有し、職員とも情報共有をしながら検討をしてまいりました。

そういった検討内容を踏まえて、市の部長会なり、また、担当の福祉事務所や教育委員会など、また支所の担当者が集まって情報共有、また協議

をしながら話を進めてまいっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

十分協議はされたということでございますが、やはりその運営方法、どのようなことをするのか保護者の方には不安と映っております。さらにこのことについて、内部協議をされて十分な説明をされることを要望します。

次に、スクールバスの廃止方針について質問をいたします。

スクールバスをつくった時の状況、どういう状況でこれが生まれたのかについて説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

スクールバスを始めた理由ということで御質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

野村地区におきましては、4つの幼稚園を野村幼稚園に再編する際に検討協議が行われまして、その際にスクールバスを運行するというに至っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

私が聞いた話では、このスクールバス、湊筋、中筋、大和田、河成ですか、の幼稚園が4つの園に対して、市から合併をしてくださいと。それでスクールバスで送迎をしますというふうに始まったというふうに聞いております。ですから、御父兄の中には、これは話が違うんじゃないかという話が出ておりますがどうでしょうか。そのように、市から提案し実現したものですから、最低でも、今の制度のもとで入園、在園している園児が卒園するまで行うべきではないかというふうに思っております。御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

スクールバスの運行につきましては、現在、小学生の登校後と下校前に幼稚園の園児を対象として、小学校のスクールバスを活用した送迎を行っております。平成 27 年に 72 名いた幼稚園児も現在は 32 名と大きく減少しており、現在スクールバスを利用している園児は 8 名でございます。

また、認定こども園として幼稚園と保育所が一体となった際、同じ施設にも関わらず送迎がある子どもと送迎がない子どもとの差異が発生することとなります。

このような状況を総合的に勘案し、幼保連携型認定こども園化とあわせて、スクールバスの運行につきましては、保護者の皆様などからの御意見をいただき、今後在り方を十分に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

ほかの保育園児と差が出るからやめるということとはね、私はちょっと違うと思います。

それで、私は廃止ではなくて、さらに、地域から来ている保育園児、溪筋、中筋、大和田、河成から来とる幼稚園児も一緒に送迎に加えるようにすることを提案したいと思います。

子育てするなら西予でと市長もよく言われますが、その根拠となる政策が私には見えてきませんと常々思っておりました。管家市長の目玉政策として、子育てするなら西予でということを実体的に表現するためにも、この際、地域の幼児の送迎も加えて一緒に考えていただきたいと思っております。

特に野村は、災害後人口が減少し、家屋も減りました。廃止とか統合、支所職員の半減など続き、寂れる一方だと地元民は言ってます。ここらで明るい話題づくりのためにも、溪筋や中筋、大和田、予子林の少ない子どもたちにスクールバスのプレゼントを実施していただきたい、そのように考えていただきたい。そして、大きな声で子育てするなら西予でという西予市にしたいと思うんですが、市長いかがでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

保育認定の園児のスクールバスの利用について御質問いただきました。

保育所は本来保護者の責任において送迎を行っていただく観点から、平成 29 年度に城川地区の保育所統合により開園したしろかわ保育所でもスクールバスの送迎は行っておりません。ですので、今回も保育認定のお子様については同様の考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

それではもう送迎はしないということですか。

あと、市長、私先ほどの提案について、お考えを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま和気議員から保育園児についてもスクールバスを使って、そしてそのことが子育てをするなら西予の目玉になるんじゃないかろうかという御提案をいただきましたが、先ほど部長が提案をしましたように、保育の部分については野村だけではなく、全ての場所で保護者の皆さんが送迎を行っていただいている実態がございますし、そしてまた、送迎の時間等いろんなことを総合的にも解消しなければいけない問題もありますし、私としては、保育所につきましては現状維持で行っていきたく思っています。

それと、今回の幼保連携の野村での認定こども園、これは、先ほど和気議員が言われましたように、野村の幼稚園の歴史、そして保育所の歴史、これを十分に考えた上で、幼保、今、市内で保育の認定こども園はありません、野村のそういう実態を踏まえた上で幼保連携の幼稚園にしなければいけない。また、説明等がまだ不十分なところはあるかもしれませんが、今から地域の皆さん、保

護者の皆さん、そして各園の職員や保護者会の役員の皆さん、あらゆる方にきめ細かい説明をしながら合意のできることを考えていきたいと思っております。

そして、幼稚園のスクールバスについては、保護者の皆様からの御意見をいただきながら、今後の在り方を検討していきますという先ほどの答弁があったと思いますが、そのような方向で検討をしていきたいと、そのように思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ぜひ、今回の移行に伴って4000万円の財政的な余裕が生まれると、これを一般会計の中に放り込むのではなくて、せめて一つでも二つでも子育てするなら西予でというキャッチフレーズに合うような独自の政策をしていただくことをお願いしたいと思っております。

次に、今後の進め方についてお伺いをいたします。

○佐藤議長

和気議員、通告に従い質問をしてください。一つ抜けております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気議員。

○1番和気数男君

失礼をいたしました。

職員の資格取得はどのように行われるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

資格取得や更新支援についてお答えをいたします。

学校教育と保育を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園で勤務する職員は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有していることが原則となります。

愛媛県におきましては、県の事業として、民間

事業者が新たに幼保連携型認定こども園に移行する場合、事業者に対して保育教諭資格の取得費用を補助する事業がありますが、公立は対象外となっております。

幼保連携型認定こども園の円滑な移行や将来的に安定的な勤務体制を確保するため、令和4年度から令和6年度まで保育教諭資格の取得及び幼稚園教諭免許更新にかかる更新費用について、市が単独で全額支援する計画としております。

なお、令和6年度までは、幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方の資格があれば勤務できることや保育士資格の免許・資格があり、幼稚園教諭免許状がない場合、少ない学習時間で幼稚園教諭状の免許・資格を取得できる特例制度が設けられております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

このことについて私実は心配をしておりました。ある市では、この資格を取るために、本人が全部有休を使って自費でやったということを聞いておりましたので、そんなことだったら大変だなと思っておりましたが、さすが西予市でございます。立派な対応をしてもらっております。

それでは、今後の進め方についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

今後の進め方についてお答えをいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて開催を見送っている現状でございますが、できるだけ早い時期に第2回保護者説明会を開催したいと考えております。その後、地域の方々からも御意見をいただくため、地域説明会の開催を計画しております。

また、幼保連携型認定こども園の移行に伴う職員の研修会や教育、保育方針やカリキュラムの作成、幼稚園児と保育所園児との交流事業、保育園行事や保護者活動等の在り方の検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今のようなすばらしい回答をいただきました。できましたらね、早期にそういうふうな体制をとってもらっておったらスムーズにいったのではなかろうかというふうに思っております。

私なりにこれからの進め方について考えてきました。

まず保護者への理解が得られ、保育所と幼稚園の職員による十分な協議検討を行い、一番肝腎な運営方針が定まり、必要な保育教諭免許の取得が完了するまで保留としてくださいということをお願いします。時間をかけて、すばらしい野村の幼児教育・保育をどのように引継ぎ発展させていくかを決めてから移行へ決定をしてもらいたいと思います。このことについてはもう答弁を求めません。よろしくお願ひします。

続きまして、処遇改善について、処遇改善対策についてお伺ひいたします。

医療、介護、福祉処遇が非常に悪い、給料が安いというようなことを言われておって、ようやく国も重い腰を上げました。ただし経済対策として出しております。

どのように実施されるかをお伺ひいたします。まず、対象職種・人数・実施時期についてお伺ひをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

保育士等の処遇改善につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど議員御指摘もございましたが、政府は昨年11月29日に閣議決定をされましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを行うための措置を実施することといたしました。

これを受けまして、社会福祉法人等が行います保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の

処遇改善への支援措置につきましては、去る1月14日の第1回臨時会におきまして、関係補正予算の議決をいただき市として対応を進めているところでございます。

国の補正予算におきましては、御質問にありました公立施設におけます保育士や福祉・介護職員の処遇改善につきましても、令和4年2月から収入を3%程度、月額にして約9,000円、また看護職員等の処遇改善につきましては、収入を1%程度、月額にして約4,000円引き上げるための予算措置も決定されております。

これに伴いまして、国が定める処遇改善事業補助基準をもとに、公立施設職員の処遇改善のため、今議会におきましては、関係条例の改正案を提出する予定といたしております。

今回の公立保育園・幼稚園職員におきましては、近隣市町の動向及び市内民間施設職員との給与格差を考えまして、正規職員の処遇改善は行わず、会計年度任用職員についてのみ実施をするよう予定をいたしております。

看護・介護職におきましては、両市立病院の看護師、准看護師及びつくし苑の介護職員につきまして、正規職員及び会計年度任用職員の全員の処遇改善をするよう予定をいたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

国が示した保育現場で働く職員の対象施設及び対象者はどのようになっておるのでしょうか、質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

国が示します対象施設でございますが、主に保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブでありまして、対象者は保育士、幼稚園教諭に限られず、調理員や栄養士、事務職員など各施設に勤務する全ての職員となります。ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外にのみ従事している職員は対象とはなりません。

市内におきまして、民間を含め賃金改善を図る

施設は、全ての対象施設 20 施設でございます、対象者は 340 人程度の見込みでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

総務省の通達を見ますと、わざわざ公的な保育所の職員、幼稚園の職員と銘打ってるんですよ。でも、実際には、いろんなことの関係で正規の職員が上がらないということになっております。

それで、よくその総務省の通達を見ますと、保育所の専門職などは、特別なあれではなくて、昇格とか昇給のことで対応してもいいですよと書いてあります。ぜひこのことを今後検討してもらいたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

市役所改革について、支所の点についてですが、野村町は先ほども言いましたように、豪雨災害後人口が減少し、家屋も随分少なくなっております。そして支所の人数も削減、半分にすると堂々と施政方針にうたわれ、コロナ禍によって冷え切った町なかからは、先が見えないなど。市の職員すら半分にする。これで先が見えないという声が多少あります。

野村はイベントの多い町です。マラソンやら乙亥相撲、軽トラ市など、そのほかたくさんあります。そういったイベントなども規模の小さいものになって、最後にはなくなるのではないかというような声も聞こえております。これらのイベントも、いずれも市の職員が中心になりやっておりますが、これからはホント大変よのとの声が聞こえます。――

――野村には、上水道、下水道、簡易水道の水道があり、少ない職員で、現場の職員僅か 2 人です、300 時間を超える残業をこなしながらやっているようであります。この水道の職員は、地域の中で住民と直接向き合いながら、断水など緊急対応の多い職場でございます。総務部長に聞きますと 300 時間はまだ少ないということでありましたが、職場の実態に十分配慮しながらやっていく必要があると思いますがどのようにお考

えでしょうか。

私は、水道課の現場の技術職員はエッセンシャルワーカーだと思います。技術を持った職員でないと対応できないところがありますから、その点も含めて御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

支所職員の削減につきましてお答えをいたします。

昨年 9 月に策定をいたしました西予市定員管理計画におきまして、地域づくり活動センターの設置や本庁・支所及び教育委員会等の組織機構を見直すことといたしておきまして、支所再編につきましては、令和 5 年度を目標に、現在の支所業務を人員とともに本庁へ集約し、組織のスリム化を図りながら、令和 6 年度からの 10 年間で 50 人程度の職員数を削減する計画でございます。

人口減少や少子高齢化が急激に進んでいる中、安定した市民サービスの提供や財政基盤の確立のため、人件費の抑制は避けては通れない課題となっております。この点については議員も御理解いただきたいと思います。

支所の見直しに当たりましては、住民に密着した窓口サービスに重点を置く。地域のまちづくりや防災業務において一定の役割を担う。一部の業務を本庁へ集約し組織体制の縮小を図る。人員体制については、見直し後の業務に見合った職員を配置する。これら 4 点の考え方によりまして進めてまいりたいと考えております。

現在、支所業務の洗い出しをいたしまして、本庁、支所また地域づくり活動センターそれぞれで分担する業務を調整いたしておるところでございます。

先ほど議員御指摘もございましたけども、水道をはじめとするライフラインの維持管理、防災・減災対策、地域自治組織との連携など、人命に関わることや地域密着の行政サービスについては、拠点となります支所、また地域づくり活動センターへの適切な人員を配置するよう検討、調整をしております。

それと先ほど議員御指摘がありましたけども、年間の時間外 300 時間が少ないということですけども

300 時間がほかに比べて少ないと言ってることではございませんが、ただ年間通じていきますと 300 時間を超える職員も相当数はいるということで、それらに比べると 300 時間というのが決して特別多いというものではないということで御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

和気数男君に申し上げます。

残り時間 5 分を切っておりますので、次の質問はできません。

○1 番和気数男君

わかりました。やっぱり、市の職員もなかなか確保が難しくなってくるんじゃないかなと思うんです。どうもまた保育所の職員が足らんとかいうようなことを言っておりましたが、やっぱり市の職員ももう少し、私大事に扱ってもらいたいと思います。

ある人が言っておったんですが、職員も大事にしてもらわないとなかなか住民に大事にするような気持ちも生まれにくいんじゃないかということをおっしゃったので、そのことを申し上げて私の質問を終わります。

残りは次回質問したいと思っております。どうもありがとうございました。

○佐藤議長

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 09 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 20 分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程 2）

○佐藤議長

日程第 2、議案第 3 号「財産の無償譲渡について」から議案第 13 号「西予市営土地改良事業の施行について」まで、議案第 24 号「令和 4 年度西予市一般会計予算」から議案第 34 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」まで、及び議案第 55 号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」の 23 件を一括議題といたします。

これより本案 23 件に対する一括質疑を行いま

す。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

まずは、15 番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

それでは、議長に許可いただきましたので 3 点について質問をさせていただきます。

議案第 24 号「令和 4 年度西予市一般会計予算」の 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、保育士等処遇改善臨時特例給付金事業 2377 万 5000 円について質問をさせていただきます。

先ほども一般質問の中でもありましたけれども、今回保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善を目的に収入を 3 % 程度引き上げるための措置となっております。

その点につきまして、分配方法についてなんですけれども、一律の金額なのか、またはそれ以外の比例給付的な処遇改善なのかお伺いをいたします。

2 点目は 108 ページになります。

4 款 1 項 4 目環境衛生費、環境保全推進事業 592 万 6000 円ですけれども、家庭用燃料電池、リチウムイオン蓄電池の設備設置に対する補助金について、市民への周知の方法、そして事業予算の想定量、その 592 万 6000 円、大体どのぐらいの量を想定されてるのかという点をお伺いいたします。

3 点目は 203 ページになります。

10 款 7 項 2 目体育施設費、野村運動公園管理運営事業 5186 万 3000 円について、平成 30 年 7 月豪雨災害時の応急仮設住宅撤去工事実施に伴うグラウンドの復旧工事となっております。

財源の大半が一般財源というふうには予算書にありますけれども、この財源は将来、財源組み替えが行われるのか、または、交付税措置等があるのか。

この 3 点についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長兼福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

まずは1つ目の保育士等処遇改善臨時特例給付金事業についてお答えをいたします。

民間へ補助する処遇改善費用は、保育士、幼稚園教諭は施設規模や利用児童数に応じた国の算出基準により、また、放課後児童支援員は基準額1万1000円に支援員数を乗じた額を該当事業者に交付をいたします。交付した補助金の配分方法は、各事業者が対象者や改善額の設定を行いますので、事業者により改善額は異なります。

次に、家庭用燃料電池、リチウムイオン蓄電池の補助金についてお答えをいたします。

市民の皆様への周知につきましては、市のホームページや広報紙を活用して行いたいと思います。

次に、事業費予算の想定量ですが、近隣市町の状況や当市の人口規模をもとに設定しており、家庭用燃料電池は1件当たり補助金限度額を10万円として5件分の50万円、家庭用リチウムイオン蓄電池は1件当たりの補助金限度額を7万5000円として10件分で75万円、合計125万円を当初予算に計上いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

二宮議員3つ目の野村運動公園管理運営事業におけますグラウンド復旧工事の財源につきましては、私から答弁させていただきます。

野村運動公園多目的グラウンドにおきましては、平成30年7月豪雨災害時に建設されました応急仮設住宅の撤去工事が予定をされており、その後のグラウンド復旧費用として、工事請負費5000万円を計上いたしております。その財源としましては、事業の性質から補助金、起債等の活用が難しく、一般財源といたしているところがございます。

平成30年7月豪雨災害の復旧・復興経費に対しましては、一般財源の補填といたしまして、各年度災害対策基金を繰入れておりますが、令和4年度当初予算におきましても、歳入に当該基金の繰入金1億5000万円を計上いたしております。繰入金の算出基礎には、この野村運動公園管理運営事業を含んでおりますので、実質的にはグラウンド復旧工事に対しまして当該基金を充当する考

えがございます。

また、交付税措置はあるのかという御質問でございましたが、一般財源扱いとなっております当該経費につきましては、特別交付税の特殊財政事情に算入し、国へ報告することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

御答弁ありがとうございます。

3点目の今の総務部長の件につきましては理解をいたしました。

あと2点追加で質問をさせていただきます。

生活福祉部長の1点目の件ですけれども、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援等の処遇についてですけれども、以前、介護士の処遇改善のときに改善の実態がよくわからないというふうな意見をよく聞きました。それで今回も民間施設に基準の予算を渡してということで、あとは民間でされるみたいですが、行政も一応把握しておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その把握の方法等もしわかりましたら教えていただきたいというのが1点ですね。

もう1点目は、リチウムイオンと家庭用燃料電池についてですけれども、仮に申込み予算が超えた場合、もうこれは予算いっぱいなので来年にしてくださいというのか、補正で対応できるのか、この2点を追加で質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長兼福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

1点目の件につきましては、交付申請時に事業者から賃金改善計画が提出されますので、その計画によりまして、対象者や改善額を把握することが可能となっております。

2点目の家庭用燃料電池等の補助金につきましては、財政状況を考慮しながら必要に応じて補正予算の計上をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤議長

次に、14 番中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

令和 4 年度西予市一般会計予算書について 3 点質疑いたします。

まず、60 ページの 2 款 1 項 11 目情報推進事業費、CATV 整備事業 1 億 8957 万 3000 円についてであります。

まず 1 点目として、テレビ、ネットの加入状況の推移はどうなっているか。

2 点目として、西予市と西予CATVの施設整備や更新にかかる費用負担の関係は現在どうなっているのか。

3 点目として、西予CATVの単年度営業収益も上がり、資産の部では利益剰余金も積み増されております。ある程度の応分の負担金を徴収する必要があるのではないかと思います。令和 2 年度の営業収益は 4 億 4000 万円、利益剰余金は 2 億 3600 万円となっております。

次に、123 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費、明浜柑橘加工施設整備事業 8 億 2255 万 8000 円についてですが、まず 1 点目、現在の加工施設と比べて、新規の柑橘加工施設にはどんなメリットがあるのか。

2 点目、高機能な搾汁・加工機械で付加価値の高い良い商品を継続して製造、出荷するには能力のある若い人材が必要と思いますが、人材確保はどうなっているのでしょうか。

3 点目として、製造能力が格段にアップすると思いますが、原料の調達、販路の確保はどう進めていくのか。

次に、3 番目でございますが、125 ページ、6 款 1 項 4 目畜産事業費、畜産施設整備事業 1 億 5000 万円についてですが、昨年第 1 回の定例会での説明では、愛媛県が南予地域の家畜保健衛生所を統合するので、西予市に移転先候補地の確保依頼があり、用地費 4906 万 3000 円、測量設計費 734 万 9000 円、合計 5641 万 2000 円が計上されておりました。その後、令和 3 年度に宇和インター付近に用地の取得が完了していると聞いております。さらに今回、令和 4 年度では 1 億 5000 万円の事業内容で、愛媛県の南予家畜保健

衛生所用地の造成工事が計上されているわけですが、家畜保健衛生業務は本来愛媛県の所管事業であります。西予市にとっても関わりの深い重要な施設でメリットも多いので、応分の地元協力は当然必要であると私も思います。

まず、その中で 1 点目として、この事業の完成までの県と西予市の役割分担や事業費の負担はどのようになっているのか。

2 番目として、西予市の種々の先行負担は、今後どのような手続を経て回復されるのか。

以上 3 点についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

CATV 整備事業について、3 点御質問いただいておりますのでお答えいたします。

まず 1 点目、テレビ、ネットの加入状況の推移についてでございますが、令和 4 年 1 月末における加入状況につきましては、世帯数、西予市約 1 万 7600 世帯ありますけれども、テレビが 58.66%、約 1 万 300 世帯の加入、ネットが 41.51%です。約 7,300 世帯の加入という状況になっております。その推移といたしましては、西予CATV株式会社が営業活動を積極的にされておりまして、人口減少の中、テレビは微増ではありますが加入者数は増えており、また、ネットは近年加入者数が増加しているような状況にあります。

2 点目でございますけれども、西予市と西予CATVの施設整備や更新にかかる費用負担の関係につきましては、CATVの設備整備について、西予市の施策として進めておりますことから、その設備を西予CATV株式会社に貸付け、運営をしていただいております。CATVの設備更新にかかる費用負担に関しましては、施設整備にかかる国の補助金などの財政支援がない状況でもあります。設備を利用する西予CATV株式会社から施設の使用料としていただく方向で協議を進めているところでございます。

3 点目、西予CATVにある程度応分の負担金を徴収する必要があるのではないかと御指摘ございました。CATVの設備につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、市の施策とし

て整備をしております。現在の収益の状況を踏まえまして、何らかの形で還元いただくよう協議したいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねの明浜柑橘加工施設整備事業についてお答えをさせていただきます。

まず1番目の現在の加工施設と比べて新規の柑橘加工施設はどんなメリットがあるのかということですが、現在の加工施設はミカンをベルトで挟み丸ごと絞るベルト式による製造を行っており、1日の処理能力は約8トンで、温州ミカンが周知する時期、11月から12月でございますが、には搾汁作業が間に合わない状況でございます。また、施設の老朽化に伴い、今後の衛生管理面においても不安があります。

新施設では、従来のベルト方式に加え、主力機として、ミカンの果汁のみを吸い取るインライン方式の導入を予定しております。このインライン方式は、1日24トンと処理能力にもすぐれ、繁忙期の搾汁量に十分対応できるものであり、また、衛生管理も徹底されたラインとなります。加えて、現在のジュース容器は、主に1リットル瓶を使用しておりますが、新施設においては、150ミリリットルから1リットルまでの5種類の瓶を計画しており、多様な消費者ニーズにも応えられる仕様となっております。そのほかにも冷凍冷蔵庫を新たに整備し、冬場に搾汁したジュースを冷凍保存することで、ジュースの需要が高まる夏場を含めた年間販売が可能となり、さらなる収益の向上も見込んでおります。

次に、お尋ねの人材確保はどうなっているかについてでございますが、当施設は、指定管理者制度により運営予定の施設であり、指定管理者が確定していない現段階での説明となりますが、搾汁施設勤務経験者、有識者の登用や若い社員、地域おこし協力隊での確保を計画しており、今後、指定される管理者と十分に協議し、優秀な人材確保に努めてまいります。

3番目の製造能力が格段にアップすると思うが、原料の調達、販路の確保はどう進めていくのかと

いう御質問でございますが、原料調達の根本的な対策として、年々減少する柑橘生産量を確保するため、令和4年度に西予市明浜地区柑橘農業活性化計画を策定し、新規就農希望者の移住・定住に対する支援や実効性のある取組を推進する計画でございます。また、地元生産者や生産団体、そして農協などに協力を仰ぎながら、指定管理者が安定して原料が調達できるよう調整してまいります。販路の確保につきましては、営業担当者を1名増員する計画を立てており、今後指定される管理者と協議を行いながら販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

2番目の畜産施設整備事業でございますが、事業完了までの県と西予市の役割分担や事業費の負担はどうなっているのか。2点目の西予市の種々の先行負担は今後どのような手続を経て回復されるのかという御質問でございますが、この二つの御質問は関連がございますのであわせて御回答させていただきます。

令和4年度において愛媛県南予家畜保健衛生所の移転整備に伴う造成工事を宇和町稲生に計画しております。県内最大の畜産業を誇る当市といたしましても、畜産振興を図る上で重要な事業であると考えており、愛媛県と協力・連携して事業を推進することとしております。

愛媛県と市の協議の中では、市は用地買収から敷地造成工事までを施工し、造成後の市有地を愛媛県に無償貸付を行う予定で、愛媛県が造成地に施設を建設いたします。県と市の費用負担の内訳につきましては、今年度を実施する用地買収及び造成工事、測量設計業務につきましては、市が予算計上し100%過疎債を充当して実施しております。令和4年度の造成工事1億5000万円につきましては、市が予算計上を行います。工事費の95%、1億4250万円が愛媛県からの負担金として歳入予定であり、残りの5%、750万円につきましては全て過疎債を充当し一般財源の負担軽減に努めております。令和5年度から県が施工いたします施設の建設工事につきましては、全て県予算で行われ、工期が令和5年度から6年度の2カ年計画で、令和7年4月に開所予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

まず、西予CATVについてお尋ねいたします。

西予CATVは約9割を西予市が出資して、平成20年4月に設立した法人です。これまで市民に加入促進キャンペーンを度々実施してきました。その結果、先ほどの答弁のとおり、多くの市民に支えられているところです。また、今後も加入増加が求められております。

そこでお尋ねいたしますが、西予市職員に対してはこれまでどのような加入促進を働きかけてきたのか。また、西予市職員の世帯加入状況はどうなっているのかお伺いします。

次に、家畜保健衛生所についてでございますが、愛媛県も財政事情がよくないことなどから地元西予市に土地の取得を依頼してきたと思いますが、西予市もそれ以上に難行、苦行の最中でありまして、連携協力の中で県へ土地の無償貸付をする以上、今後、長期的に見て、西予市のさらなる畜産振興が図られることを願うばかりでございます。よろしくお願ひします。

CATVについてだけ御回答いただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

市職員のテレビ、ネット加入の状況についてでございますけれども、西予CATV株式会社が保有しております個人の情報でもありますので、市として把握はしておりませんが、市の出資するCATV事業については、加入が促進されるような可能な範囲で啓発等に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第24号は関係常任委員会へ、議案第3号から議案第6号まで、議案第10号及び議案第25号の6件は総務常任委員会へ、議案第9号、議案第26号から議案第28号まで、議案第33号及び議案第34号の6件は厚生常任委員会へ、議案第7号、議案第8号、

議案第11号から議案第13号まで及び議案第29号から議案第32号までの9件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程3)

○佐藤議長

次に、日程第3、議案第56号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第60号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第56号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第57号「西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案第58号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年11月に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において、働く方々の収入を引き上げるため、当該措置の実施を検討するよう国から通知があり、国の補正予算においても措置されたところでございます。

今回の改正は、このことを踏まえ、本市におきましても、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で勤務する職員の処遇を改善することとし、収入を引き上げるための措置として、初任給調整手当及び給料の調整額の新設を行うため、西予市職員の給与に関する条例ほか2条例につきまして、その一部を改正するものでございます。

また、今回の改正に合わせまして、単純な労務に雇用される職員という名称につきまして、県に準じ、技能労務職員に改めることに伴い、関係条例の題名中、当該部分を改めるほか、所要の整備

を行うものでございます。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

〔山岡医療介護部長登壇〕

○山岡医療介護部長

議案第59号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

つくし苑の医学的管理を行う医師業務につきましては、これまで野村病院の医師が兼務で行ってまいりましたが、市立病院の医師の確保が難しい状況にある中で、両施設の医師業務の兼務は非常に困難な状態となってきたところでございます。

今回の改正は、つくし苑の常勤医師の確保が急務でありましたが、令和4年4月から新たに常勤医師の確保ができる見込みとなったことから、介護現場の医師が安心して働くことのできる環境構築と処遇改善を図るため、特殊勤務手当の見直しを行うものであります。主な内容としましては、市立病院医師との手当の均衡を図るため、研究手当、地域手当を新設するものでございます。

続きまして、議案第60号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市民病院及び野村病院では、市内救急の集約に向け、体制の整備に取り組んでおり、その中で、医業の質及び環境の向上や看護師業務の負担軽減を図るため、計画的に介護福祉士の増員を行っているところでございます。

今回の改正は、高度な介護の指導や看護補助者全体の統括を行う介護福祉士の配置に伴い、特殊勤務手当の見直しを行うものであります。主な内容としましては、統括介護福祉士長、介護福祉士長及び主任介護福祉士に対して、士長、主任手当を新設するものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。

なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第58号までの3件は総務常任委員会へ、議案第59号及び議案第60号の2件は厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月17日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時52分

第 5 日

3月17日（木曜日）

令和4年第1回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 3月17日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 3月17日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 2時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 閉 会 | 令和4年 3月17日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 3時49分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
1. 出 席 議 員
- | | | | | |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|------------------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 産 業 部 長 兼
生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 |

議 事 日 程			事業会計予算
1	議案第 3 号	財産の無償譲渡について	議案第 3 2 号 令和 4 年度西予市公共下水道事業会計予算
	議案第 4 号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 3 号 令和 4 年度西予市病院事業会計予算
	議案第 5 号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 4 号 令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
	議案第 6 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 5 号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 7 号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 6 号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 8 号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 7 号 西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 9 号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 8 号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 0 号	西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 9 号 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 1 号	市道路線の廃止について	議案第 6 0 号 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 2 号	市道路線の認定について	
	議案第 1 3 号	西予市営土地改良事業の施行について	2 議案第 6 1 号 令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 1 2 号)
	議案第 2 4 号	令和 4 年度西予市一般会計予算	3 議会報告第 1 号 西予市消防体制検討特別委員会報告について
	議案第 2 5 号	令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	追加 議案第 6 2 号 西予市副市長の選任について
	議案第 2 6 号	令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計予算	議案第 6 3 号 西予市固定資産評価員の選任について
	議案第 2 7 号	令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	発議第 1 号 西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
	議案第 2 8 号	令和 4 年度西予市介護保険特別会計予算	意見書案第 1 号 国民の祝日「海の日」の 7 月 2 0 日への固定化を求める意見書(案)の提出について
	議案第 2 9 号	令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	
	議案第 3 0 号	令和 4 年度西予市水道事業会計予算	議員派遣の件について
	議案第 3 1 号	令和 4 年度西予市簡易水道	

	本日の会議に付した事件		事業会計予算
1	議案第 3 号 財産の無償譲渡について	議案第 3 2 号	令和 4 年度西予市公共下水道事業会計予算
	議案第 4 号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 3 号	令和 4 年度西予市病院事業会計予算
	議案第 5 号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 4 号	令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
	議案第 6 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 5 号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 7 号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 6 号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 8 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 7 号	西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 9 号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 8 号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 0 号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 9 号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 1 号 市道路線の廃止について	議案第 6 0 号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 2 号 市道路線の認定について	2	議案第 6 1 号 令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 1 2 号)
	議案第 1 3 号 西予市営土地改良事業の施行について	3	議会報告第 1 号 西予市消防体制検討特別委員会報告について
	議案第 2 4 号 令和 4 年度西予市一般会計予算	追加	議案第 6 2 号 西予市副市長の選任について
	議案第 2 5 号 令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		議案第 6 3 号 西予市固定資産評価員の選任について
	議案第 2 6 号 令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計予算	発議第 1 号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
	議案第 2 7 号 令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	意見書案第 1 号	国民の祝日「海の日」の 7 月 2 0 日への固定化を求める意見書(案)の提出について
	議案第 2 8 号 令和 4 年度西予市介護保険特別会計予算		議員派遣の件について
	議案第 2 9 号 令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		
	議案第 3 0 号 令和 4 年度西予市水道事業会計予算		
	議案第 3 1 号 令和 4 年度西予市簡易水道		

開会 午後2時00分

○佐藤議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際申し上げます。

先般、和気数男君から3月7日の会議における発言について、会議規則第65条の規定に基づき、お手元に配信の発言取消申出書のとおり取消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、和気数男君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、議案第3号「財産の無償譲渡について」から議案第13号「西予市営土地改良事業の施行について」まで、議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」から議案第34号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」まで及び議案第55号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第60号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの28件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長源正樹君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

〔源総務常任委員会委員長登壇〕

○源総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る3月7日の本会議において付託されました議案11件について、8日と9日に委員会を開催し審査を行いました。

結果はお手元に配信のとおり、全て原案のとおり可決決定いたしました。

これより審査経過及び委員等から出されました意見等について、委員会審査報告書より抜粋して報告します。

議案第4号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、平成30年7月豪雨災害の経験から、市町の意味決定を体系的、専門的に支援できる仕組みをより一層整えるため、令和4年度から防災及び災害対応などに関する専門的な知識経験を持ち、国が認める地域防災マネージャーの資格を有する一般任期付職員を採用し、今後の防災・減災対策のさらなる推進、安心安全なまちづくりに努めるとの説明がありました。

人材登用の詳細についての質疑があり、内閣府の防災スペシャリスト養成研修や防衛省の防災危機管理教育を受講している方、あるいは国の行政機関職員の課長補佐級相当級以上の職位を経験、そしてかつ防災行政経験5年以上または災害派遣にも有する部隊と経験2年以上の方を登用するとの答弁でした。

議案第10号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」消防庁長官通知により、消防団報酬について年3万6500円を基準額にすること。出動報酬額は1日当たり8,000円を基準額とすること。消防団員個人に直接支給することなどが示され、令和4年度から見直しを通知されているとの説明がありました。

報酬が個人の口座に振り込まれることにより、出勤しない団員の活動状況の確認や今後の消防団の運営について質疑があり、来年度以降は、半年に1回提出される日誌と出動報告書により出勤状況を把握する。消防団への入団促進の理解のために事業所や学校訪問を行い、総合的に消防団の強化を図っていきたいとの答弁でした。

議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」について、所管課ごとに報告します。

危機管理課所管分では、災害時等で避難する際に、氏名や連絡先のほか、既往歴、薬の状況などを書いたものを名札のようにしておく「いのちのカード」は避難所での受け付けや避難生活時の支援等につながるもので、西予市内では、野村の農友地区、宇和の岩木地区、明間の明間女性防火クラブで取り組んでおり、この取組をぜひ市内全域

に進めたいとの説明がありました。

財政課所管分では、令和4年度の一般会計予算歳入歳出はそれぞれ317億6000万円であり、令和3年度の305億3900万円と比較し、12億2100万円、4.0%の増となっている。地方交付税は126億3500万円を計上しており、うち普通交付税が114億円である。普通交付税だけを見ると、前年度と比較して大きく増加しているが、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税総額を令和3年度の当初の算定実績と比較すると、地方債の償還にかかる需要額の増加分を除くと減少の試算となっているとの説明がありました。

監理用地課所管分では、道路地籍整備事業の進捗率について質疑があり、全体で約3,500筆のうち、現在約2,400筆が残っているとの答弁でした。

まちづくり推進課所管分では、地域づくり活動センター推進事業に2502万3000円を計上し、令和4年度は地域づくり活動センター推進計画に基づき、令和5年4月のスタートに向けて事業を推進し、地域づくり活動センター整備及び人材育成事業を継続して実施するとの説明がありました。

消防総務課所管分では、本部署庁舎の建設予定地について、住民からの意見を聞いていないかとの質疑があり、住民からは、線路、踏切がある点を心配した質問があるが、説明して理解を得ているとの答弁でした。

生涯学習課所管分では、各公民館の維持管理事業の中に、地域づくり活動センターを踏まえた事務所の改修にかかる経費を必要に応じて計上している。該当となる公民館は、田之浜・多田・明間・中筋・横林・惣川・高川・魚成・三瓶南の公民館になるとの説明がありました。

三瓶分館の予算の取扱いについての質疑があり、分館の予算については、例年どおり三瓶の3つの公民館が管理する形で予算計上しているとの答弁でありました。センター化に向けて、公民館の宿日直がなくなることによる公共施設のかぎの管理方法に関する質疑については、どうかぎの在り方がいいのか、対応の仕方がいいのかということとを地域で話し合い、よりよい活動センターにしていきたいとの答弁でありました。

スポーツ・文化課所管分では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う市の社会体育施設の利用規制についての質疑があり、現在、利用は、西予市

内に在住の方、市内に通勤通学の者に限るを基本としている。県下で共通で行われる公式戦等の大会については別途決裁を行い、許可をしているとの答弁でした。

議案第56号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第57号「西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案第58号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」の3議案について、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げるために、保育園、幼稚園職員においては、会計年度任用職員についてのみ月額9,000円の引上げ、介護、看護職については、両市立病院の看護師・准看護師については月額4,000円、つくし苑の介護職員については月額9,000円の給与の引上げを実施するとの説明でした。

以上、総務常任委員会報告といたします。

令和4年3月17日、総務常任委員会委員長長源正樹。

○佐藤議長

次に、厚生常任委員会委員長中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

〔中村厚生常任委員会委員長登壇〕

○中村厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る3月7日の本会議において当委員会に付託されました議案について、3月8日及び9日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案9件についてはいずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査経過において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」における環境衛生課所管分では、可燃ごみ処理委託事業の焼却単価の変更について質疑があり、焼却単価は3年に一度見直しを行っており、令和元年度から令和3年度の期間の焼却単価は1トン当

たり 2 万 5600 円であった。令和 4 年度は見直しの年であり、過年度の実績等をもとに試算され、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 カ年の焼却単価は 2 万 8000 円に増額となる。変更された焼却単価については、固定された単価となり今後 3 年間は変更されない。ただし、過不足については次年度に請求され支払うこととなるとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分の母子保健事業では、特定不妊治療費助成金について、令和 4 年度から不妊治療が保険適用になるため、令和 4 年 3 月までに治療を受けた方、年度をまたいで治療を行った方への助成金を計上したとの説明がありました。

特定不妊治療費助成事業開始から現在までの実績について質疑があり、助成を開始した平成 28 年から現在までの利用は 81 組で、申請延べ件数は 149 件になるとの答弁でありました。

委員からは、不妊治療が保険適用になったことを知らない方もいると思うのでさらなる周知徹底を図るよう意見がありました。

子育て支援課所管の保育所等処遇改善臨時特例給付金事業では、9 月以降の財源について質疑があり、令和 4 年 4 月から 9 月分までは全額国庫補助となるが、10 月以降は教育・保育給付費として支出することになるため、保育士・幼稚園教諭については、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 の負担、放課後児童支援員については、委託料として、国・県・市がそれぞれ 3 分の 1 負担することになるとの答弁でありました。

また関連として、保育士の正規職員採用について質疑があり、令和 4 年度に正規職員を若干名採用する試験を実施し、令和 5 年 4 月 1 日からの勤務となるよう計画をしているとの答弁でありました。

福祉課所管の避難行動要支援者管理運営事業では、避難行動要支援者名簿の作成状況について質疑があり、要支援者名簿の整理は毎年度行っており、今年度も 75 歳以上で独居になられた方など新たに対象となる方 451 人、今までに送付して回答いただいていない方 893 人、計 1,344 人に対し令和 3 年 12 月に同意書を送付した。今後、返送された同意書を確認し、要支援者名簿を整理していく予定であるとの答弁でありました。

長寿介護課所管の高齢者路線バス利用助成事業

では、補助対象区間が市内に限定されているが、明浜・三瓶地区の高齢者はバスを利用して市外の医療機関に通院している方も多く、市外まで補助対象区間を拡大するなど実情に合った見直しが必要ではないかとの質疑があり、現在、令和 4 年度からの公共交通計画策定を踏まえ、県内におけるバス助成制度を調査研究しているため、それとあわせて今後検討していきたいとの答弁でありました。

養護老人ホーム三楽園建設事業では、今後のスケジュールについて質疑があり、令和 4 年度予算は解体・建築工事設計費用等を計上している。令和 5 年度に旧二木生小学校の解体、令和 6 年度に三楽園建築工事を行い、令和 7 年 4 月から新しい施設で運営を開始する予定で進めているとの答弁でありました。

医療対策室所管の医療機関新規開業促進事業では、現在の状況について質疑があり、令和 2 年度は問合せも数件あったが、令和 3 年度は新規開業につながる情報は得られていないとの答弁でありました。

議案第 27 号「令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」では、被保険者数と保険料率改定について質疑があり、現在の被保険者数は 9,090 人で、来年度は 248 人増の 9,338 人を見込んでいる。保険料の改定は 2 年に一度行っており、令和 4 年度は改定の年になるため、保険料の年間限度額 64 万円を 66 万円に、均等割額 4 万 7720 円を 4 万 9140 円に、所得割率 9.02% を 9.09% にそれぞれ改定する。今後も被保険者の増加に伴う医療給付費の増額が予想されるため、保険料が下がることは考えにくいとの答弁でありました。

議案第 28 号「令和 4 年度西予市介護保険特別会計予算」では、要支援者及び要介護者の人数について質疑があり、令和 3 年 3 月末現在、1 号、2 号の被保険者を合わせた要支援 1 から要介護 5 までの人数は 3,372 人となっており、平成 30 年度は 3,324 人、令和元年度は 3,326 人と少しずつ認定者が増加している状況であるとの答弁でありました。

議案第 33 号「令和 4 年度西予市病院事業会計予算」では、昨年、徳島県つるぎ町半田病院がサイバー攻撃を受け、ランサムウェア（身の代金要

求型ウイルス)に感染し、電子カルテシステムが使用できなくなった事案が発生したが、西予市立病院でも同じようなことが起こる可能性はあるのかとの質疑があり、電子カルテデータはデータを3つ保存、異なる2種類の媒体に保存、遠隔地の保存という3・2・1ルールに照らし対応を進めている。厚生労働省が策定している医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに沿って運用を検討しているが、半田病院の事案を受けガイドラインの改定が予定されており、改定に合わせ新しい対応を講じていきたいとの答弁でありました。

また、病床数変更に伴う両市立病院の収益について質疑があり、西予市民病院では整形外科の手術件数が増えており、一般病床数を増やすことで入退院の件数が増え、診療報酬の増収が見込まれる。野村病院では病床数の減少に伴い減収の見込みであるが、地域包括ケアが先進的に進んでおり、今後、市立病院のモデルとして機能強化対策を行い、増収を図っていく計画であるとの答弁でありました。

議案第34号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」では、介護士不足について質疑があり、介護職の求人についてはハローワークに求人を出すとともに、高校生対象の合同就職説明会で、若手の介護職員が直接つくし苑のPR活動等を行うことにより動機づけを行うなど様々な対策を講じている。また、新型コロナウイルス感染症対策で入国が遅れていたモンゴル技能実習生は、令和4年3月1日から入国規制が緩和され、令和4年5月末に2名着任予定となっており、力強い戦力になると期待しているとの答弁でありました。

議案第59号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、医師を野村病院の兼任から専任にすることのメリットについて質疑があり、常勤医師を配置することで、利用者の体調管理を毎日行い、利用者の要介護度に応じて適切なりハビリの指導ができ、在宅復帰の可能性が高くなることが考えられる。また、つくし苑と隣接している野村病院との調整がよりスムーズとなり、利用者の症状に応じた療養ができることとなるとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和4年3月17日、厚生常任委員会委員長中村敬治。

○佐藤議長

次に、産業建設常任委員会委員長小玉忠重君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

〔小玉産業建設常任委員会委員長登壇〕

○小玉産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る3月7日の本会議において当委員会に付託されました議案について、3月8日及び9日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案10件については、いずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第8号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」では、コンクリート住宅の耐用年数について質疑があり、今回解体する高山久保田住宅は補強コンクリートブロック造り、いわゆる簡易耐火構造であり、公営住宅法の耐用年数は45年である。令和3年3月以降は全戸空き家となっており、募集を行ったが入居者が見込めず、建築後47年を経過していることから、今回用途廃止・解体との判断に至ったとの答弁でありました。

また、耐用年数を経過している単独市営住宅の件数について質疑があり、簡易耐火も含め耐用年数を超えているものは全部で252棟あり、管理している856戸のうち128棟、277戸分が耐用年数を超えているとの答弁でありました。

議案第13号「西予市営土地改良事業の施行について」では、新たに整備される水路の詳細について質疑があり、既存の水路では水があふれる可能性があるため、県から新たな排水路を整備するよう要望があり、市で施工するものであるとの答弁でありました。

議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」農業水産課所管分では、清沢地区と壱所地区で行われる田んぼダムの実証試験の期間と令和5年度以降の計画について質疑があり、試験期間は令和

4年度の農作業の期間内で計画しており、令和5年度においては中川地区で上げていく予定であるとの答弁でありました。

農業後継者育成事業のうち、明浜支所所管分の農業体験事業の詳細について質疑があり、事業の周知は市のホームページや広報などで行うよう考えており、柑橘生産者、農業法人及び一般社団法人西予市移住定住交流センターに相談があれば明浜支所産業建設課へ情報提供していただき、受入れ農家に紹介するよう考えている。農業体験コースは異なる四季の経験を3回受けることができる5日間コースと10日間コースを予定しているとの答弁でありました。

漁村再生交付金事業では、明浜漁港に整備される防波堤の詳細について質疑があり、高山漁港の宮野浦地域において、1メートルの波高を0.4メートルの静穏度に収めるため、50メートル延伸する計画であるとの答弁でありました。

ため池等農地災害危険管理対策事業では、危険ため池及び要廃止ため池の件数と年間処理件数について質疑があり、要改修ため池が49池、要廃止ため池のうち防災重点ため池が11池、その他が16池となっており、防災重点ため池は令和13年度までに調査・改修するよう県と計画を進めている。まず、宇和町石城地区の地中池の調査を令和4年度に開始し、令和5年度から改修を行うこととし、その他の48池は、県の予算措置や市の調査委託費、地元分担金について協議の最中であり、令和20年度までに年間4ないし5池を改修・廃止する計画で進めているとの答弁でありました。

経済振興課所管分では、商店街空洞化対策事業の近況について質疑があり、株式会社伊予銀行及び四国電力株式会社と共同で、卯之町の町並みにあるよんでん和み館を利用した取組ができないか協議を行っているとの答弁でありました。

G o T o せいよジオツアーキャンペーンの今後の予定について質疑があり、4月にジオミュージアムがオープンするため、それに合わせて実施したいと考えているが、現在市内の施設では市外の方の利用を制限していることもあり、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めて判断したいとの答弁でありました。

みらい発展就業奨励金事業では、申請状況につ

いて質疑があり、令和3年度は全体で26名、内訳として、高校卒業者は11名、そのうち、宇和高校卒業者が1名、野村高校卒業者が3名、そして専門学校卒業者が3名、短期大学卒業者が5名、大学卒業者が7名であるとの答弁でありました。

林業課所管分では、自伐林家に対する支援について質疑があり、昨年度まで実施していた間伐材出荷促進対策事業に代わり、木材価格安定対策事業として、木材価格の下支えをして安定した経営を支援する。森林経営管理制度事業において、未整備林や再生林の整備など、国庫補助にかからない部分をフォローすることにしており、自伐林家も対象となるとの答弁でありました。

委員からは、移住定住を促進する中で、第一次産業に携わりたい方もたくさんおられることがわかっており、自伐林家の支援についても環境譲与税の活用等、準備をしていただきたいとの意見がありました。

バイオマスペレット生産利活用促進事業の販路拡大について質疑があり、毎年ペレットストーブが数台ずつ増えてはいるが、公共施設での利用は限られているため、個人の購入のみということでペレットの使用量は大きく増えることはないとの答弁でありました。

建設課所管分では、道路橋梁施設維持事業における予算の計画と突発的な対応が必要になった場合の調整方法について質疑があり、毎年、各区長から出された要望に沿って予算を立てているが、本庁建設課及び各支所産業建設課が現地に出向き確認した上で実行しているため、早く要望を出してもらっていても、緊急性を見て後に回すものもある。重要かつ緊急性のある修繕等については、補正予算で対応することになるとの答弁でありました。

公営住宅の建て替え計画について質疑があり、一の瀬団地建て替えを5カ年計画で整備し、現在の81戸から78戸になる。令和4年度には、高山団地の2棟10戸、下松葉団地の1棟18戸、高山川原団地、頭王団地の外壁長寿命化改修工事、旧宇和授産場の解体、その跡地に木造2階の新築住宅1棟6戸を建設、高山久保田住宅は管理条例から削除後に解体する計画である。令和5年度には、明浜町の狩浜団地、俵津大浦団地の外壁長寿命化改修工事、下松葉団地は3棟目の外壁長寿命化改

修工事を予定しているとの答弁でありました。

野村地区都市再生整備計画事業並びに小規模住宅地区等改善事業の完成後の維持管理について質疑があり、野村復興まちづくりデザインワークショップを開催し、各施設の利用者による維持管理ができないか検討を行っているとの答弁に対し、住民のためになる事業を期待しているの、意見の集約がきちんと行われるようお願いするとの意見がありました。

議案第 29 号「令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計」及び議案第 32 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計予算」では、農業集落排水と公共下水道の接続計画について質疑があり、宇和町では農業集落排水が公共下水に隣接しているところがあるため、古いものから順に公共下水道に統合するよう考えている。一番古い農業集落排水が永長、その次が神野久、そのあと田之筋、中川と続いており、永長と神野久は 20 年以上経過しているため、この地区を先行して統合することを目標としているとの答弁でありました。

議案第 30 号「令和 4 年度西予市水道事業会計予算」では、水道料金改定のタイムスケジュールについて質疑があり、令和 6 年度の改定を希望しているが、資料作成や委員の選考、協議等もあるため、時間を要すると予想しているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和 4 年 3 月 17 日、産業建設常任委員会委員長小玉忠重。

○佐藤議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号「財産の無償譲渡について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号から議案第 10 号までの 7 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 10 号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの 7 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 4 号から議案第 10 号までの 7 件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 11 号及び議案第 12 号の 2 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号「市道路線の廃止について」及び議案第 12 号「市道路線の認定について」の 2 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号及び議案第 12 号の 2 件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号「西予市営土地改良事業の施行について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 24 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号「令和 4 年度西予市一般会計予算」

は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 25 号から議案第 34 号までの 10 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号「令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」から議案第 34 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの 10 件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 25 号から議案第 34 号までの 10 件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 55 号から議案第 60 号までの 6 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 55 号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 60 号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの 6 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 55 号から議案第 60 号までの 6 件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

(日程 2)

○佐藤議長

次に、日程第 2、議案第 61 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 12 号)」を議題いたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 61 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 12 号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、国の令和 3 年度補正予算に盛り込まれた地方創生拠点整備交付金を財源とした地域づくり活動センター推進事業費、オフセット・クレジットの販売収入を財源とした夢資源活用基金事業費を計上するほか、繰越明許費の設定を行うものであります。

まず、地域づくり活動センター推進事業につきましては、三瓶町下泊地区の地域づくり活動センターを旧下泊小学校校舎 1 階に整備する経費として 1288 万 5000 円を計上するものであります。財源として、地方創生拠点整備交付金 588 万 5000 円のほか、公共施設整備基金繰入金 700 万円を充当しております。

次に、夢資源活用基金事業につきましては、本基金は、西予市における良好な自然環境の保全と地域振興の創造に資する施策を実現する経費の財源を積立てする目的で設置したものであります。その積立財源として、森林が吸収する二酸化炭素吸収量をクレジット化し、オフセット・クレジットとして発行し、地球温暖化対策に取り組んでいる企業等に販売を行っております。今回のカーボン・オフセットを行う企業からオフセット・クレジット 700 トンの購入申込みがありましたので、売買代金として 700 万円を積み立てるものであります。

また、先ほど説明いたしました地方創生拠点整備交付金事業のほか、災害復旧事業をはじめ、その性質上または予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらない見込みの 49 事業に対しまして 23 億 6998 万 7000 円の繰越明許費の設定を行っております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1988 万 5000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 338 億 9453 万円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 61 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、議案第 61 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 61 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 12 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 61 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

（日程 3）

○佐藤議長

次に、日程第 3、議会報告第 1 号「西予市消防体制検討特別委員会報告について」を議題といたします。

西予市消防体制検討特別委員会委員長信宮徹也君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮委員長。

〔信宮消防体制検討特別委員会委員長登壇〕

○信宮消防体制検討特別委員会委員長

議会報告第 1 号「西予市消防体制検討特別委員会の報告」を行います。

西予市消防体制検討特別委員会は、西予市の今後の常備消防の施設整備や広域化に対する調査研究と非常備消防の指揮命令系統の統一化問題等、消防体制の充実化を検討することを目的に令和 2

年 6 月 17 日に設置された。

当特別委員会では、①常備消防の施設整備、②広域化に関する調査研究、③非常備消防の指揮命令系統統一化の 3 点について調査研究を行ってきた。

①常備消防の施設整備について

令和 4 年 3 月 3 日に委員会を開催し、現時点での消防庁舎改築計画について消防本部から説明を受けた。新野村支署は、現在の敷地を拡張し、庁舎棟は 488.39 平方メートル、木造、鉄骨造を合わせた混構造で地上 2 階建て。訓練棟は 43.31 平方メートル、地上 3 階建てで、令和 4 年度中に建設し、令和 5 年 4 月 1 日の供用開始との説明を受けた。

新野村支署には、今後女性消防吏員の採用も考慮し、女性専用スペースも確保しているとのことであった。

新本部庁舎については、現在、新庁舎基本計画案策定中であり、宇和町神領に購入した約 8,500 平方メートルの土地を令和 4 年度から 5 年度にかけて造成し、5 年度から 6 年度に建設工事を行い、令和 7 年 4 月供用開始の予定であるとの報告であった。

新本部庁舎には十分な広さを活用した常設のヘリポートも併設され、最新の設備で南予地区の拠点として、消防・救急の充実が図れるものと期待する。

②広域化に関する調査研究について

広域化の前段とされる消防の連携・協力に向けた指令センターの共同運用については、南予地区消防長会において、5 人の消防長を委員として、南予地区消防連携協力検討委員会を立ち上げて検討を重ねた結果、宇和島地区広域事務組合消防本部と西予市消防本部の 2 本部による通信指令業務の共同運用が望ましいとの結果に至り、具体的な調査検討を進めていたが、双方の庁舎建設スケジュールの折り合いがつかず今回の共同運用は見送る結果となった。

しかしながら、双方とも共同運用実現に向けての意識は非常に高く、今後の動向を注視していきたい。

③非常備消防の指揮命令系統の統一化について

合併から 18 年が経過した現在でも、西予市三瓶町における常備消防は、八幡浜地区施設事務組

合に消防サービスを委ねている状態であり、非常備消防（消防団）に関する運営は西予市、災害発生時における指揮に関しては八幡浜地区施設事務組合消防本部の指揮により活動を行っている。同じ市でありながら2つの常備消防が存在し、突発的な災害などが発生した場合、指揮命令系統が一本化できず、迅速な現場対応に支障を招くおそれも生じる懸念があるという問題を抱えている。

当委員会では、西予市の区域を分断して管轄する2つの常備消防を問題視し、令和3年6月に行った中間報告では「令和3年度中に行政間の協議により問題解決を図ることができない場合は、法令に基づき事務組合からの脱退を要請する。」との報告を行った。

その後、令和3年9月2日に、八幡浜市・伊方町・西予市の関係市町による首長協議が行われ、八幡浜地区施設事務組合の消防事務から西予市が脱退することについて、協議を進めることの合意がされた。

令和3年9月26日には、三瓶3地区において、八幡浜地区施設事務組合からの脱退に向けた協議の合意、令和7年度から三瓶第三分署の人員増員など、西予市消防への管轄再編に向けた実務的な協議、検討について住民説明会が行われた。

その後、西予市は令和3年10月21日に八幡浜地区施設事務組合から脱退することの協議申入れを行い、現在は脱退に向けた協議の準備作業を行っている。

西予市消防体制検討特別委員会は平成29年に設立された前身である西予市地域防災体制特別委員会を経て、5年間にわたり防災体制、消防体制の調査研究を行ってきた。

調査研究を行ってきた西予市の常備消防の施設整備や広域化に対する調査研究と非常備消防の指揮命令系統の統一化問題については、これまでに一定の成果、結果が得られたものであると考える。

なお、令和7年4月から三瓶第三分署機能が西予市に移管されることに対し、今後とも三瓶地区住民の安心・安全の確保に向け、丁寧な説明を行い、理解が得られるよう求めるものとする。

以上、西予市消防体制検討特別委員会に託された調査研究についての最終報告とする。

令和4年3月17日、西予市消防体制検討特別委員会委員長信宮徹也。

○佐藤議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告をもって、西予市消防体制検討特別委員会の調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、西予市消防体制検討特別委員会の調査研究は終了することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時01分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午後3時15分）

お諮りいたします。

ただいま提出されました議案第62号「西予市副市長の選任について」、議案第63号「西予市固定資産評価員の選任について」、発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」、意見書案第1号「国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）の提出について」及び議員派遣の件についての5件を本日の日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、本案5件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○佐藤議長

まず、追加日程第1、議案第62号「西予市副市長の選任について」及び議案第63号「西予市

固定資産評価員の選任について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 62 号「西予市副市長の選任について」、議案第 63 号「西予市固定資産評価員の選任について」あわせて提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、本市の副市長である宗正弘氏が本年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

宗氏には、職員としての長年の行政経験を生かされ、4 年間にわたり卓越した行政手腕を發揮され、また、温厚な人柄と相まって、市民や職員からの信頼も厚く、諸般の行政課題等の解決と西予市の発展に貢献いただきました。特に、平成 30 年 7 月豪雨災害においては、甚大な被害を受け混乱を極める野村現地対策本部の本部長を務めていただき、現地での復旧活動の陣頭に立ち、まさに身を粉にして、野村地区の応急復旧に尽力いただきました。このたびの任期満了に伴い、御本人の意思も固く、誠に残念ではございますが、退任されることになりました。長年にわたり苦勞を共にし、私を支えていただきましたこと、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

退任後はお体を御自愛いただきますとともに、今後も折に触れ、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

さて、その後任について慎重に検討・熟慮を重ねてまいりました結果、現在、再任用で産業部長を務めていただいております酒井信也氏を選任いたしたいと存じます。

酒井氏は、昭和 54 年に旧宇和町役場に採用され、西予市発足後には三瓶支所生活福祉課長、環境衛生課長、生活福祉部長兼福祉事務所長、そして、現職である産業部長兼生活福祉部産廃処理施設担当部長などの要職を歴任されており、その行動力と行政手腕については疑いのないところであります。このように酒井氏は、地方行政に精通されるとともに、人格高潔な方で市民の信頼も厚く、今後の新たな行財政運営に的確な判断と適切な処

理をいただける適任者であると確信しておりますので、その選任につきまして、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

また、西予市固定資産評価員につきましても、宗氏が評価員を辞職されることにより、その後任といたしまして、酒井氏を選任いたしたいと存じます。

酒井氏は、先ほど副市長選任の折にも御説明したように、行政事務の経験が豊富で、税務関連業務にも長く携われており、また、人格高潔な方で市民の信頼も厚く、固定資産評価員として適任であると存じますので、その選任について地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 2 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 62 号及び議案第 63 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第 62 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 62 号「西予市副市長の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 62 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 63 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 63 号「西予市固定資産評価員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 63 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 24 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 29 分）

（追加）

○佐藤議長

次に、追加日程第 2、発議第 1 号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮議会運営委員長。

〔信宮議会運営委員会委員長登壇〕

○信宮議会運営委員会委員長

発議第 1 号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」提案理由の説明を申し上げます。

会議及び委員会において電子採決システムによる表決を行うことを可能とするため、会議規則の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、発議第 1 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第 1 号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

（追加）

○佐藤議長

次に、追加日程第 3、意見書案第 1 号「国民の祝日「海の日」の 7 月 20 日への固定化を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮議会運営委員長。

〔信宮議会運営委員会委員長登壇〕

○信宮議会運営委員会委員長

国民の祝日「海の日」の 7 月 20 日への固定化を求める意見書（案）の提出について、提案理由の御説明を申し上げます。

国民の祝日「海の日」は海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成 7 年に制定され、平成 8 年 7 月 20 日から施行されておりますが、平成 15 年以降、いわゆるハッピーマンデー化により、7 月の第 3 月曜日となっております。わが国と海との歴史的、文化的及び経済的、社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、海の

日を当初の7月20日に固定化することを要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見を提出するものであります。

なお、意見書案はお手元に配信のとおりでありますので御確認ください。

以上、提案理由の説明といたします。

○佐藤議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、意見書案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

（追加）

○佐藤議長

次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和4年第1回西予市議会定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

日に日に暖かさが増し、いよいよ春の到来を感じられる季節となりました。今年の桜の開花は例年並みという予想のようで、今月下旬には満開の桜を楽しむことができそうです。とは申しましても、花見の際にもコロナ禍におけるルールを遵守してお楽しみをいただきたいと思っております。

昨夜は、福島県沖を震源とする震度6強を観測する地震が発生をいたしました。今回の地震では大きな津波は発生していないようですが、家屋等の倒壊をはじめ、道路交通網の麻痺、大規模停電など、広い範囲で大きな被害が出ているようです。被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

今回の地震を踏まえて、南海トラフ巨大地震に対する防災意識を高めるとともに、日頃からの備えの重要性を改めて強く感じたところであります。

去る2月24日に開会いたしました本定例会でございますが、会期中、議員各位には、本会議並びに各常任委員会におきまして、追加分も含めて上程いたしました条例改正、人事案件及び令和4年度一般会計予算など70件に上る重要案件につ

きまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおり可決または御同意をいただき、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

平成7年から26年間継続して実施し、本市の顔ともいえるイベント、かまぼこ板の絵展覧会が一般財団法人地域活性化センター主催による第26回ふるさとイベント大賞で特別賞を受賞しました。ふるさとイベント大賞での受賞は、平成9年の優秀賞以来2回目となります。今回のふるさとイベント大賞は、過去の受賞イベントや次点イベント74件のうち、独自の魅力をどのように創意工夫しつつ維持し、磨きをかけてきたのかを評価するもので8件が表彰されました。25年の時を経て再評価いただいたことは、誠に光栄なことであり、本展覧会を長年にわたり応援いただきました全国の皆様に感謝申し上げます。

世界に目を向けると、ウクライナ情勢につきましては、刻々と緊張が高まりつつあります。

今回のロシア軍による侵攻では、軍事施設だけではなく民間施設に対する攻撃も続き、多くの民間人が犠牲となる、非常に憂慮する事態となっており、強い憤りを感じておりますが、私が特に衝撃を受けたのは、原子力発電所への攻撃を行ったことであります。原発を攻撃するという事は、単に施設の破壊だけにとどまらず、一つ間違えば、放射能汚染などによる広い範囲で、深刻かつ重大な環境被害をもたらします。

私は日本の一自治体の長という立場ではありますが、ロシアが過去に原発事故を経験した国であります。その悲惨な実態を知りながら原発を攻撃したことに強く非難いたします。

そして、ロシア軍の一刻も早いウクライナ侵攻の中止と撤退を求めるとともに、一人でも多くの尊い命が救われることを心から祈念するものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として高い水準で新規感染者が推移しており、引き続き、厳重な警戒と感染予防対策を必要としております。

3回目のワクチン追加接種も進んでおりますので、徐々に減少傾向に向かうものと思われませんが、完全に不安を払拭することは当面は難しいように思います。

今後、ウィズコロナという環境の中で、どのよ

うにして社会経済活動を展開していくのか、新しい生活様式、働き方の新しいスタイルをどのように確立していくかが重要なかぎとなります。

御案内のとおり、当市におきましては、人口減少等による社会構造や経済情勢が大きく変化する時代を迎えた今、職員の生産性の向上と持続的に行政サービスを提供する体制を整えるため、働き方そのものの変革を進めるオフィス改革を行っているところです。本庁及び教育保健センターの事務フロアのレイアウトの大幅な変更とともに、本庁1階では、レースカーテンで柔らかく空間を仕切るなど、およそ市役所のイメージからは外れているような印象もあろうかと思えます。

既成概念や既得権にとらわれていると進歩はありません。そういった意味でも、まずは職場環境の変化から意識改革を強め、行動改革、新しい働き方へのシフトを図ってまいりたいと考えております。

オフィス改革対しましては、劇的な変化やその効果への不安もあり、賛否両論の部分は当然あろうかと思えます。この点に関しては、地域づくり活動センター、小規模多機能自治への挑戦にも同様に様々な御意見をいただいております。

しかしながら、座して待つのみだけでよいのでしょうか。私はまずは行動し、活路を見いだすことが重要と考えております。

トライアンドエラー、そして改善、その繰り返しの中で少しずつでもよい方向へ近づいていく努力を重ね続ける必要があります。

施政方針の所信の中でも触れておりますが、令和4年度は私の2期目の折り返しの年であり、オフィス改革の本格的な実証の期間となるとともに、地域づくり活動センターの令和5年度スタートに向けた最終準備期間となります。職員一丸となって取り組むとともに、議員の皆様、地域の皆様の協力なしに実現することは厳しいことも十分に認識しているところであります。

新型コロナの影響がどれほど続くか不透明ではありますが、「暮らして安心が体感できるまちづくり」を基本理念に、引き続き、6つの変革に挑戦してまいります。

何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

季節の変わり目で、昼夜の気温差も大きい時期

であります。

議員各位におかれましては、体調管理には十分御留意いただき、来るべき新年度の市政運営に対して一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。まして閉会の御挨拶といたします。

○佐藤議長

これをもって、令和4年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 佐藤 恒夫

同 議員 中村 一雅

同 議員 河野 清一

付 録

令和4年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期2月24日（木）～3月17日（木）

（会期22日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
2月24日	木	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会 ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・委員会付託（補正予算議案等） ・即決議案採決 ・行政報告会（本会議終了後開会）
2月25日	金	常任委員会	
2月26日	土	休 会	
2月27日	日	休 会	
2月28日	月	休 会	
3月1日	火	休 会	
3月2日	水	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会 ・質疑通告〆切
3月3日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・質疑・討論・採決（補正予算議案等） ・一般質問 ・即決議案採決 ・議員全員協議会 ・消防体制検討特別委員会
3月4日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
3月5日	土	休 会	
3月6日	日	休 会	
3月7日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・追加議案提案理由説明 ・質疑 ・委員会付託 ・行政報告会（本会議終了後開会）
3月8日	火	常任委員会	
3月9日	水	常任委員会	
3月10日	木	休 会	
3月11日	金	休 会	
3月12日	土	休 会	
3月13日	日	休 会	
3月14日	月	休 会	
3月15日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・討論通告〆切

月 日	曜日	日 程	備 考
3月16日	水	休 会	・議会運営委員会
3月17日	木	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会 ・行政報告会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決

令和4年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 2号	CATV整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について	04.03.03	原案可決
議案第 3号	財産の無償譲渡について	04.03.17	原案可決
議案第 4号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 5号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 6号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 7号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 8号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 9号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 10号	西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 11号	市道路線の廃止について	04.03.17	原案可決
議案第 12号	市道路線の認定について	04.03.17	原案可決
議案第 13号	西予市営土地改良事業の施行について	04.03.17	原案可決
議案第 14号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)	04.03.03	原案可決
議案第 15号	令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	04.03.03	原案可決
議案第 16号	令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	04.03.03	原案可決
議案第 17号	令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	04.03.03	原案可決
議案第 18号	令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	04.03.03	原案可決
議案第 19号	令和3年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	04.03.03	原案可決
議案第 20号	令和3年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	04.03.03	原案可決
議案第 21号	令和3年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	04.03.03	原案可決
議案第 22号	令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)	04.03.03	原案可決
議案第 23号	令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	04.03.03	原案可決
議案第 24号	令和4年度西予市一般会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 25号	令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 26号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 27号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 28号	令和4年度西予市介護保険特別会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 29号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	04.03.17	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 30号	令和4年度西予市水道事業会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 31号	令和4年度西予市簡易水道事業会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 32号	令和4年度西予市公共下水道事業会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 33号	令和4年度西予市病院事業会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 34号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	04.03.17	原案可決
議案第 35号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 36号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 37号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 38号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 39号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 40号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 41号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 42号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 43号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 44号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 45号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 46号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 47号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 48号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 49号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 50号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 51号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 52号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 53号	西予市農業委員会委員の任命について	04.02.24	原案同意
議案第 54号	野村中学校外壁改修工事請負契約について	04.03.03	原案可決
議案第 55号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 56号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 57号	西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 58号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 59号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 60号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.03.17	原案可決
議案第 61号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第12号)	04.03.17	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 62号	西予市副市長の選任について	04.03.17	原案同意
議案第 63号	西予市固定資産評価員の選任について	04.03.17	原案同意
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	04.02.24	原案同意
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	04.02.24	原案同意
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	04.02.24	原案同意
諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	04.02.24	原案同意
諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について	04.02.24	原案同意
諮問第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について	04.02.24	原案同意
諮問第 7号	人権擁護委員候補者の推薦について	04.02.24	原案同意
諮問第 8号	人権擁護委員候補者の推薦について	04.02.24	原案同意
発議第 1号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	04.03.17	原案可決
意見書案第 1号	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書(案)の提出について	04.03.17	原案可決
決議案第 1号	ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について	04.03.03	原案可決
議会報告第1号	西予市消防体制検討特別委員会報告について	04.03.17	報告
	議員派遣の件について	04.03.17	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
12月3日	全 議 員	令和3年第4回定例会 一般質問
12月6日	全 議 員	令和3年第4回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全 議 員	議員全員協議会
12月9日	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
12月10日	関 係 議 員	総務常任委員会
12月13日	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（宇和高等学校三瓶分校）
12月15日	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
12月16日	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（宇和高等学校）
12月17日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和3年第4回定例会 閉会
12月21日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
12月22日	議 長	八幡浜施設事務組合議会
	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（野村高等学校）
12月27日	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
1月3日	全 議 員	西予市成人式
1月4日	議 長	仕事始め式
	正 副 議 長	2022愛媛県年賀交歓会
1月5日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
1月12日	議 長	行政視察受入（弘前市）
1月14日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第1回臨時会
	関 係 議 員	議会運営委員会
	議長・関係議員	高校生と西予市議会との意見交換会における意見・要望事項に対する市長懇談会
1月21日	正 副 議 長	南予市議会議長会書面会議
1月24日	関 係 議 員	令和3年度愛媛県市議会観光振興議員連盟広域観光推進研修会（Web開催）
1月27日	全 議 員	議員全員協議会協議会
2月3日	議 長	全国市議会議員共済会代議員会書面会議
2月7日	議長・関係議員	道路格付専門委員会
2月16日	関 係 議 員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会

月 日	出 席 者	行 事 名
2月17日	関 係 議 員	産業建設常任委員会所管事務調査
2月18日	議長・産建委員長	令和3年度西予市農業再生協議会臨時総会書面会議
2月21日	関 係 議 員	議会運営委員会
2月24日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第1回定例会 開会

令和4年2月25日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

総務常任委員会

委員長 源 正樹

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第2号	CATV整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について	原案可決
議案第14号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第54号	野村中学校外壁改修工事請負契約について	原案可決

令和4年2月25日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

厚生常任委員会

委員長 中村 敬治

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第14号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第15号	令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第16号	令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第17号	令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第22号	令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第23号	令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和4年2月25日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

産業建設常任委員会

委員長 小玉 忠重

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第14号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第18号	令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第19号	令和3年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第20号	令和3年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第21号	令和3年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和4年3月9日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

総務常任委員会

委員長 源 正樹

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第3号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第4号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第5号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第6号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第10号	西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第24号	令和4年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第25号	令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	原案可決
議案第55号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第56号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第57号	西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第58号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和4年3月9日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

厚生常任委員会

委員長 中村 敬治

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第9号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第24号	令和4年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第26号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第27号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第28号	令和4年度西予市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第33号	令和4年度西予市病院事業会計予算	原案可決
議案第34号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	原案可決
議案第59号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第60号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和4年3月9日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

産業建設常任委員会

委員長 小玉 忠重

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第7号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第8号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第11号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第12号	市道路線の認定について	原案可決
議案第13号	西予市営土地改良事業の施行について	原案可決
議案第24号	令和4年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第29号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	令和4年度西予市水道事業会計予算	原案可決
議案第31号	令和4年度西予市簡易水道事業会計予算	原案可決
議案第32号	令和4年度西予市公共下水道事業会計予算	原案可決

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第2号 C A T V整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について

議案第14号 令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)

議案第54号 野村中学校外壁改修工事請負契約について

以上3議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第2号「C A T V整備事業 野村サブセンター整備工事変更請負契約について」、市内全域にC A T Vが利用できる環境整備を行っているが、拠点施設となるセンター及び各サブセンターの設備機器が耐用年数を経過し老朽化しているため、令和元年度の明浜サブセンターの更新を皮切りに、今年度宇和センターの更新を行い、現在野村サブセンターの整備工事を進めている。今回、施工業者による現地調査を踏まえ本市と関連業者等々協議を重ねたところ、障害発生時においてすぐに調達が難しい主要機器の予備品を追加するとともに、機器同士を接続するコード類の延長、及び新たな空調機器の設置と、既存の無停電電源装置の撤去に伴う追加工事が必要と判断し、令和4年2月9日に275万9000円を増額し1億7727万4000円の変更請負仮契約を締結したとの説明があった。

議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)」について、事業実績の精査や入札減、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業が休止になったことによる減額補正が多く見受けられた。

総務課所管分、「野村支所庁舎建設事業」減額補正155万8千円に対して、事業進捗状況について関連質疑があり、現在の工事進捗率については約30%となっており、令和4年10月24日を開庁式としている。令和5年度の支所2課体制で室内が設計されているため、新しい庁舎にすべての課は入れないので、新庁舎開庁後の令和5年3月までは産業建設課を旧庁舎に置き、新庁舎と併設して業務をしていくとの答弁であった。

危機管理課所管分、「防災行政無線デジタル整備事業」減額補正2062万6千円について、合併前、旧町ごとに運用されていたアナログ式の防災行政無線設備を市内全域統一的な運用を行うためデジタル方式に切り替えるため、平成25年度の野村地区の整備から開始し、このたび全ての工事を完了することができた。当該事業の工事費及び備品購入費の総額については当初見込み34億5324万7000円のところ、最終額は26億3605万1000円となったとの説明があった。大きな減額となった要因について質疑があり、入札減と整備途中における全体最適化である。戸別受信機設置の費用が非常に大きい事業で、受信機単体での受信戸数が増え、屋外に設置するダイポールアンテナ等の機材等が減少した影響であるとの答弁であった。

財政課所管分では、基金費に後年度の市債の償還財源を確保するため「減債基金事業」4億5831万4000円を、公共施設の長寿命化、また地域づくり活動センター移行等に伴う施設整備等の財源を確保するために「公共施設整備基金事業」1億5000万円を積み立てるとの説明があった。

まちづくり推進課所管分、債務負担行為「四国西予ジオミュージアム落成式及び広告業務委託」123万1千円について質疑があり、4月23日の落成式及びオープンへ向けテレビ局のコマーシャルや各種広告等を行うようにするとの答弁であった。

教育総務課所管分、「新型コロナウイルス感染症対策事業」1633万9千円について質疑があり、各学校で感染症対策に必要な物品等を購入する経費であり、非接触型体温計や空気清浄機等の購入等に充てている。国庫補助対象事業費の上限額は宇和町小学校と宇和中学校が135万円、他の学校が90万円であるとの答弁であった。

生涯学習課所管分、「成人式開催事業」減額補正39万8千円について、令和3年の成人式を取りやめ記念品だけになった世代の方に、何か思い出となるようなイベントの計画はあるかとの質疑に対し、今後内部で検討したいとの答弁であった。

議案第54号「野村中学校外壁改修工事請負契約について」では、当改修工事によってどれくらい野村中学校の長寿命化が図られるのかとの質疑に対し、保証期間である最低10年は使用可能であるが、その後は中学校自体も老朽化が進んでおり建て替え等を検討したいとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和4年3月3日

総務常任委員会
委員長 源 正樹

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第14号 令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)
(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)
- 議案第15号 令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第16号 令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第17号 令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第22号 令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
- 以上6議案について、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第11号)」医療対策室所管分では、医療機関新規開業促進事業について、現時点で小児科、産科ともに採択に至っていないため補助金を減額し令和4年度当初予算に改めて計上するとの説明があった。委員から、小児科と産科の新規開業見込みはあるのかとの質疑があり、昨年度は何件か相談もあったが、今年度の相談はない。愛媛県医師会の会報等にチラシを入れてPRは行っているが見込みは立っていないのが現状であるとの答弁であった。

環境衛生課所管分では、旧南予エコの橋梁撤去工事請負費の減額について質疑があり、旧南予エコの焼却施設に架かっていた橋梁の撤去工事について入札減少金が生じたため減額したもので、既に橋梁は撤去しているとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分では、妊婦健診委託料の減額について質疑があり、妊娠届出数は令和元年度177件、令和2年度154件、令和3年度は、令和4年2月25日時点で140件と年々減ってきている。当初見込みよりも妊娠届出数が少なかったことから不用となった委託料を減額したとの答弁であった。

福祉課所管分では、生活困窮者自立支援金支給事業における住居確保給付金の減額について質疑があり、住居確保給付金は、離職や自営業の廃業等に陥ったことで経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に家賃相当額を支給する制度で、令和2年度に支給対象が拡大され申請者が6世帯と増えたことから、令和3年度も同程度の申請を見込んで予算計上していたが、現時点で2世帯の給付と実績が少なくなったため減額したとの答弁であった。

議案第23号「令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」では、短期入所及び通所にかかる収益が減収となった要因について質疑があり、短期入所及び通所利用者の家族が新型コロナウイルス感染拡大地域から帰省した際、大事をとって待機期間を設け、1週間利用を控えていただいたことなどの理由から利用者数が減少したため減収となったとの答弁であった。

また、施設事業費用における給与費の減額について質疑があり、新型コロナウイルス感染症の影響で、政府が入国規制を行ったことにより、モンゴルからの技能実習生の年度内入国が見込めなくなったため減額したとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和4年3月3日

厚生常任委員会

委員長 中村 敬治

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第14号 令和3年度西予市一般会計補正予算（第11号）

議案第18号 令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 令和3年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第20号 令和3年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案第21号 令和3年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

以上5議案について、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第14号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第11号）」建設課所管分では、がけ崩れ防災対策事業の減額について質疑があり、今年度発注予定の2カ所のうち1カ所が工事取りやめとなったため、工事費を減額するとの答弁があった。

農業水産課所管分では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、大洲市で養鶏場を経営する有限会社岡野ファームを主体とした南予地域養鶏クラスター協議会が宇和町山田地区に養鶏場の建設を予定しており、建設期間は令和4年3月から令和5年3月まで、完成後の鶏舎棟数は6棟で約8,500平米となるとの説明があった。委員より地元雇用の見込みについて質疑があり、まだ確定はしておらず、最新のウインドレス鶏舎という設備であるため人手がかからないことや、従業員の一部が配属されるという話も聞いているが、市としては地元雇用の要望は行っているとの答弁であった。また、養鶏場の臭気対策について質疑があり、岡野ファームから地元の方へ説明会をされたり、大洲市の養鶏場を実際に見ていただくなどしていると聞いているとの答弁であった。

林業課所管分では、森林整備担い手確保育成対策事業に関して、担い手の育成や確保の状況について質疑があり、来年度は西予市森林組合へ宇和高校生が2名就職する予定となっており、当市においても林業教室などを実施、県では林業教室のほか、令和4年度にインターンシップ等も考えられているため、希望者が徐々に増えていくことを期待しているとの答弁であった。

議案第18号「令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」では、企業会計移行に係る資産調査及び評価業務の内容について質疑があり、農業集落排水事業特別会計を企業会計へ移行するよう国から通達を受け、令和5年度から移行するよう計画をしている。移行に伴い、農業集落排水施設全体の資産を調査及び評価するもので、今回完了すれば来年度以降は行う必要はないとの答弁であった。

議案第19号「令和3年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」及び議案第20号「令和3年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第1号）」では、関連として、令和5年度の各支所再編に伴い支所の職員が減少することへの対処について質疑があり、支所の職員は約半分になる予定で、今まで支所で扱っていた業務を本庁へどれだけ移行できるか調査を行っているとの答弁があった。それに対し、委員からは、サービスの低下に繋がらないような処置を行うよう意見があった。

また、給水人口の減少に伴い収益も減少するのに対し施設の維持はしていかなければならず苦しい会計状況にあると思うが、対処は考えているかとの質疑があり、来年度から水道料金改定に向けて検討を行う方向で、施設維持のためには利用者に最低限の負担をしていただくことが必要であるとの

答弁であった。

以上、産業建設常任委員会審査報告とする。

令和4年3月3日

産業建設常任委員会

委員長 小玉 忠重

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第3号 財産の無償譲渡について

議案第4号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 令和4年度西予市一般会計予算

議案第25号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算

議案第55号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第56号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第57号 西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第58号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上11議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第3号「財産の無償譲渡について」、旧二木生小学校跡地に養護老人ホーム三楽園が移転改築するのに伴い、旧二木生小学校校舎棟の解体と改築に係る財源の確保及び一体的な施工並びに工期の調整を円滑に行えることから、当該建物を西予総合福祉会に譲渡することが合理的と判断し、令和4年2月22日付けで同法人と建物譲渡仮契約を締結したとの説明があった。

議案第4号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、平成30年7月豪雨災害の経験から、市町の意味決定を体系的専門的に支援できる仕組みをより一層整えるため、令和4年度から、防災及び災害対応などに関する専門的な知識経験を持ち、国が認める地域防災マネージャーの資格を有する一般任期付職員を採用し、今後の防災・減災対策のさらなる推進、安心安全なまちづくりに努めるとの説明があった。人材登用の詳細についての質疑があり、内閣府の防災スペシャリスト養成研修や、防衛省の防災危機管理教育を受講している方、あるいは国の行政機関職員の課長補佐級相当級以上の職位を経験、そしてかつ防災行政経験5年以上または災害派遣にも有する部隊と経験2年以上の方を登用するとの答弁であった。

議案第6号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」、養護老人ホーム三楽園が、旧二木生小学校跡地へ移転改築されることに伴い、当該グラウンドにおいては、令和4年度から工事車両や資材置場としての利用が見込まれるため、令和4年3月末をもって社会体育施設としての当該グラウンド施設を廃止するとの説明があった。

議案第10号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、消防庁長官通知により消防団報酬について年3万6500円を基準額にすること。また、出動報酬額は1日当たり8,000円を基準額とすること。あわせて、消防団員個人に直接支給することなどが示され、令和4年度から見直しを通知されているとの説明であった。報酬が個人の口座に振り込まれる

ことにより、出勤しない団員の活動状態の確認や今後の消防団の運営について質疑があり、来年度以降は半年に1回提出される日誌と出勤報告書により出勤状況を把握する。消防団への入団促進の理解のために事業所や学校訪問を行い、総合的に消防団の強化を図っていききたいとの答弁であった。

議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」についての説明・質疑は次のとおりである。

総務課所管分では、防犯灯のLED灯への切り替え率についての質疑があり、市内で設置されている5,564カ所の防犯灯のうち約52.6%にあたる2,927カ所がLED灯に交換されているとの答弁であった。

危機管理課所管分では、災害時等で避難する際に氏名や連絡先のほか、既往歴、薬の状況などを書いたものを名札のようしておく「いのちのカード」は、避難所での受け付けや避難生活時の支援等に繋がるもので、西予市内では野村の農友地区、宇和の岩木地区、明間の明間女性防火クラブで取り組んでおり、この取組をぜひ市内全域に進めたいとの説明があった。

税務課所管分では、固定資産税が前年比1532万3000円の大幅な増となった理由として、家屋においては宇和町内に集合住宅や専用住宅の建築が年々増加している。また令和3年中に大規模事業所の建築が数件あったことで増収を見込んでいるとの説明があった。

財政課所管分では、令和4年度の一般会計予算の歳入歳出は、それぞれ317億6000万円であり、令和3年度の305億3900万円と比較し、12億2100万円、4.0%の増となっている。地方交付税は126億3500万円を計上しており、うち普通交付税が114億円である。普通交付税だけを見ると、前年度と比較し大きく増加しているが、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税総額を令和3年度の当初の算定実績と比較すると、地方債の償還に係る需要額の増加分を除くと減少の試算となっているとの説明があった。

監理用地課所管分では、道路地籍整備事業の進捗率についての質疑があり、全体で約3,500筆のうち現在約2,400筆が残っているとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分では、地域づくり活動センター推進事業に2502万3000円を計上し、令和4年度は「地域づくり活動センター推進計画」に基づき令和5年4月のスタートに向けて事業を推進し、地域づくり活動センター整備及び人材育成事業を継続して実施するとの説明があった。地域おこし協力隊についての質疑があり、西予市版田舎で働き隊が8名、高校魅力化事業が3名、計11名の地域おこし協力隊の募集を行う。任期が終わる地域おこし協力隊の起業支援として200万円を計上しているとの答弁であった。

政策推進課所管分では、公共施設の総量縮減を図るとともに公共施設に係る維持管理コストを縮減するため、公共施設個別施設計画を令和4年度末に策定するとの説明があった。

復興支援課所管分では、野村地区の肱川沿いの公園整備予定地についての質疑があり、野村高校の生徒が探究の時間を利用して、サツマイモ、ひまわりの苗を植えて菜園の整備に努めたとの答弁であった。

消防総務課所管分では、本部署庁舎の建設予定地について住民からの意見を聞いていないかとの質疑があり、住民からは線路・踏切がある点を心配した質問があるが、説明して理解を得ているとの答弁であった。

教育総務課所管分では、小学校・中学校の外壁剥離の早期発見のための打音検査の予算計上についての質疑があり、小学校管理事業と中学校管理事業において、予防保全・計画的な修繕に係る点検業務という形で計上しているという答弁であった。また、大学生等生活応援事業の利用実績に係る質疑については、令和2年度実績では、770名に5万円の給付金を給付したとの答弁であった。

学校教育課所管分では、不登校児童生徒支援事業についての質疑があり、来年度宇和中学校に不登校児を対象としたサポートルームを設置し、不登校傾向のある生徒の受け入れ支援を行うとの答弁であった。スクールサポートスタッフについての質疑については、昨年度は宇和町小学校・宇和中学校・多田小学校の3校に配置したが、来年度は各校長からの意見をもとに、ニーズの高い学校に順番に配置する予定であるとの答弁であった。

生涯学習課所管分では、各公民館の維持管理事業の中に、地域づくり活動センターを踏まえた事務所の改修にかかる経費を必要に応じて計上している。該当となる公民館は、田之浜・多田・明間・中筋・横林・惣川・高川・魚成・三瓶南の公民館になるとの説明があった。三瓶の分館の予算の取り扱いについての質疑があり、分館の予算については、例年どおり三瓶の3つの公民館が管理する形で予算計上をしているとの答弁であった。センター化に向けて公民館の宿日直がなくなることによる公共施設の鍵の管理方法に関する質疑については、どういう鍵の在り方がいいのか、対応の仕方がいいのかというところを地域で話し合い、よりよい地域づくり活動センターにして頂きたいとの答弁であった。

スポーツ・文化課所管分では、宇和文化会館運営事業において、開館から30年が経過した宇和文化会館の舞台の吊物機材、音響、照明の不具合や安全性を確保するため、令和4年度から5期5カ年の改修計画を立て改修工事に入る。令和4年度は、舞台吊物機構の取替え工事を予定しているとの説明があった。また、令和4年5月3日に開催予定されていた、第30回朝霧湖マラソン記念大会は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、令和5年5月に延期することが決定されたとの説明があった。新型コロナウイルス感染症対策に伴う市の社会体育施設の利用規制についての質疑があり、現在、利用は西予市内に在住の方、市内に通勤通学の者に限る、を基本としている。県下で共通で行われる公式戦等の大会については、別途決裁を行い、許可をしているとの答弁であった。

会計課所管分では、歳出伝票の電子決裁を始めたことにより支出伝票等の証憑書類の製本数が減り、会計年度任用職員給与費が減額となったとの説明があった。

議案第55号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」、ジオパーク推進室を経済振興課に配置換え後のジオパークの事業の運営方法についての質疑があり、本庁では主にジオパーク推進業務を担当し、ミュージアムでは館の企画運営と四国西予ジオパークの資源や資料の収集、保管研究を行う。双方が連携して四国西予ジオパークの推進を進めると共に、観光物産協会と観光も含めて密に連携ができる体制をとっていくとの答弁であった。

議案第56号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第57号「西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案第58号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」の3議案について、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げるため、保育園、幼稚園職員においては、会計年度任用職員についてのみ月額9,000円の引上げ、介護、看護職については両市立病院の看護師・准看護師については月額4,000円、つくし苑の介護職員については月額9,000円の給与の引上げを実施するとの説明であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和4年3月17日

総務常任委員会

委員長 源 正樹

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第9号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 令和4年度西予市一般会計予算
(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)
- 議案第26号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第27号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和4年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第33号 令和4年度西予市病院事業会計予算
- 議案第34号 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 議案第59号 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第60号 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 以上9議案について、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」における環境衛生課所管分では、可燃ごみ処理委託事業の焼却単価の変更について質疑があり、焼却単価は3年に一度見直しを行っており、令和元年度から令和3年度の期間の焼却単価は1トン当たり2万5600円であった。令和4年度は見直しの年であり、過年度の実績等を基に試算され、令和4年度から令和6年度の3カ年の焼却単価は2万8000円に増額となる。変更された焼却単価については、固定された単価となり今後3年間は変更されない。ただし、過不足については、次年度に請求され支払うこととなるとの答弁であった。

健康づくり推進課所管の母子保健事業では、特定不妊治療費助成金について、令和4年度から不妊治療が保険適用になるため、令和4年3月までに治療を受けた方、年度をまたいで治療を行った方への助成金を計上したとの説明があった。

特定不妊治療助成事業開始から現在までの実績について質疑があり、助成を開始した平成28年から現在までの利用は81組で、申請延べ件数は149件になるとの答弁であった。

委員からは、不妊治療が保険適用になったことを知らない方もいると思うのでさらなる周知徹底を図るよう意見があった。

子育て支援課所管の保育所等処遇改善臨時特例給付金事業では、9月以降の財源について質疑があり、令和4年4月から9月分までは全額国庫補助となるが、10月以降は教育・保育給付費として支出することになるため、保育士・幼稚園教諭については、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担、放課後児童支援員については、委託料として国・県・市がそれぞれ3分の1負担することになるとの答弁であった。

また、関連として、保育士の正規職員採用について質疑があり、令和4年度に正規職員を若干名採用する試験を実施し、令和5年4月1日からの勤務となるよう計画をしているとの答弁であった。

福祉課所管の避難行動要支援者管理運営事業では、避難行動要支援者名簿の作成状況について質疑があり、要支援者名簿の整理は毎年度行っており、今年度も75歳以上で独居になられた方など新た

に対象となる方451人、今までに送付して回答いただけていない方893人、計1,344人に対し令和3年12月に同意書を送付した。今後、返送された同意書を確認し、要支援者名簿を整理していく予定であるとの答弁であった。

長寿介護課所管の高齢者路線バス利用補助事業では、補助対象区間が市内に限定されているが、明浜・三瓶地区の高齢者はバスを利用して市外の医療機関に通院している方も多く、市外まで補助対象区間を拡大するなど実情に合った見直しが必要ではないかとの質疑があり、現在、令和4年度からの公共交通計画策定を踏まえ、県内におけるバス助成制度を調査研究しているため、それとあわせて今後検討していきたいとの答弁であった。

養護老人ホーム三楽園建設事業では、今後のスケジュールについて質疑があり、令和4年度予算は解体・建築工事設計費用等を計上している。令和5年度に旧二木生小学校の解体、令和6年度に三楽園建築工事を行い、令和7年4月から新しい施設で運営を開始する予定で進めているとの答弁であった。

医療対策室所管の医療機関新規開業促進事業では、現在の状況について質疑があり、令和2年度は問い合わせも数件あったが、令和3年度は新規開業につながる情報は得られていないとの答弁であった。

議案第27号「令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」では、被保険者数と保険料率改定について質疑があり、現在の被保険者数は9,090人で、来年度は248人増の9,338人を見込んでいる。保険料の改定は2年に一度行っており、令和4年度は改定の年となるため、保険料の年間限度額64万円を66万円に、均等割額4万7720円を4万9140円に、所得割率9.02%を9.09%にそれぞれ改定する。今後も被保険者の増加に伴う医療給付費の増加が予想されるため、保険料が下がることは考えにくいとの答弁であった。

議案第28号「令和4年度西予市介護保険特別会計予算」では、要支援者及び要介護者の人数について質疑があり、令和3年3月末現在、1号、2号の被保険者を合わせた要支援1から要介護5までの人数は3,372人となっており、平成30年度は3,324人、令和元年度は3,326人と少しずつ認定者が増加している状況であるとの答弁であった。

議案第33号「令和4年度西予市病院事業会計予算」では、昨年、徳島県つるぎ町立半田病院がサイバー攻撃を受け、ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）に感染し、電子カルテシステムが使用できなくなった事案が発生したが、西予市立病院でも同じようなことが起こる可能性はあるのかとの質疑があり、電子カルテデータについては、データを3つ保存、異なる2種類の媒体に保存、遠隔地の保存という3・2・1ルールに照らして対応を進めている。厚生労働省が策定している医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに沿って運用を検討しているが、半田病院の事案を受け、ガイドラインの改定が予定されており、改定に合わせて新しい対応を講じていきたいとの答弁であった。

また、病床数変更に伴う両市立病院の収益について質疑があり、西予市民病院では、整形外科の手術件数が増えており、一般病床数を増やすことで入退院の件数が増え、診療報酬の増収が見込まれる。野村病院では、病床数の減少に伴い減収の見込みであるが、地域包括ケアが先進的に進んでおり、今後、市立病院のモデルとして機能強化対策を行い、増収を図っていく計画であるとの答弁であった。

議案第34号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」では、介護士不足について質疑があり、介護職の求人については、ハローワークに求人を出すとともに、高校生対象の合同就職

説明会で、若手の介護職員が直接つくし苑のPR活動等を行うことにより動機付けを行うなど様々な対策を講じている。また、新型コロナウイルス感染症対策で入国が遅れていたモンゴル技能実習生は、令和4年3月1日から入国規制が緩和され、令和4年5月末に2名着任予定となっており、力強い戦力になると期待しているとの答弁であった。

議案第59号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、医師を野村病院の兼任から専任にすることのメリットについて質疑があり、常勤医師を配置することで、利用者の体調管理を毎日行い、利用者の要介護度に応じて適切なリハビリの指導ができ、在宅復帰の可能性が高くなることが考えられる。また、つくし苑と隣接している野村病院との調整がよりスムーズとなり、利用者の症状に応じた療養ができることとなるとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和4年3月17日

厚生常任委員会

委員長 中村 敬治

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第7号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 市道路線の廃止について

議案第12号 市道路線の認定について

議案第13号 西予市営土地改良事業の施行について

議案第24号 令和4年度西予市一般会計予算

議案第29号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計予算

議案第30号 令和4年度西予市水道事業会計予算

議案第31号 令和4年度西予市簡易水道事業会計予算

議案第32号 令和4年度西予市公共下水道事業会計予算

以上10議案について、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第8号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」では、コンクリート住宅の耐用年数について質疑があり、今回解体する高山久保田住宅は補強コンクリートブロック造、いわゆる簡易耐火構造であり、公営住宅法の耐用年数は45年である。令和3年3月以降は全戸空家になっており、募集を行ったが入居が見込めず、建築後47年を経過していることから、今回用途廃止・解体との判断に至ったとの答弁であった。

また、耐用年数を経過している単独市営住宅の件数について質疑があり、簡易耐火も含め耐用年数を超えたものは全部で252棟あり、管理している856戸のうち128棟、277戸分が耐用年数を超えているとの答弁であった。

議案第13号「西予市営土地改良事業の施行について」では、新たに整備される水路の詳細について質疑があり、既存の水路では水が溢れる可能性があるため、県から新たに排水路を整備するよう要望があり、市で施工するものであるとの答弁であった。

議案第24号「令和4年度西予市一般会計予算」農業水産課所管分では、清沢地区と壱所地区で行われる田んぼダムの実証試験の期間と令和5年度以降の計画について質疑があり、試験期間は令和4年度の農作業の期間内で計画しており、令和5年度においては中川地区で広げていく予定としているとの答弁であった。

農業後継者育成事業のうち、明浜支所所管の農業体験事業の詳細について質疑があり、事業の周知は市のホームページや広報などで行うよう考えており、柑橘生産者、農事法人及び一般社団法人西予市移住定住交流センターに相談があれば明浜支所産業建設課へ情報提供していただき、受け入れ農家に紹介するよう考えている。農業体験コースは、異なる四季の経験を3回受けることができる5日間コースと10日間コースを予定しているとの答弁であった。

漁村再生交付金事業では、明浜漁港に整備される防波堤の詳細について質疑があり、高山漁港の宮野浦地区において、1メートルの波高を0.4メートルの静穏度に収めるため、50メートル延伸する計画であるとの答弁であった。

ため池等農地災害危機管理対策事業では、危険ため池及び要廃止ため池の件数と年間処理件数について質疑があり、要改修ため池が49池、要廃止ため池のうち防災重点ため池が11池、その他が16池となっており、防災重点ため池は令和13年までに調査・改修するよう県と計画を進めている。まず、宇和町石城地区の地中池の調査を令和4年度に開始し、令和5年から改修を行うこととし、その他の48池は、県の予算措置や市の調査委託費、地元分担金について協議の最中であり、令和20年までに年間4、5池を改修・廃止する計画で進めているとの答弁であった。

経済振興課所管分では、商店街空洞化対策事業の近況について質疑があり、株式会社伊予銀行及び四国電力株式会社と共同で、卯之町の町並みにあるよんでん和み館を活用した取り組みができないか協議を行っているとの答弁であった。

G o T o せいよジオツアーキャンペーンの今後の予定について質疑があり、4月にジオミュージアムがオープンするため、それに合わせて実施したいと考えているが、現在市内の施設では市外の方の利用を制限していることもあり、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めて判断したいとの答弁であった。

みらい発展就業奨励金事業では、申請状況について質疑があり、令和3年度は全体で26名。内訳として、高校卒業者は11名。そのうち宇和高校卒業者が1名、野村高校卒業者が3名。そして、専門学校卒業者が3名、短期大学卒業者が5名、大学卒業者が7名であるとの答弁であった。

林業課所管分では、自伐林家に対する支援について質疑があり、昨年度まで実施していた間伐材出荷促進対策事業に代わり、木材価格安定対策事業として、木材価格の下支えをして安定した経営を支援する。森林経営管理制度事業において、未整備林や再生林の整備など、国庫補助にかからない部分をフォローすることとしており、自伐林家も対象となるとの答弁であった。

委員からは、移住定住を促進する中で、第一次産業に携わりたい方もたくさんおられることがわかっており、自伐林家の支援についても、環境譲与税の活用等、準備をしていただきたいとの意見があった。

バイオマスペレット生産利活用促進事業の販路拡大について質疑があり、毎年ペレットストーブが数台ずつ増えてはいるが、公共施設での利用は限られているため、個人の購入のみということでペレットの使用量が大きく増えるということはないとの答弁であった。

建設課所管分では、道路橋梁施設維持事業における予算の計画と突発的な対応が必要になった場合の調整方法について質疑があり、毎年、各区長から出される要望に沿って予算を立てているが、本庁建設課並びに各支所産業建設課が現地に出向き確認した上で実行しているため、早く要望を出してもらっていても、緊急性を見て後に回すものもある。重要かつ緊急性のある修繕等については、補正予算で対応することになるとの答弁であった。

公営住宅の建替え計画について質疑があり、一の瀬団地建替えを5カ年計画で整備し、現在の81戸が78戸になる。令和4年度には、高山団地の2棟10戸、下松葉団地1棟分18戸、高山川原団地、頭王団地の外壁長寿命化改修工事、旧宇和授産場の解体、その跡地に木造2階の新築住宅1棟6戸を建設、高山久保田住宅は管理条例から削除後に解体する計画である。令和5年度には、明浜町の狩浜団地、俵津大浦団地の外壁長寿命化改修工事、下松葉団地は3棟目の外壁長寿命化改修工事を予定しているとの答弁であった。

野村地区都市再生整備計画事業及び小規模住宅地区等改良事業の完成後の維持管理について質疑があり、のむら復興まちづくりデザインワークショップを開催し、各施設の利用者による維持管理が

できないか検討を行っているとの答弁に対し、住民のためになる事業を期待しているので、意見の集約がきちんと行われるようお願いすると意見があった。

議案第29号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」及び議案第32号「令和4年度西予市公共下水道事業会計予算」では、農業集落排水と公共下水道の接続計画について質疑があり、宇和地区では農業集落排水が公共下水道に隣接しているところがあるため、古いものから順に公共下水道に統合するよう考えている。一番古い農業集落排水が永長、その次が神野久、そのあと田之筋、中川と続いており、永長と神野久は20年以上経過しているため、この地区を先行して統合することを目標としているとの答弁であった。

議案第30号「令和4年度西予市水道事業会計予算」では、水道料金改定のタイムスケジュールについて質疑があり、令和6年度の改定を希望しているが、資料作成や委員の選考、協議等もあるため、時間を要すると予想しているとの答弁であった。

以上、産業建設常任委員会審査報告とする。

令和4年3月17日

産業建設常任委員会

委員長 小玉 忠重